

愛西市地域福祉計画

平成24年3月

愛西市

は じ め に

私達の生活する地域社会では、急速に進む少子高齢化、住民ニーズの高度化・多様化、情報化の急激な進展・核家族化による人間関係の希薄化などがあいまって、様々な福祉問題が表面化してきています。

こうした中、国においては、介護保険制度の充実や、障害者自立支援法の見直しなどが行われ、本市においても、「第5期介護保険事業計画・高齢者福祉計画」や「第3期障害福祉計画」の見直しを進めています。

今日の様々な課題を解決していくためには、福祉制度の充実とあわせて、いままでとは違う視点に立って、新しい形の行政や地域社会づくりが求められています。

このたび策定した地域福祉計画では、「行政主導のまちづくりから脱却し、市民が主役のまちづくり」の精神のもと、策定当初から、市民のみなさま、関係機関、行政が協働により進めてまいりました。その結果、それぞれが役割を担い、市民のみなさまが主体となって地域の福祉課題に取り組んでいける仕組みを確立し、基本理念である「みんなで支え、みんなでかかわり、安心して暮らせるまち」の実現に取り組んでいくこととしました。

これは、これまでのような行政主導の取り組みから考えますと、大きな変革の第一歩と考えています。

この地域福祉計画による新しい取り組みによって、家族や地域のつながりを大切にす
る絆の文化がさらに強くなるきっかけにもなると思っています。

最後になりましたが、この計画を策定するにあたりご尽力賜りました関係各位の皆様をはじめ、市民懇談会やアンケートにご協力いただきました各位に対し、心からお礼申し上げますとともに、計画の目標に向けさらなるご協力とご尽力をお願い申し上げ、発刊にあたってのごあいさつとさせていただきます。

平成 24 年 3 月

愛西市長 八木 忠男

目 次

I	「地域福祉計画」とは（計画策定にあたって）	1
1	「福祉」や「地域（まち）」のイメージ	1
2	「社会福祉」と「地域福祉」	1
3	地域福祉計画策定の背景	2
4	「地域福祉計画」の必要性	3
5	全ての住民が主体となり、地域が舞台となる計画	3
6	地域福祉の担い手とは	4
7	地域福祉計画の位置づけ	5
8	計画期間	5
9	計画策定までの取り組み	6
	（1）アンケート調査の概要	6
	（2）市民懇談会の概要	6
II	地域の現状と福祉課題	7
1	現状と課題整理の方法	7
2	地域福祉の課題の概要	8
3	テーマ別にみた現状と課題	10
	（1）身近な地域について	10
	（2）ボランティアや地域活動について	12
	（3）相談や情報提供について	14
	（4）福祉サービスについて	16
	（5）福祉を知る・学ぶことについて	17
	（6）まちづくり全般について	18
III	地域福祉計画がめざす方向	20
1	基本理念	20
2	基本目標・施策（施策の体系）	22
IV	地域福祉推進のための具体的な行動	24
目標 1	身近な地域の支え合い活動を進める	24
	（1）ご近所同士の見守り活動を進めます	24
	（2）お茶のみ話ができる場を増やします	25
目標 2	ボランティア活動・地域活動を推進する	26
	（1）地域活動・ボランティア活動を応援します	26
	（2）活動の楽しさや魅力を伝えます	27
	（3）活動に役立つ情報を提供します	27
	（4）市民の経験や知識を活かし、助け合う仕組みを充実します	27
	（5）社会福祉協議会等と連携して活動を支援します	28
目標 3	支援を必要としている人とサービスの橋渡しをする	29
	（1）相談しやすい環境を整えます	29

(2) 誰にでもわかりやすい情報を提供します	31
(3) その人らしく生活する権利を守ります	31
目標4 福祉サービスを充実する	32
(1) 福祉サービスをより使いやすくし、質を高めます	32
(2) 福祉サービスの担い手を育てます	33
目標5 福祉について共に学ぶ機会を充実する	34
(1) 福祉を学び、知る機会を充実します	34
目標6 安心・安全なまちづくりを推進する	36
(1) 市民と一緒に災害時の支援体制を強化します	36
(2) 日常生活の足を確保します	37
(3) バリアフリー化を進めます	37
(4) 環境美化や防犯活動を通じて地域のつながりをつくります	38
(5) 悪徳商法等から高齢者や障害者を守ります	38
V 計画推進のために	39
1 総合的な地域福祉の展開	39
(1) 理念の実現に向けた地域福祉の展開	39
(2) 市民と連携による地域福祉の推進	40
2 市民や地域ができること	41
3 計画の進行管理	44
(1) 評価・検証	44
資料編	
1 市民アンケート調査結果	47
(1) 回答者及び家族の属性	47
(2) ボランティアや地域活動について	50
(3) 地域の支え合いについて	56
(4) 日常の悩みや不安について	59
(5) 民生委員・児童委員や社会福祉協議会について	63
(6) 福祉全般について	67
2 地域福祉活動者アンケート調査結果	72
(1) 回答者の属性	72
(2) 地域福祉に関する活動について	74
(3) 地域福祉の充実について	80
3 市民懇談会の概要	86
4 市役所窓口での相談対応状況	90
5 計画策定までの取り組み(経過)	91
6 愛西市地域福祉計画策定委員会設置要綱	92
(第3条関係) 愛西市地域福祉計画策定委員名簿	94

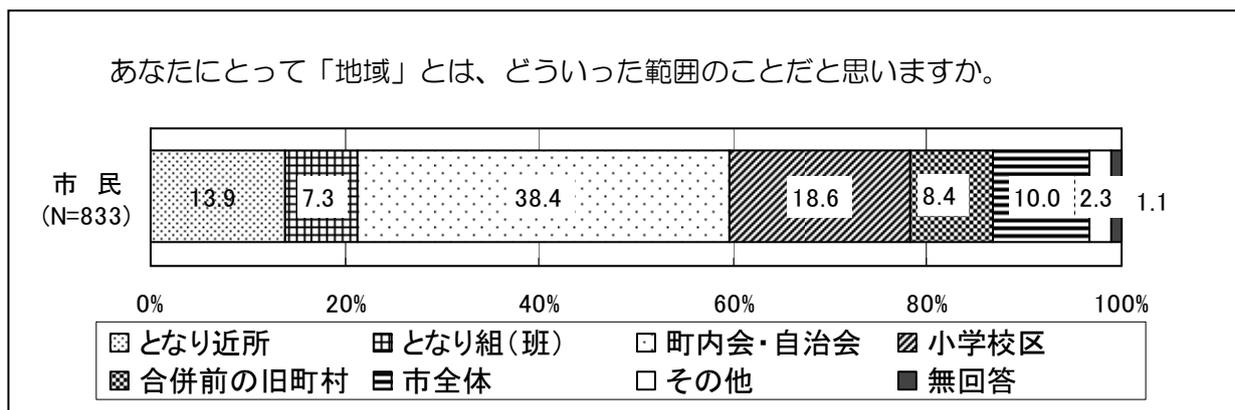
I 「地域福祉計画」とは（計画策定にあたって）

◎地域福祉推進の主体である住民等の参加を得て、地域の要支援者の「生活課題」に対応する必要なサービスを提供する体制づくりを、計画的に整備推進するものです。

1 「福祉」や「地域（まち）」のイメージ

「福祉」や「地域（まち）」と聞くと何をイメージされますか。人により様々なイメージを抱くことと思います。

アンケート調査においても「地域（まち）の範囲」は、となり近所から愛西市全体など様々でした。



2 「社会福祉」と「地域福祉」

「社会福祉」とは、個人や家族など個人的・私的な取り組みだけでは解決できない生活上の問題・課題を、社会的に解決を図るための制度や取り組みの総称です。また、福祉サービスは、高齢者や障害者、児童など対象者が限定される場合が多くなっています。

一方、「地域福祉」は、誰もが住み慣れた家庭や地域で安心していきいきと暮らしていくために、地域住民や地域の各種団体、ボランティア、福祉サービス提供者、行政などが連携し、制度によるサービスを利用するだけでなく、地域での人と人とのつながりを大切にし、お互いに助けられたり、助けたりする関係を築きながら、“共に生き、支え合う社会”を実現しようとする事です。

3 地域福祉計画策定の背景

社会福祉制度は、戦後間もない時期における生活困窮者の保護・救済を目的として出発し、その後の経済成長とともに発展してきました。

しかし、「地域社会の変化」にともない、多様化する福祉ニーズに対応するため、社会福祉事業、社会福祉法人、措置制度などの社会福祉に共通な基盤的制度的見直しが行われることになりました。これが「社会福祉基礎構造改革」です。

この改革では、生活上の様々な問題が発生し、自らの努力だけでは自立した生活を維持できなくなった個人が、人としての尊厳をもって、家庭や地域の中で障害の有無や年齢にかかわらず、その人らしい生活を送れるよう支援することが、これからの社会福祉の目的であるとし、①個人の自立を基本とし、その選択を尊重した制度の確立、②質の高い福祉サービスの拡充、③地域での生活を総合的に支援するための地域福祉の充実、を3つの柱として改革が行われました。

この改革の中で、平成 12（2000）年6月に社会福祉事業法が改正され、「社会福祉法（以下「法」という）」が成立しました。そして、「地域福祉の推進」はこの法の中で位置づけられています。

社会福祉法

（目的）

第1条 この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まって、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉（以下「地域福祉」という。）の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もって社会福祉の増進に資することを目的とする。

（地域福祉の推進）

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

（市町村地域福祉計画）

第107条 市町村は、地方自治法第2条第4項の基本構想に即し、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようする時は、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営む者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表するものとする。

- 1 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 2 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 3 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

4 「地域福祉計画」の必要性

法では、「地域福祉計画」を規定しています。地域福祉をどの様に進めていくか、それぞれの市町村により異なります。言い換えると、市町村の地域福祉に対する思いが、この地域福祉計画なのです。なお、都道府県は「地域福祉支援計画」を策定し、市町村の地域福祉を支援することが法に定められています。

社会や産業構造の変化により、私たちの愛西市においても、家族のきずなや地域のつながりが希薄になってきています。また、子育てや介護・介助などの支援を必要とする人や家庭、困りごとや悩み事を抱える人が増えています。

これらの課題に対し、「個人や家族で解決する」（自助）、「地域の人たちや行政と一緒に解決する」（共助）、「行政や制度的なサービスを利用して解決する」（公助）、さらにこれらの組み合わせにより解決していくことが求められています。

こうしたことから、愛西市をもっと暮らしやすいまちにするために、市民と行政と一緒に地域福祉を推進していくうえでの羅針盤となる計画を策定する必要があります。

5 全ての住民が主体となり、地域が舞台となる計画

これまでの社会福祉は、ややもすると行政から住民への給付という形をとってきました。これからは、個人の尊厳を重視し、自分に適したサービスを選択できる社会福祉でなければなりません。つまり、主体は利用者自身なのです。また、地域福祉は、現に福祉サービスを利用している人だけを対象としたものではなく、全ての住民が対象となり、主体となります。

愛西市にはたくさんの方が生活しています。それぞれの思いや生き方も違います。大切なのは、一人ひとりがお互いを尊重しながら、「助ける人」と「助けられる人」という一方的な関係ではなく、「持ちつ持たれつ」、「お互い様」という対等で相互の関係を築くことです。

私たちのまちをもっと暮らしやすくするためには、全ての住民が主体となり、自分ができる小さなことを地域の中に少しずつ広げ、一人ひとりが地域の担い手となることが必要なのです。

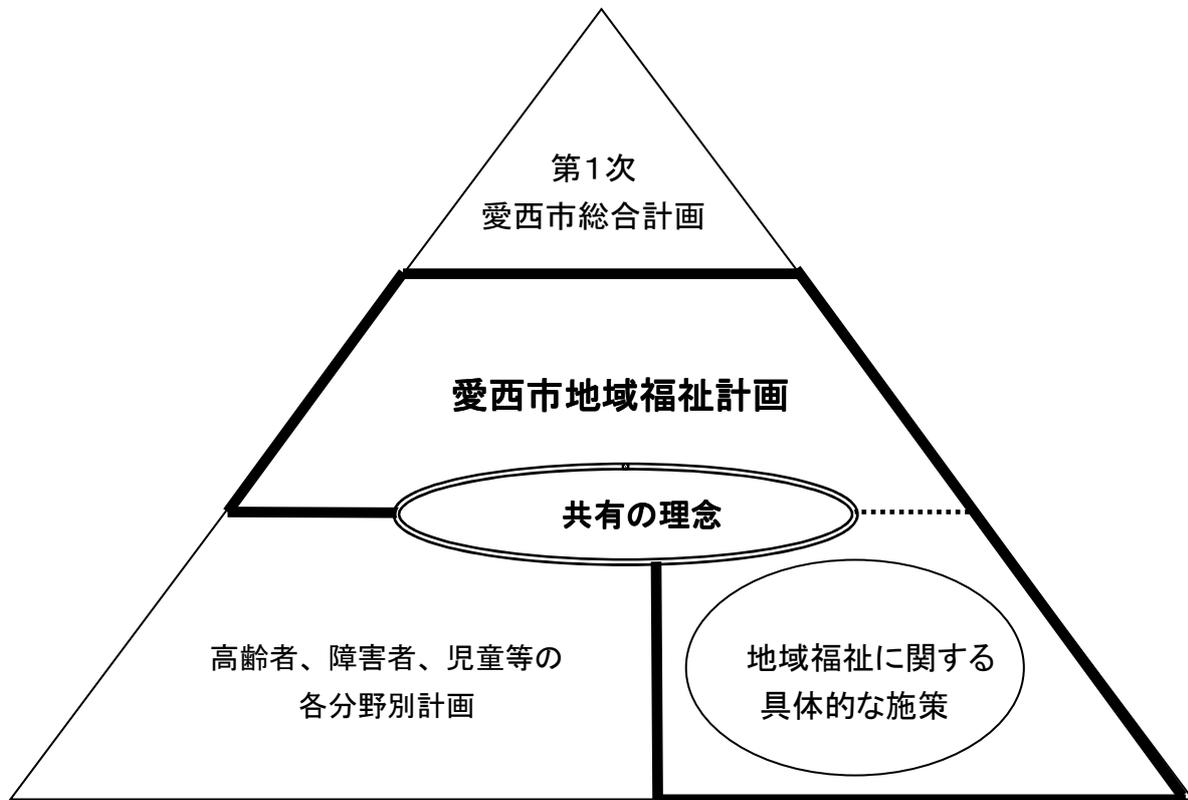
6 地域福祉の担い手とは

地域福祉は、行政だけでなくその地域に住んでいる人、働いている人、学校に通学している人、活動している団体など、「地域で生活し、活動している全ての人」が推進の担い手です。

具体的には、地域住民、自治会・町内会、一般企業、商店会等、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、ボランティア団体、特定非営利活動法人（以下「NPO法人」という）、学校、農協、社会福祉法人、民間事業者や愛西市で働く人などで、それらの人々と協働して地域福祉を進めることが重要です。

7 地域福祉計画の位置づけ

愛西市総合計画を最上位計画とし、高齢者、障害者、児童等に係る計画との整合性及び連携を図り、これらの既存計画と理念を共有する計画です。



8 計画期間

平成 24 年度から平成 33 年度までの 10 年間とします。

なお、計画は5年をめぐりに必要に応じて見直しを行います。

9 計画策定までの取り組み

地域福祉計画は、地域住民のニーズを十分把握し、それらを計画に反映していくことが必要なため、策定委員会、庁内専門部会による検討、市民アンケート調査、地域福祉活動者アンケート調査、市民懇談会を実施しました。

(1) アンケート調査の概要

①調査の目的

愛西市地域福祉計画を策定するため、地域福祉に関する活動実態や意識等を把握することを目的に実施しました。

②調査方法の概要

種 類	市民アンケート	地域福祉活動者アンケート
対象者	16歳以上の市民	老人クラブ、ボランティア等
調査時期	平成22年8月	
調査方法	郵送配布・郵送回収	
配布票数	2,000票（無作為抽出）	300票
回収票数	834票（41.7%）	207票（69.0%）
有効票数	833票（41.7%）	207票（69.0%）

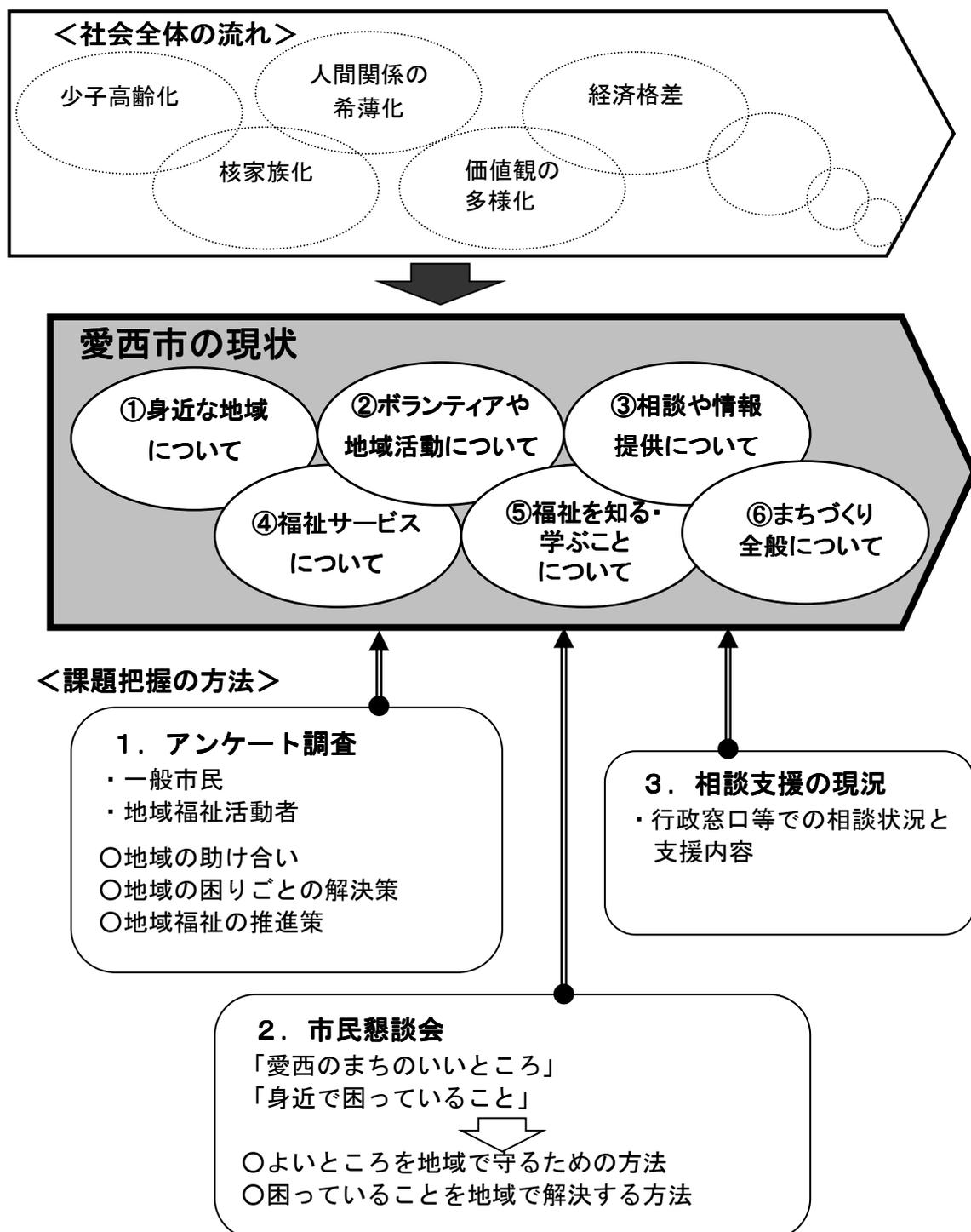
(2) 市民懇談会の概要

地域福祉計画の策定にあたって、平成22年11月から12月にかけて市民懇談会を開催しました。市民懇談会開催にあたって、参加者を募集したところ、高校生から70歳代まで、34名の市民からの応募がありました。「佐屋・立田地区」「佐織・八開地区」の2地区で、それぞれ3日間ずつ、愛西市の地域福祉について、グループで語り合いました。

Ⅱ 地域の現状と福祉課題

1 現状と課題整理の方法

愛西市における地域福祉の現状と課題について、アンケート調査、市民懇談会、行政の窓口等に寄せられる相談等の現状から、課題を大きく6つのテーマで整理しました。



2 地域福祉の課題の概要

地域福祉の課題と、解決のためのキーワードを下記のとおり整理しました。

1. 身近な地域について

- ご近所づきあいの良さが残っている
- 子どもから大人まであいさつをする人が多い
- 地域の行事を盛り上げたい
- ひとり暮らし、高齢者のみ世帯が増加している
- 日常生活が不自由になった時、「声かけをして」欲しい
- 孤立死が社会問題となっている
- 民生委員との交流や情報交換の機会が少ない
- 地域の助け合いの力、コミュニティ力が低下している
- マナー・配慮が欠けている
- 地域に対する関心が低い
- 手助けを必要としている人の情報が不足している

課題解決のキーワード

- あいさつ・声かけ
- 話し相手
- コミュニティ
- 集いの場
- 見守り
- 地域行事
- 孤立死防止
- 安否確認・声かけ
- 民生委員・児童委員
- 情報共有

2. ボランティアや地域活動について

- 後継者や新しいメンバーが少ない
- 地域との情報交換の機会が少ない
- 活動の場を充実して欲しい
- ボランティア活動に参加したいと思っている人はいても、参加している人は少ない
- 「環境・美化」や「健康づくり」等に対する関心が高い

課題解決のキーワード

- ボランティアの育成
- 活動情報・PR
- 活動の魅力づくり
- 活動の場、拠点
- 参加のきっかけづくり
- やりがいを強くする

3. 相談や情報提供について

- 身近な相談窓口やわかりやすい情報提供の充実を求める声が多い
- 認知症高齢者の財産・金銭管理、子どもの発達、児童虐待、母子家庭の自立に関する相談が増加傾向にある
- 多様化する課題に対して1つの担当課だけでは対応が困難になっている

課題解決のキーワード

- 身近な相談窓口
- わかりやすい情報
- 関係機関との連携
- 認知症高齢者等への支援
- 財産・金銭管理、成年後見制度の活用
- 虐待、DV等への対応

4. 福祉サービスについて

- 自分自身での健康づくりを基本とし、万一、介護が必要となった時にも安心して住み続けられるまちにしたい
- 障害があっても安心して暮らせるサービスが欲しい
- 児童クラブの充実・PR
- 「地域の助け合い」とあわせて「福祉サービスの充実」や「福祉施設の充実」を求める声が多い
- 家族介護者の負担を軽減できるよう支援して欲しい
- 社協に対して在宅サービスの充実が期待されている
- 低所得者など地域では支えきれない人の対応

課題解決のキーワード

- サービスの充実
- サービスの質
- 家族介護者支援
- 低所得者支援

5. 福祉を知る・学ぶことについて

- ボランティア等に関わっていないが、福祉に関心がある人に対してさらなる福祉の理解が必要
- 地域福祉に関する講習会をして欲しい
- ボランティアコーディネーターを育成して欲しい
- 学校でマナーや福祉教育を進められないか

課題解決のキーワード

- 福祉教育

6. まちづくり全般について

- 「地震や台風などの災害」などに対する不安が大きい
- 通院や外出の支援を求める声が多い
- 犯罪が無い地域で安心して暮らしたい
- 巡回バスを充実して欲しい
- 歩きやすく、安全な道路
- 美化活動や防犯活動に対する関心が高い
- 振り込み詐欺など消費者被害の防止が必要

課題解決のキーワード

- 災害時の安否確認
- 生活の足、外出支援
- バリアフリー
- 美化活動
- 防犯活動
- 防災活動
- 消費者被害の防止

3 テーマ別にみた現状と課題

(1) 身近な地域について

①市民からみた課題

- ・地域の人に手助けをして欲しいこと「安否確認や声かけ」(6割弱)
- ・地域で手助けできること「安否確認や声かけ」(7割弱)
- ・両者を結ぶ地域の見守り体制が必要です。

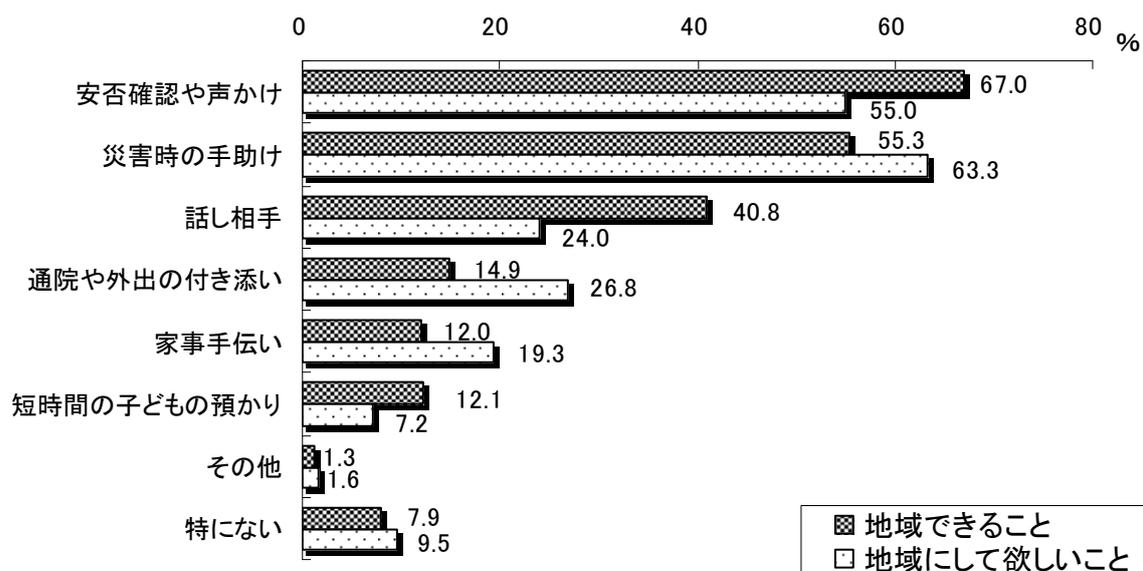


図1 地域にして欲しいこと・自分ができること／市民

- ・市民は、「となり近所の助け合い」や「町内会組織による助け合い」が大切だと思っています。

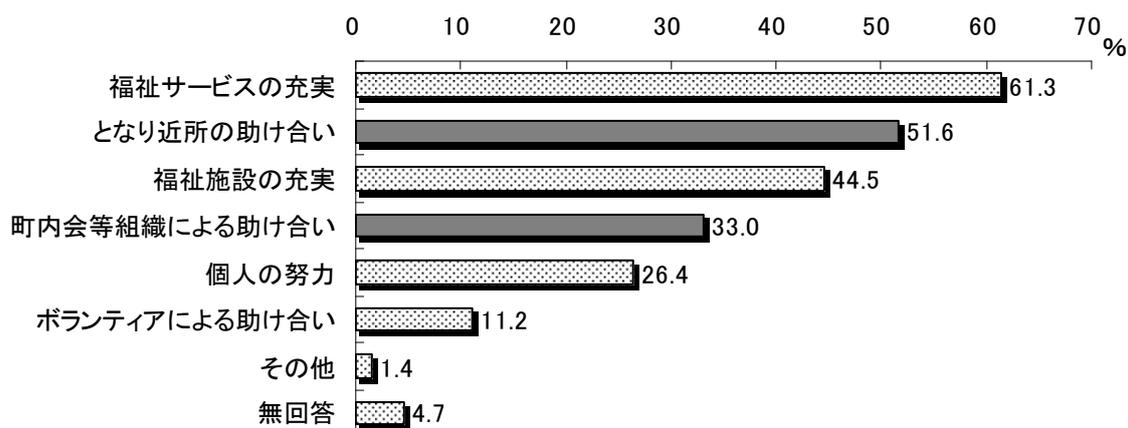


図2 地域で安心して暮らすために大切なこと／市民

- ・地域福祉活動者に寄せられる相談は、「地域住民同士の助け合い」に関することが最も多くなっています。

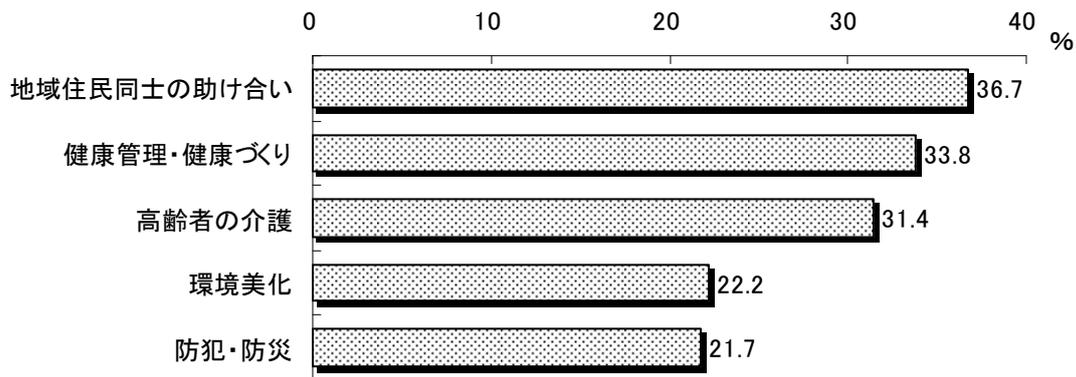


図3 活動を通じて住民から相談を受けること／地域福祉活動者

- ・市民アンケートでは、「近所づきあいが全くない」や「顔も知らない」が1割程度みられます。
- ・「個人情報保護法が、地域の助け合い活動の妨げとなっている」という声が多くあります。
- ・地域の良さとして、市内各地で「隣近所の助け合い」や「誰にでもあいさつをしあう」などがあげられています。
- ・ひとり暮らし、高齢者のみ世帯が増加しており、孤立死や閉じこもり等を心配する声があります。

②市の取り組みからみた現状と課題

(孤立死防止等の対策)

- ・取り組みを推進していくためには、住民、自治会及び関係機関との連携が不可欠です。孤立死防止につながる事業（「乳酸菌飲料給付事業」「配食サービス」「緊急通報システム」など）とあわせて、地域住民による自主的な見守り活動を推進していく必要があります。
- ・現在、高齢福祉課と地域包括支援センターとが中心となって、ひとり暮らし高齢者に焦点を当て、民生委員及び福祉関係機関との連携による取り組みを実施していますが、孤立死は、高齢者ばかりでなく、福祉の対象とはなりにくい比較的若い世代にも起こっています。そのことに対し、行政だけで対応するには限界があることから、今後は地域住民、関係機関、市役所の福祉担当以外の部署等とさらに連携を強化した取り組みを行う必要があります。

(2) ボランティアや地域活動について

①市民からみた課題

- ・現在ボランティアや地域活動に参加している人は1割ですが、4割の人が「機会があれば参加したい」と思っていることから、これらの人たちが、活動に参加するきっかけづくりが必要です。

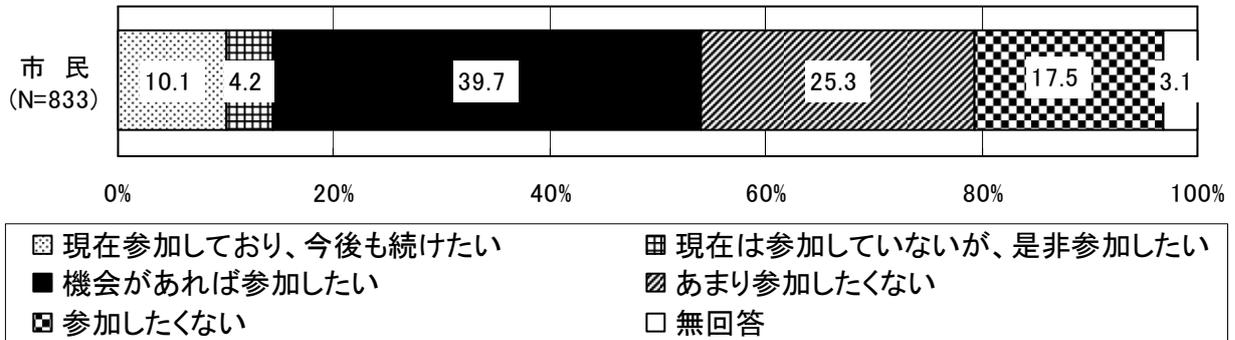


図4 ボランティア活動や地域活動への参加意向／市民

- ・市民は、「環境・美化」や「健康づくり」に対する関心をもっています。関心の高いテーマを中心に地域福祉活動に広げていくことも考えられます。
- ・活動に参加しやすい条件として、「身近なところや便利なところに活動の場があること」が求められています。

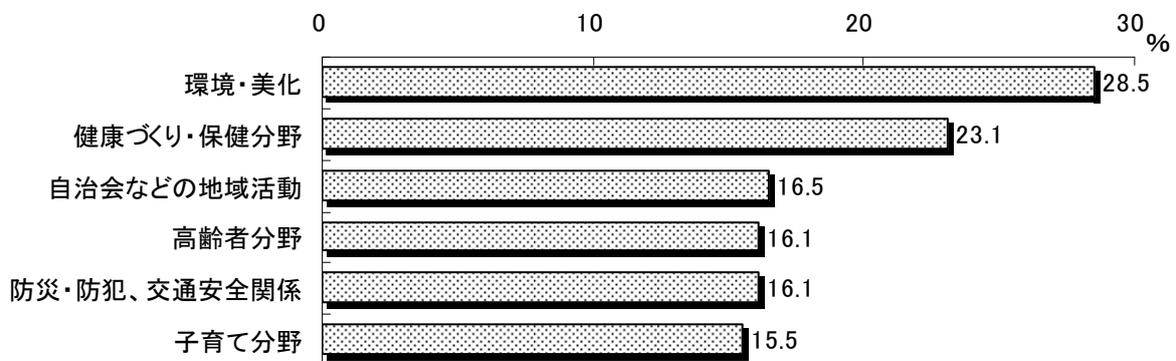


図5 ボランティアや地域活動に参加したい分野（15%以上の項目）／市民

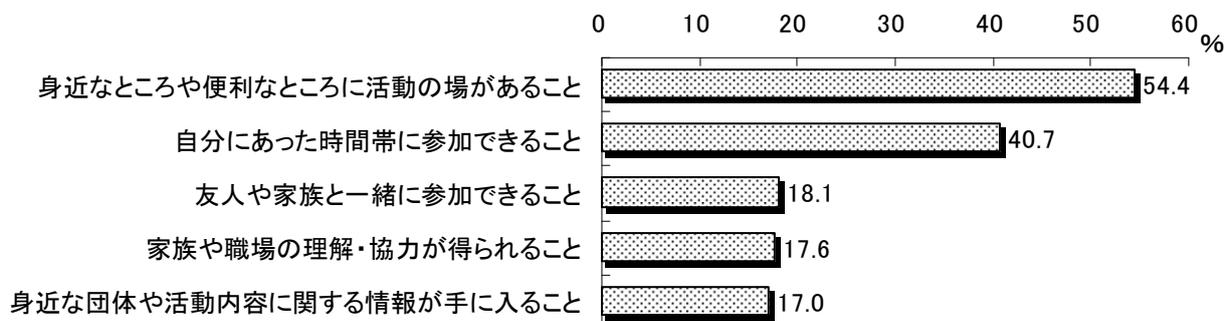
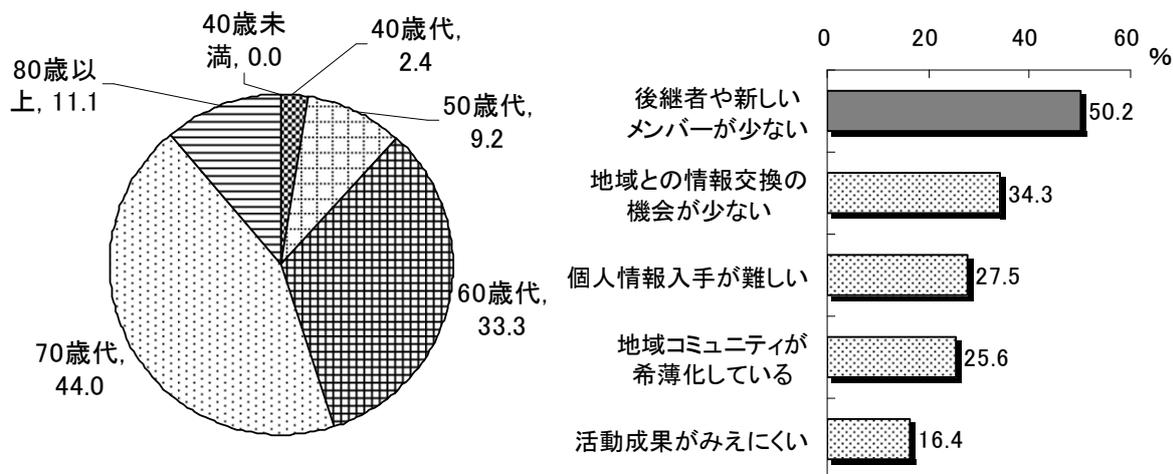


図6 ボランティアや地域活動の環境や条件（上位5つ）／市民

- ・地域福祉活動者の高齢化により世代交代が進みにくく、新しいメンバーや後継者不足を課題にあげる割合が高くなっています。



左 図7 活動者（民生委員、老人クラブ等）の年齢構成／地域福祉活動者

右 図8 地域福祉活動を進めるうえでの課題（上位5つ）／地域福祉活動者

- ・行政や社協に対して、地域福祉活動に対する指導や支援を求める声があります。
- ・婦人会の魅力づくりや、後継者の育成の必要性があげられています。
- ・市や社協に対しては、活動に役立つ情報提供や、自主活動のPRなどを求める声があります。
- ・地域活動を進めるために、市や社協に対して、ボランティアコーディネーターの育成を求める声があります。

②市の取り組みからみた現状と課題

- ・地域包括支援センターでは集会所等で介護予防についての啓発を行っています。
- ・健康づくり活動は、市民の関心も高く、介護予防の面でも推進が必要です。特に健康づくりや介護予防は継続的な取り組みが重要であることから、市で実施している各教室が終了後、地域で自主的に取り組める場や機会が必要です。

(3) 相談や情報提供について

①市民からみた課題

- 市民は、「相談窓口の充実」や「保健福祉に関する情報提供の充実」を求めています。
- 地域福祉活動者は、市民と同様に「相談窓口の充実」に加えて、「相談・調整などの専門職員の充実」を求めています。
- 地域の助け合いだけでは対応できないことについて、やさしい相談窓口（何でも相談）を求める声があります。

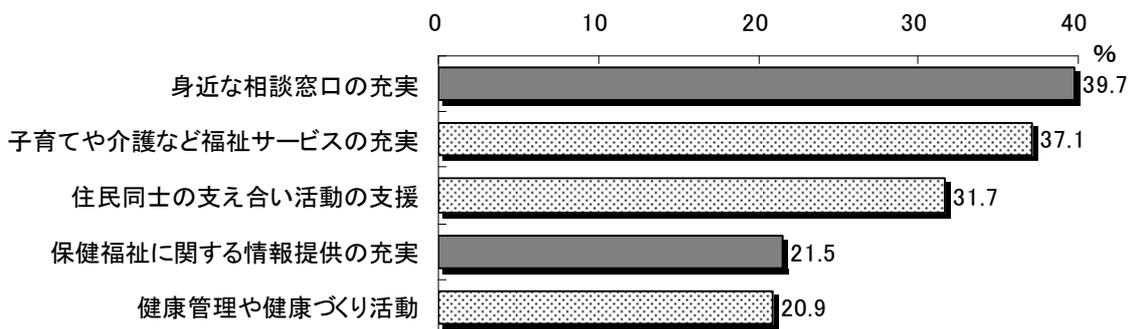


図9 地域福祉の充実のために市が積極的に取り組むべきこと（上位5つ）／市民

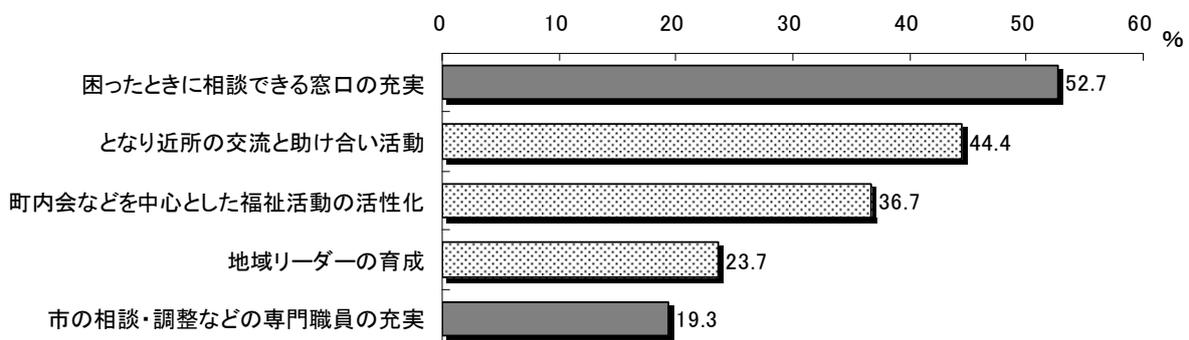


図10 市民同士が助け合うまちづくりの取り組み（上位5つ）／地域福祉活動者

- 地域福祉活動者は、「地域との情報交換の機会が少ない」「個人情報入手が難しい」など、情報に関することを課題にあげています。

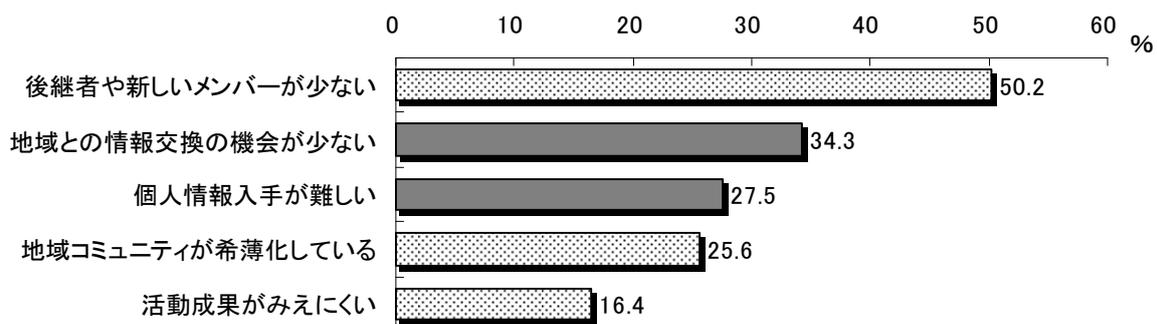


図11 地域福祉活動を進めるうえでの課題（上位5つ）／地域福祉活動者

②市の取り組みからみた現状と課題

ここでは、相談の対応状況や課題をまとめています。なお、平成 22 年度の相談件数を、P90「市役所窓口での相談対応状況」にとりまとめています。

(児童関連／児童福祉課)

- ・離婚や母子家庭に関する相談は、子ども手当の申請方法、技能や資格の取得、就業支援などをおこなっています。
- ・家庭の子育て力が低下している中で、相談や支援の増加が予想されます。また、これらの支援は、県の関係機関との連携や、家庭訪問等による継続的な支援が重要です。

(健康関連／健康推進課)

- ・子どもの発達に関する相談は、専門機関に受診奨励や、就学に向けて学校と連携を図っています。
- ・精神に関する相談は、必要に応じて医療機関への受診を奨励しています。こころに病を抱える人が増える中で、相談支援体制の充実が求められています。

(障害者関連／社会福祉課・障害者相談事業所)

- ・障害者の就労相談・生活相談や、障害者家庭等の自立支援に関する相談は、増加傾向にあります。また、1つの相談について、複数回の対応が必要なことが少なくないのも特徴です。

(女性、DV等／社会福祉課)

- ・DVや虐待に関する相談は、件数としては多くありませんが、総合的な支援が必要なことから、女性相談センターと連携を図り、対応しています。

(生活保護・家計関連／社会福祉課)

- ・生活保護に関する相談は、増加傾向にあり、経済不況が続く中、さらなる増加が予想されます。
- ・生活保護については、その人の能力にあわせた自立支援が重要となっています。

(高齢者関連／地域包括支援センター)

- ・地域包括支援センターでは、総合相談が多くを占めています。
- ・成年後見制度や財産・金銭管理に関する相談が増加傾向にあります。
- ・地域包括支援センターには、独居高齢者からの漠然とした不安の相談、独居高齢者に対する隣人からの相談、認知症に関する相談、高齢者虐待に関する相談、施設入所の相談、老夫婦からの障害のある子どもについての相談などが寄せられ、その内容は多岐にわたっています。

(福祉サービス全般・ボランティア関連／地域包括支援センター)

- ・認知症等により、預金の出し入れや日常の財産・金銭管理に不安のある方等の相談に対応し、必要に応じて「成年後見制度」「日常生活自立支援事業」等の利用につなげています。
- ・高齢化のさらなる進行にともない、独居高齢者や認知症高齢者の増加が予想されることから、成年後見制度の利用には至らないまでも、金銭管理のニーズの増加が予想されます。

(4) 福祉サービスについて

①市民からみた課題

- 市民の多くが「子育てや介護など福祉サービスの充実」を求めています。

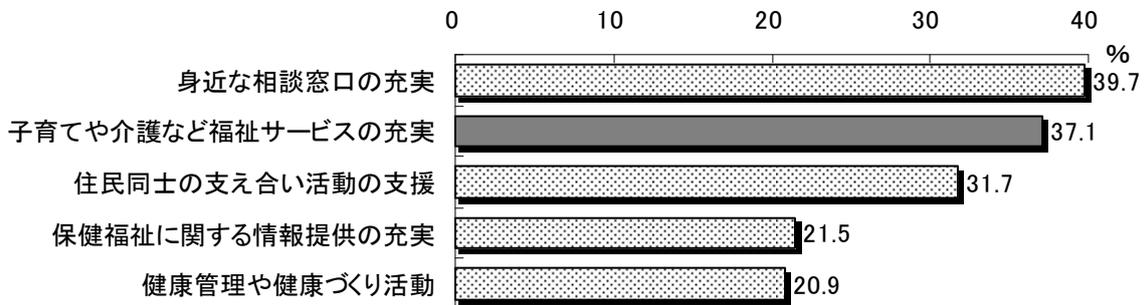


図 12 市が積極的に取り組むべきこと（上位5つ）／市民

- 地域福祉活動者の多くが、「高齢者の介護等に対する支援」に積極的に取り組むべきと思っています。

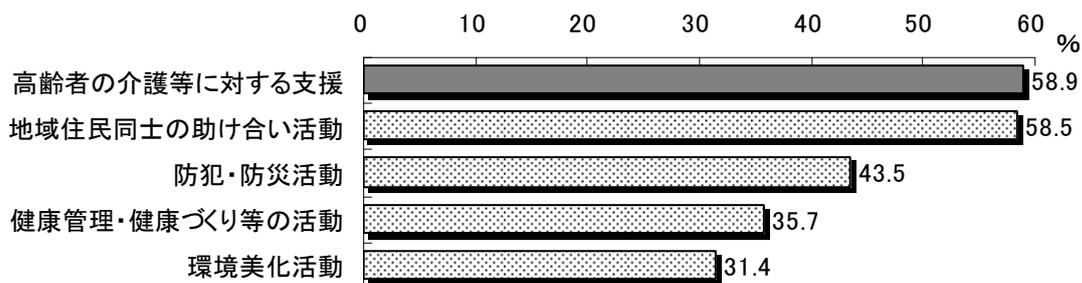


図 13 地域で積極的に取り組むべきこと（上位5つ）／地域福祉活動者

- 地域だけでは支えきれないことに対しては、高齢者、障害者、児童、低所得者など、それぞれの公的サービス等の充実を求める声があります。

②市の取り組みからみた現状と課題

- 介護保険サービスが始まって11年が経過し、この間の制度改革にともない、地域で住み続けられる支援が重要となっており、医療との連携や、24時間体制の見守り等が求められています。
- 障害分野では、平成18年度から障害者自立支援法による支援体制が始まり、国においては、新たな制度が議論されているところですが、利用者の不利益とならない支援が重要です。さらに、平成23年7月には、改正障害者基本法が可決・成立し、制度や慣行・観念等による制約も「障害」の定義に加えるとともに、地域で共生できる環境整備をめざすなどとされました。

(5) 福祉を知る・学ぶことについて

①市民からみた課題

- 福祉の仕事やボランティア等には関わっていないものの、福祉に関心をもっている人が3割弱となっています。これらの人が、福祉を知り、学ぶことによって、地域福祉の担い手をなることも期待できます。

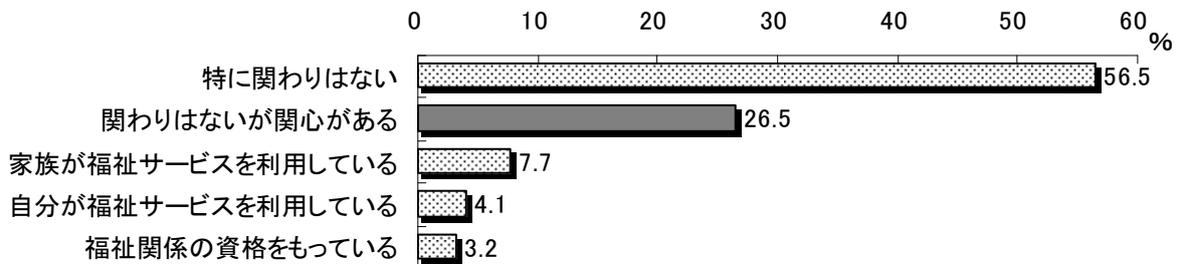


図 14 福祉の関わり（上位5つ）／市民

- 民生委員や社会福祉協議会の活動について「知らない」人が4割弱みられます。地域福祉の担い手について、さらなる周知が必要です。

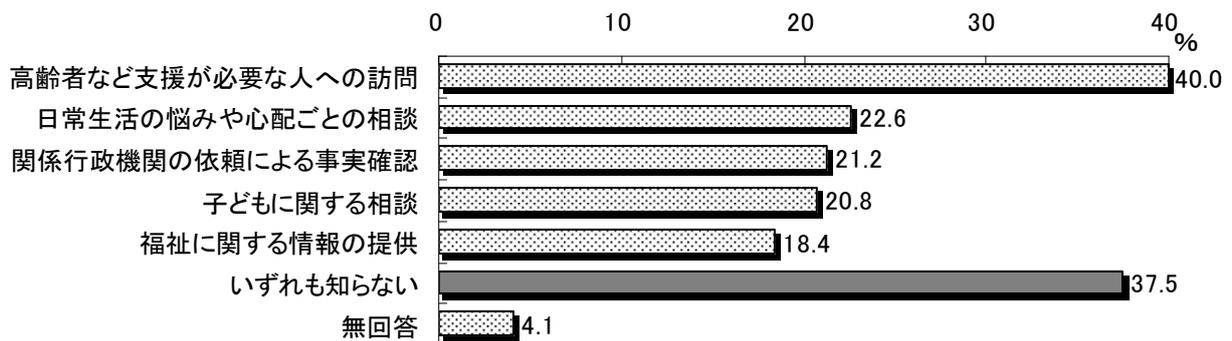


図 15 民生委員・児童委員の活動について知っていること／市民

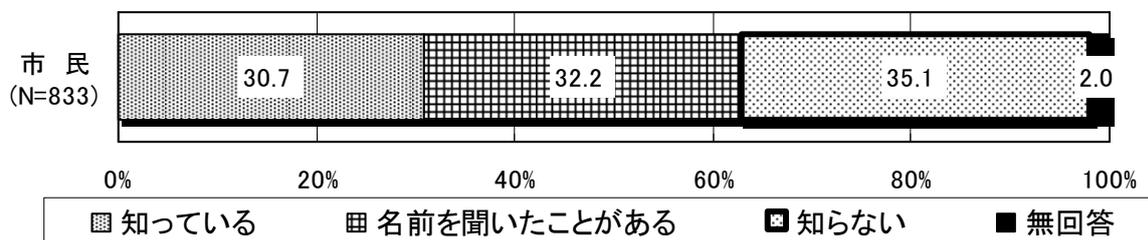


図 16 社会福祉協議会について／市民

②市の取り組みからみた現状と課題

- 小中学校において福祉実践教室に取り組んでいますが、さらに、地域の協力を求めて福祉教育を広げていくことが大切です。

(6) まちづくり全般について

①市民からみた課題

- アンケート調査では、日常の不安で「地震や台風などの災害」「犯罪などの治安」をあげる割合が高いことから、地域と連携による災害時の安否確認体制を強化や、日常の防犯活動を推進していく必要があります。

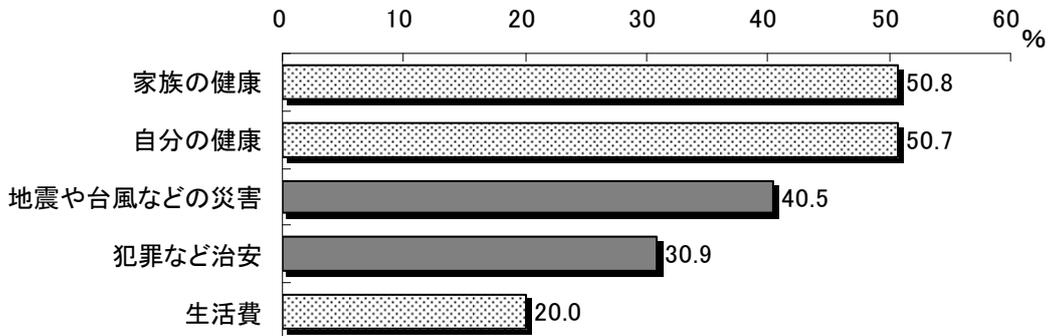
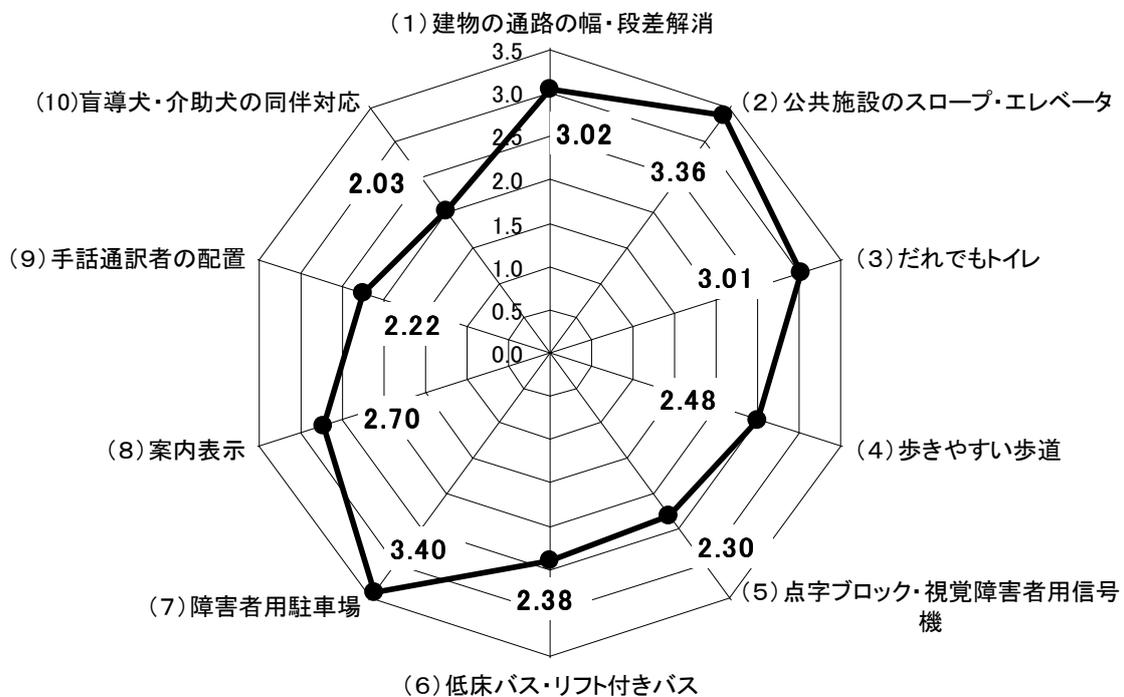


図 17 日々の生活の不安や悩み（上位5つ）／市民

- 公共施設等のバリアフリー化や障害者用駐車場の設置については、一定程度の整備が進んでいるという評価がある一方で、「歩きやすい歩道」「点字ブロック等の整備」については、進んでいないという評価が多くなっています。
- 市民懇談会では、「歩きやすい、安全な道路」を求める声が多くなっています。



※グラフの数値は、「整備されている」を5、「やや整備されている」を4、「どちらでもない」を3、「あまり整備されていない」を2、「整備されていない」を1とした場合の平均値。

図 18 建築物や公共交通機関、情報案内、公園や道路などについて

- ひとり暮らし高齢者、高齢者のみ世帯の増加などにより、通院、買い物の足の確保に対する声が多くなっています。市民の足となっている巡回バスは地域により、評価が分かれています。
- 市民懇談会では、住みやすさのひとつとして、愛西市の自然や環境の良さをあげる声が多く聞かれました。また、アンケート調査においても、ボランティアや地域活動の分野として「環境・美化」の割合が最も高かったことから、環境関連活動を通じてコミュニティの活性化を図ることも有効です。

②市の取り組みからみた現状と課題

- 通学時の子どもの交通安全や犯罪防止のため、地区の保護者と連携して、通学路の見守りや集合場所への誘導として防犯パトロールの実施をしています。また、中学校正門附近や学校周辺の横断歩道にて保護者が街頭指導（あいさつ運動）の実施をしています。
- 訪問販売、リフォーム詐欺、振り込め詐欺等、高齢者等が被害に遭う犯罪が増加しています。
- 認知症高齢者や知的障害者等が消費者被害に遭わないようにするため、権利擁護体制の充実とあわせて、消費者啓発が重要です。
- また、被害に遭った人が早い段階で相談し、可能な限りの対応が受けられるようにすることも重要です。

Ⅲ 地域福祉計画がめざす方向

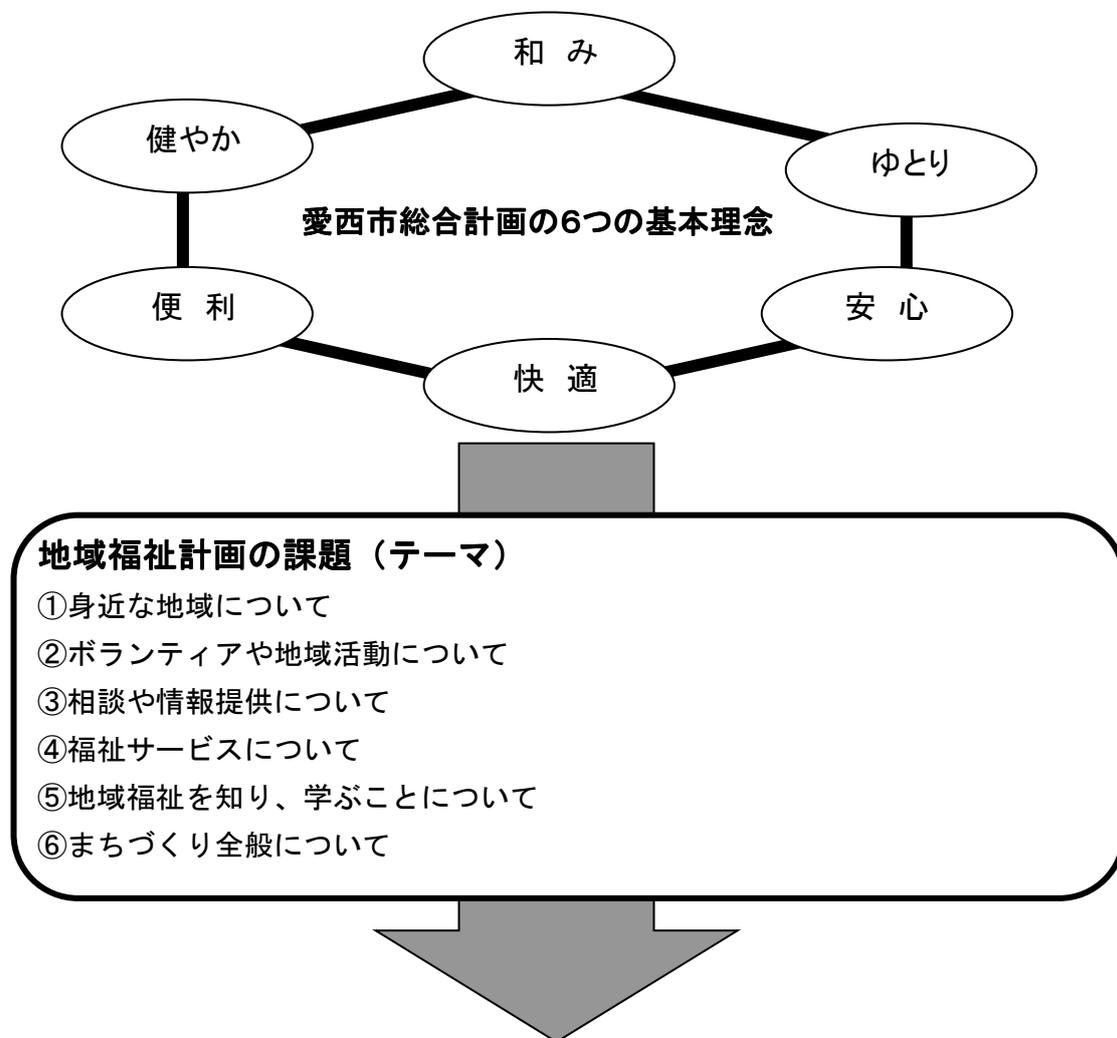
1 基本理念

地域福祉を推進していくためには、計画の基本理念、基本目標、取り組みの方向を、行政と住民が共有することが大切です。

本計画の上位計画である愛西市総合計画では、将来像を「人々が和み、心豊かに暮らすまち」としています。

このことを踏まえ、本計画の基本理念と基本目標を下記のとおり設定します。

■基本理念（キャッチフレーズ）



総合計画の福祉関連分野の理念の実現と、地域福祉の課題解決のための基本理念

みんなで支え、みんなでかかわり、安心して暮らせるまち

【基本理念】

「みんなで支え、みんながかかわり、安心して暮らせるまち」

● 「みんなで支え」

地域において見守りや困った時に相談ができ、愛西市の良いところや住みやすい環境をみんなで守り、各々ができる力を出し合い支え合う地域づくりをめざします。

● 「みんながかかわり」

市民や行政、その他いろいろな人がかかわりあい、つながりをつくりながら、安心・安全に暮らせる地域づくりをめざします。

● 「安心して暮らせる」

万一、災害等が発生した際にも地域で助け合えるまち、孤立死ゼロのまちなど、いつまでも安心して暮らせる地域づくりをめざします。

この基本理念を念頭に置き、地域福祉の推進を図ります。また、この理念は、今後策定される児童、高齢者、障害者等の各分野別計画にも共通理念として反映されるものとします。

■ 基本目標

地域福祉の課題を解決し、基本理念の実現するために、基本目標を下記のとおり設定します。

目標 1 : 身近な地域の支え合い活動を進める

目標 2 : ボランティア活動・地域活動を推進する

目標 3 : 支援を必要としている人とサービスの橋渡しをする

目標 4 : 福祉サービスを充実する

目標 5 : 地域福祉について共に学ぶ機会を充実する

目標 6 : 安心・安全なまちづくりの推進する

2 基本目標・施策（施策の体系）

課題のキーワード

1. 身近な地域について

- あいさつ・声かけ
- 話し相手
- コミュニティ
- 集いの場
- 見守り
- 地域行事
- 孤立死防止
- 安否確認・声かけ
- 民生委員・児童委員
- 情報共有

基本目標・施策

【目標1】

身近な地域の支え合い活動を進める ＜施策＞

- (1)ご近所同士の見守り活動を進めます
- (2)お茶のみ話ができる場を増やします

2. ボランティアや地域活動について

- ボランティアの育成
- 活動情報・PR
- 活動の魅力づくり
- 活動の場、拠点
- 参加のきっかけづくり
- やりがいを強くする

【目標2】

ボランティア活動・地域活動を推進する ＜施策＞

- (1)地域活動・ボランティア活動を応援します
- (2)活動の楽しさや魅力を伝えます
- (3)活動に役立つ情報を提供します
- (4)市民の経験や知識を活かし、助け合う仕組みを充実します
- (5)社会福祉協議会等と連携して活動を支援します

3. 相談や情報提供について

- 身近な相談窓口
- わかりやすい情報
- 関係機関との連携
- 認知症高齢者等への支援
- 財産・金銭管理、成年後見制度の活用
- 虐待、DV等への対応

【目標3】

支援を必要としている人とサービスの 橋渡しをする ＜施策＞

- (1)相談しやすい環境を整えます
- (2)誰にでもわかりやすい情報を提供します
- (3)その人らしく生活する権利を守ります
(権利擁護の充実)

4. 福祉サービスについて

- サービスの充実
- サービスの質
- 家族介護者支援
- 低所得者支援

【目標4】

福祉サービスを充実する

<施策>

- (1)福祉サービスをより使いやすくし、質を高めます
- (2)福祉サービスの担い手を育てます

5. 福祉を知り、学ぶことについて

- 福祉教育

【目標5】

福祉について共に学ぶ機会を充実する

<施策>

- (1)福祉を学び、知る機会を充実します

6. まちづくり全般について

- 災害時の安否確認
- 生活の足、外出支援
- バリアフリー
- 美化活動
- 防犯活動
- 防災活動
- 消費者被害の防止

【目標6】

安心・安全なまちづくりを推進する

<施策>

- (1)市民と一緒に災害時の支援体制を強化します
- (2)日常生活の足を確保します
- (3)バリアフリー化を進めます
- (4)環境美化や防犯活動を通じて地域のつながりをつくれます
- (5)悪徳商法等から高齢者や障害者を守ります

IV 地域福祉推進のための具体的な行動

目標 1 身近な地域の支え合い活動を進める

◆基本指針

- 地域での住民同士の関係は「町内会の範囲で、立ち話程度」を基本に、できることから支え合い活動を進めていく。
- 町内会よりも広い範囲での活動や、つながりの深さについては、意志のある活動者やボランティア団体・NPO法人の支援等により進めていく。

【10年後の姿】地域の中に見守りがあり、地域のつながりが広がっている			
	市・社会福祉協議会	町内会・NPO法人 ・ボランティア団体等	市民（家庭・個人・法人）
主な役割分担	<ul style="list-style-type: none"> ○見守り関連事業や制度を継続する。（市） ○サロン活動等の支援を継続する。（社協） 	<ul style="list-style-type: none"> ○あいさつ運動をする。 ○見守り活動をする。 ○近所で茶話会・サロンの実施する ○高齢者の知識や経験を活用した集いを開く。 ○地域の輪を広げる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○声かけをする。 ○家庭内でのコミュニケーションを行う。 ○ご近所づきあいを積極的に行う。 ○話し相手になる。 ○困った時のために、自助・共助の力をつける。
重点	◎孤立死防止活動を推進する		

◆具体的施策

（1）ご近所同士の見守り活動を進めます

①安否確認

市では、ひとり暮らし高齢者等に対する安否確認を兼ねて様々な事業や活動を行っています。これらの事業等の周知状況や有効性について検証し、見守り体制の充実を図ります。

②孤立死防止活動の推進

平成19年度に実施したモデル事業等の経験を活かし、市民に対して孤立死防止対策の必要性について積極的に啓発するとともに、地域の関係団体と一体的に孤立死防止活動を推進します。

また、高齢者や福祉サービスの利用者のみでなく、孤立死防止対策が必要な市民も少なくないことから、地域住民、関係機関に加え、福祉担当以外の部署等との連携を強化するとともに、孤立死の防止につながる新たなサービスや仕組みを検討します。

③民生委員・児童委員活動との連携

広報等を通じて民生委員活動のPRを積極的に行います。
地域住民と民生委員との交流の機会を設けます。

④地域で手助けを必要とする人と手助けできる人の橋渡し

日常の簡単な手助けを必要としている人と、手助けができる人とを橋渡しするため、情報共有のあり方等を検討します。

■見守りにつながる事業や活動

項目	内容	担当課等
配食サービス	・食事を自宅まで配達します。 ・週5回以内(月～金曜日)昼食の配食	高齢福祉課
高齢者福祉電話の設置	・福祉電話の設置及び電話基本料金を市が負担します。	高齢福祉課
緊急通報システムの設置	・緊急通報用機器一式を貸与し、緊急時の対応を図ります。	高齢福祉課
乳酸菌飲料の支給	・自宅に乳酸菌飲料を配布し、安否を確認します。	高齢福祉課
救急医療情報キットの配布	・かかりつけ医などの医療情報を入れた容器「救急医療情報キット」を配布し、冷蔵庫に保管していただき、救急時に備えます。	高齢福祉課
独居・高齢者世帯調査	・親族などの連絡先や生活実態を把握し、緊急時に備えます。	高齢福祉課
傾聴ボランティアの訪問	・安否を確認するとともに、話し相手となります。	地域包括支援センター
友愛訪問	・一部の単位クラブでひとり暮らしの会員への訪問をしています。	老人クラブ

(2) お茶のみ話ができる場を増やします

①サロンの実施

年代別、世代別の座談会・懇談会を開催するなど、様々な人が集える場と機会をつくります。

②ストックを活用した集いの場

商店街の空き店舗等、ストックを活用した活動の場の提供について検討します。
また、防犯対策を兼ねて空き家のまわりの清掃を行いながら、地域の井戸端会議を行うなど、多様な集い方について、地域と一緒に検討します。

目標 2 ボランティア活動・地域活動を推進する

◆基本指針

- 活動を続けていくための支援（活動の場、情報提供、物的・経済的支援等）をする。
- 新たな活動者が増えるように、参加のきっかけづくりや、関心をもちやすい情報発信をする。

【10年後の姿】様々な団体が、いきいきと活動している			
	市・社会福祉協議会	町内会・NPO法人 ・ボランティア団体等	市民（家庭・個人）
主な役割分担	<ul style="list-style-type: none"> ○活動の場や情報提供をする。（市・社協） ○広く市民に活動をPRする。（市・社協） ○市民同士が助け合う仕組みを継続・充実させる。（市・社協） 	<ul style="list-style-type: none"> ○活動の魅力を伝える。 ○参加のきっかけづくりをする。 ○小さな活動から輪を広げる。 ○会員や仲間を増やす工夫をする。 	<ul style="list-style-type: none"> ○空いた時間に、関心がある活動に参加をしてみる。 ○知識や経験を地域で活かす。

◆具体的施策

（1）地域活動・ボランティア活動を応援します

①地域活動に対する助成

地域コミュニティ活動を行う団体に対して助成金を交付するとともに、ふるさとづくり事業（町内会のお祭りやイベント等）に対し補助します。

②身近な活動拠点の充実

ボランティア等の活動として、身近な場所での活動を望む声が多いことから、活動拠点確保のための支援を行い、充実を図ります。

また、地域の活動拠点となる集会所・公民館の建設や修繕等に対して補助を行います。

③ボランティア・地域活動者の育成

地域リーダーやボランティアリーダーを育成するとともに、ボランティア講座等を充実します。

④高齢者の生きがい活動の推進

高齢者の能力活用、生きがいづくりとして「老人クラブ」等の活動を推進します。

⑤健康づくり活動グループなどとの連携

がん検診・健診等をPRし、受診率の向上を図ることや、子育て支援に向けての相談や窓口相談の充実を図るとともに、市民が自ら健康行動が取れるように、健康づくりの施策と地域福祉の施策を連携させた取り組みを進めます。

(2) 活動の楽しさや魅力を伝えます

①ボランティア活動のPR

広報やインターネット等を通じてボランティア活動の楽しさや、人とのつながりづくりの大切さを伝えます。

②若い世代への呼びかけ

若い世代の参加に向けて、インターネットを活用した情報発信を充実します。

③地域福祉・交流のきっかけづくり

福祉関連のイベント、ボランティア体験、福祉学習会等の機会を増やし、地域で様々な年代の市民が交流できる機会をつくります。

④市民と協働によるイベントの開催

福祉関連イベント等の実施にあたっては、企画段階から市民に参加を呼びかけ、協働で開催していきます。

(3) 活動に役立つ情報を提供します

①ボランティア関連情報提供

市の活動支援策や、国や県等の活動助成等、ボランティアやNPO法人等に役立つ情報を積極的に提供します。

②福祉関連団体のネットワーク

市内で活動する福祉活動団体やボランティア団体、NPO法人等がお互いに情報交換をしやすい様に、ボランティア連絡協議会の参加団体の拡大を図ります。

(4) 市民の経験や知識を活かし、助け合う仕組みを充実します

①マンパワーの活用

団塊世代や高齢者の力を活かした助け合い活動を推進します。

■市民同士の支え合い活動の仕組みや事業

項目	概要
ファミリーサポートセンター	<ul style="list-style-type: none">・コーディネーターが、育児の手助けが必要な方と、手助けしたい方を結びつけます。・冠婚葬祭・学校行事・仕事・買い物・通院・急用等で、一時的に子どもの面倒をみて欲しい時や、保育園・幼稚園・学校・放課後児童クラブ（学童クラブ）等の送迎の手助けがほしい時に利用できる制度。
シルバー人材センター	<ul style="list-style-type: none">・「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」に基づき、国、愛知県、愛西市からの支援を受けて運営されている公益法人。・企業や家庭、公共団体などから様々な仕事を引き受けて、地域の経験豊かな高齢者に仕事を提供している。

(5) 社会福祉協議会等と連携して活動を支援します

社会福祉協議会は、法において、地域福祉の推進役として位置づけられており、福祉ボランティアの育成など、地域福祉推進の中心的な役割が期待されています。

①連携の強化

地域福祉を推進していくために、社会福祉協議会等との連携を強化します。

②地域福祉やボランティアの橋渡し役の充実

活動の場を求めているボランティアと、担い手を求めている地域や施設等の橋渡しをするボランティアコーディネーター、活動の助言をするボランティアアドバイザー等の育成と活動の促進を図ります。

目標 3 支援を必要としている人とサービスの橋渡しをする

◆基本指針

- 現状の相談窓口に関する周知の方法や、情報提供の方法について、検証しながら改善や新たな方法を検討する。
- 複雑多様化する相談に対し、市の担当課や関係機関・NPO法人等との連携により、適切な支援につなげる。
- 情報提供や相談のみでは選択や判断が困難な人に対しては、意思決定の支援等により、適切なサービスが利用できるように支援する。

【10年後の姿】情報のわかりやすさ、相談スキルが向上している			
	市・社会福祉協議会	民生委員・NPO法人・事業者等	市民（家庭・個人）
主な役割分担	<ul style="list-style-type: none"> ○市民が「どこに相談してよいか分からない」と思うことでも、気軽に相談できる窓口にする。（市・社協） ○市民にわかりやすい言葉で情報を伝える。（市・社協） ○成年後見制度等、権利擁護を推進する。（市・社協） 	<ul style="list-style-type: none"> ○市の情報を積極的に利用者に伝え、必要に応じて利用を支援する。（民生委員・サービス事業者） 	<ul style="list-style-type: none"> ○口コミで情報を伝える。 ○家族や近所の人のお話に耳を傾け、分からないことがあれば、民生委員や、市の窓口（担当者）につなげる。 ○まわりで気になる人がいれば、相談機関につなげる。

◆具体的施策

（1）相談しやすい環境を整えます

①相談窓口の充実・PR

家庭が抱える問題が複雑、多様化していることから、部内の横の連携を深めるとともに、県の関係機関との連携を強化します。また、広報、ホームページ等を活用し、相談窓口のPRを充実します。

②職員資質の向上

各分野の相談担当専門職員の育成や、研修の機会を充実していきます。また、民間の事業者や施設等に対しては、各種研修の情報提供を充実します。

③地域や市民同士の相談体制の支援

老人クラブ等の場で、介護保険等の福祉サービスの紹介等をして知識を高めることにより、市民同士での相談が進められるよう支援します。

④多様化する課題に対する対応

失業や不安定雇用など低所得者に対する対応、虐待、DVなどに対応するため、関係機関との連携を強化します。

【市民の保健福祉関連の相談窓口の状況】

項 目		概 要
主な相談機関・窓口		
健康	健康全般	○健康推進課 ・成人健康相談、食生活相談、乳幼児の食事、子どもの発育や健康の相談等
	精神・こころの病気	○健康推進課 ・継続的な支援を実施するとともに、必要に応じて医療機関へ受診を推奨する。
子育て	子育て全般	○家庭児童相談室 ・18歳未満の児童と、その家庭に関する相談。児童自身からの相談に対応
	育児相談	○子育て支援センター ・電話・FAX、来園による育児相談をしている他、保育園の庭やホールで、保育園の職員・園児との交流
障害・発達	発達支援	○健康推進課、児童福祉課、社会福祉課、小中学校、養護学校 ・発達に遅れやかたよりのある子ども、また障害のある子どものために、専門職による相談や成長・発達段階に対応した支援プログラムの実施、人材育成、地域との交流等
	就労・生活	○社会福祉課、障害者地域生活支援センター ・就労支援：電話、面接、訪問等による職業相談・就職準備支援・職場開拓・定着支援等 ・生活支援：日常生活の支援・働き続けるための支援
	障害者等の自立支援	○社会福祉課、障害者相談支援事業所 ・電話、面接、訪問による相談。関係機関との調整
高齢者	介護、高齢者の生活全般	○地域包括支援センター ・高齢者やその家族に対する介護等に関する総合相談、権利擁護の他、ケアマネジャー等からの相談
		○高齢福祉課 ・介護保険サービス、高齢者福祉サービスに関する相談
擁護利	財産・金銭管理	○地域包括支援センター(高齢者)、社会福祉課(障害者)、社会福祉協議会 ・必要に応じて、成年後見制度、日常生活自立支援事業を活用して支援する。
家計・経済	生活保護	○社会福祉課 ・収入が少なく生活に困っている人など、暮らしについての心配ごとがある人に対する相談に応じ、必要に応じて生活保護費を支給する。
	母子世帯	○児童福祉課 ・母子家庭等の自立のため、技術や資格の取得、就業支援等の相談 ・県就業相談員と連携し、求人情報を提供
	資金貸付	○社会福祉協議会 ・低所得者、高齢者世帯及び障害者を対象として、資金の貸付とそれにとともに必要な援助指導
虐待	子ども	○児童福祉課 ・関係機関と連携し、見守り、面接、家庭訪問等継続的な支援を行う。
	女性	○社会福祉課 ・女性相談センターと連携を図りながら支援を行う。
	高齢者	○高齢福祉課、地域包括支援センター ・虐待に対し、高齢者と養護者の双方の支援を行う。
身近な地域の相談機関・相談できる人		
民生委員・児童委員		・それぞれの担当地域において、生活上の様々な問題を抱えている方々の相談・援助を行う。
社会福祉協議会		・成年後見、権利擁護に関する相談、地域福祉サービス、ボランティア活動に関する相談援助を行う。

(2) 誰にでもわかりやすい情報を提供します

①情報の充実

福祉ガイドブック、福祉マップ、各種制度紹介パンフレットの作成や、広報、ホームページ、ケーブルテレビ等の活用により、誰もが入手しやすい情報を提供します。

②健診等の機会を活用した情報提供

健診、各種教室など、市民が集まる機会を利用し、多くの人にわかりやすく情報を伝えます。

③地域に直接情報提供をする機会の充実

出前講座などを活用し、地域に直接情報を提供する機会を充実します。

④情報のバリアフリー

誰もが必要な情報を得られるよう、情報伝達手段のユニバーサルデザイン化を推進します。

(3) その人らしく生活する権利を守ります

①権利擁護の充実

成年後見等に対するニーズの増加が予想されることから、市民に対する相談、申立支援、後見候補者の推薦、親族後見人のフォローアップなどの支援が必要です。また、高齢者・障害者等に対する虐待や消費者被害等への対応の充実も望まれることから、「(仮称)成年後見センター」の設置を検討します。

目標 4 福祉サービスを充実する

◆基本指針

○民間事業者やNPO法人等とのパートナーシップにより、各種サービス基盤の充実と質の向上を図る。

【10年後の姿】必要なサービスがいつでも利用できる			
	市・社会福祉協議会	NPO法人・事業者等	市民（家庭・個人）
主な役割分担	<ul style="list-style-type: none"> ○各種計画に基づきサービスの充実を進める。（市） ○民間事業者だけでは対応が困難なケースの支援を行う。（市・社協） 	<ul style="list-style-type: none"> ○サービスの質の向上を図るため、市と連携を図りながら、スタッフ研修等を積極的に行う。（サービス事業者） ○第三者評価等、提供しているサービスの質を検証する。（サービス事業者） 	<ul style="list-style-type: none"> ○家族で抱え込まず、困った時は、積極的に相談の場を利用し、必要なサービスを利用する。 ○家族介護者の話を聞いたり、セミナー等に参加し、介護に関する知識を得る。

◆具体的施策

（1）福祉サービスをより使いやすくし、質を高めます

①関係各課の連携の強化

保健・福祉関係各課や医療機関等との連携による支援体制の強化を図ります。

②高齢者や障害者が地域に住み続けられるためのサービス基盤の整備

医療機関やサービス事業者等との連携を図りながら、住み慣れた地域での新しい「住まい方」の実現をめざし、安心が提供できるサービスの充実を図ります。

③子育て支援の充実

「次世代育成支援地域行動計画」に基づき、保護者の子育てに対する不安や負担を軽減するとともに、子育て支援体制の整備と保育サービスの充実を図ります。

④高齢者福祉の充実

「介護保険事業計画・高齢者福祉計画」に基づき、介護予防や生きがいづくり等を展開するとともに、民間事業者と連携を図りながらバランスの取れた施設及び在宅での高齢者福祉サービス・介護保険サービスを提供します。

⑤障害者支援の充実

障害者計画・障害福祉計画に基づき、障害福祉サービスの整備をするとともに、地域生活支援事業等の充実を図ります。

⑥家族介護者等の支援

家族を介護している人たちの話し合いの場である「家族介護者の集い」や、「家庭介護に関するセミナー」等を行い、家族介護者等に対する支援の充実を図ります。

⑦サービス事業者等との連携の強化によるサービスの質の向上と人材育成

市内で提供される福祉サービスの質の向上を図るため、事業者連絡会などのネットワーク・連携の強化を図ります。

⑧第三者評価等によるサービスの質の向上

介護保険等をはじめとして、多くの福祉サービスは民間事業者が中心的な担い手となっていることから、民間事業者との連携を図りながらサービス基盤の充実を図るとともに、第三者評価や自己評価などを促進することにより、サービスの質の向上を図ります。

(2) 福祉サービスの担い手を育てます

①福祉サービスを提供するNPO法人等の支援

本計画の上位計画である愛西市総合計画では、様々な施策でNPO法人やボランティア団体等の役割分担を重視しています。福祉サービスの充実のためには、NPO法人等の役割が重要であることから、積極的に情報提供をするなどの支援を行います。

②ボランティアをきっかけとした福祉人材の育成

各種ボランティア講座や福祉施設でのボランティア体験などを通して、福祉の仕事に関心をもつ人材の育成を図ります。

目標 5 福祉について共に学ぶ機会を充実する

◆基本指針

- 小中学校だけでなく、福祉に関心がある市民が、福祉にふれ、学ぶ機会を充実する。
- 専門講習など対象者や段階を区分し、それぞれの目的に合う講習会の開催や啓発を行う。
- 福祉関連講座の受講で終わるのではなく、その後に活動につなげるようにする。

【10年後の姿】講座や啓発を通して福祉に関心をもつ人が増えている			
	市・社会福祉協議会	町内会・NPO法人 ・ボランティア団体等	市民（家庭・個人）
主な役割分担	<ul style="list-style-type: none"> ○広報等を通じて啓発を推進する。（市・社協） ○小中学校等での福祉教育を通じて将来の地域福祉の担い手を育成する。（市・社協） ○市民向けの福祉関連講座を充実する（社協） 	<ul style="list-style-type: none"> ○様々な体験の場を地域で提供する。 ○福祉教育の実践を地域で提供する（NPO法人等） 	<ul style="list-style-type: none"> ○関心がある講座に参加する。

◆具体的施策

（1）福祉を学び、知る機会を充実します

①ボランティア・地域活動者の育成（再掲）

地域リーダーやボランティアリーダーを育成するとともに、ボランティア講座等を充実します。

②児童・生徒の福祉活動の推進

車いす体験や高齢者施設の訪問等、市内の各小中学校で実施している福祉教育や、障害のある児童・生徒との交流、高齢者との交流等を通じて、福祉の理解を深める機会を充実するとともに、地域における福祉活動を推進します。

③人権学習の実施

地域福祉や人権に関する学習機会の充実に努め、より多くの市民の参加を促進するとともに、市民ニーズの的確な把握と関係機関との連携により、内容の充実を図ります。

④啓発活動・福祉イベントの充実

地域における支え合い・助け合いを進めるという「地域福祉」に対する考えの浸透を図るため、広報活動や福祉まつりの開催内容の充実に努めます。

⑤心のバリアフリー

小中学校における福祉教育の充実に努めます。
 保育園、幼稚園における障害児の受け入れを進めます。

【現在行われている啓発事業や福祉教育等の状況】

内 容	担 当 課 等	備 考
認知症サポーターの養成	高齢福祉課	
傾聴ボランティアの養成	地域包括支援センター	
市内小中学校での福祉実践教室 (車いす、手話、点字等の体験)	社会福祉協議会	15校で実施 (平成22年度)
学校での福祉に関する取り組みへの 補助(社会福祉協力校委嘱)	社会福祉協議会	小学校 9校 中学校 4校 高校 2校 養護学校 1校 (平成22年度)
ボランティア講座	ボランティア連絡協議会 社会福祉協議会	手話、点字等
防災ボランティアコーディネーター 養成講座	安全対策課 社会福祉協議会	
防災リーダー養成講座	安全対策課	

目標 6 安心・安全なまちづくりを推進する

◆基本指針

- 日頃の支え活動を基盤に、災害時の安否確認や助け合い活動につなげる。
- 環境美化や防犯活動などのまちづくり活動を通じて地域福祉の推進につなげる。

【10年後の姿】一人ひとりの活動が、安心して生活できる地域づくりにつながっている			
	市・社会福祉協議会	町内会・NPO法人 ・ボランティア団体等	市 民（家庭・個人・法人）
主な役割分担	○防災・防犯など、関係各課との連携により、安全なまちづくりを進める。（市）	○ゴミゼロ運動・清掃活動、防犯活動などいろいろな機会をつくり、地域のつながりを深める。	○災害に備え自分自身の身を守る。 ○隣近所で足を確保する、隣近所の足となる。 ○お互いが気持ちよく生活できる様にマナーを守る。 ○消費者被害に遭わない様に自分にあつた対策をする。
重点	◎市民と一緒に災害時の支援体制を強化する		

◆具体的施策

（１）市民と一緒に災害時の支援体制を強化します

①災害時要援護者避難プランに基づく地域と連携した体制づくり

安否確認の方法は、要支援者個人の意志を尊重しつつ、地域自主防災会の組織により各地域の適した方法で進めていきます。

災害時要援護者避難支援プランに基づき、自主防災会などの関係団体と一緒に取り組んでいきます。

②地域における自主防災体制の整備

広報等により、自主防災組織の重要性を広く周知し、自主防災組織における活動の活性化を支援します。

【災害時要援護者の範囲等】

区 分	範 囲
高齢者（65歳以上）	・ひとり暮らし高齢者 ・高齢者のみの世帯 ・要介護3以上の居宅で生活する方（65歳以下も含む）
児身 ・体 障 害	視覚障害 聴覚平衡障害 言語障害 肢体不自由 内部障害
知的障害児・者	身体障害児・者で、障害の程度が1～2級の方
精神障害者	知的障害児・者で、障害の程度がA判定の方
難病患者	精神障害者で障害の程度が1級の方
乳幼児（0～5歳）	難病患者の認定者
妊産婦	保護者がいるので、避難支援ではなく、避難所での支援を実施
外国人	外国語の案内を実施

(2) 日常生活の足を確保します

①交通移動手段の充実

外出支援サービスの提供や、高齢者福祉タクシー利用者への助成などを通じて、高齢者にとって利用しやすい移動手段の確保・充実に努めます。

②新たな移動手段の検討

ボランティア等による有償移動サービス等、新たな交通手段について検討を行います。

【移動支援関連事業】

項目	内容	担当課等
タクシー利用料助成	・65歳以上の方であって、ひとり暮らし高齢者又は高齢者のみの世帯等を対象にタクシー初乗り運賃基本料金及び迎車回送料金を助成しています。	高齢福祉課 社会福祉課
外出支援サービス	・常時車いすを必要とする方又は、寝たきり状態の方等を対象に移送用車両で居宅と社会福祉施設、医療機関等との間の送迎を行っています。	高齢福祉課 社会福祉協議会

(3) バリアフリー化を進めます

①公共施設のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化の推進

公共施設・学校や公園等のバリアフリー化を進めるとともに、新設の際には計画の段階からユニバーサルデザイン化を検討し、障害の有無にかかわらず誰もが利用しやすい施設となるよう整備を進めます。

②民間施設に対するバリアフリー化の要請

愛知県の「人にやさしい街づくりの推進に関する条例」に基づき、スロープや手すりの設置等、障害者等が利用しやすいように配慮した整備を促進します。

③交通安全対策の強化

歩車道の分離をはじめ、車いす・電動三輪車や高齢歩行者や障害者が通行しやすい道路整備、音声信号・カーブミラー等交通安全施設の整備、道路標識等の整備を進めるとともに、ドライバーへの安全運転の啓発パンフレットの配布等により交通安全対策の強化を図ります。

④身体障害者補助犬の普及

公共施設や公共交通機関、不特定多数が利用する民間施設において、補助犬を同伴しての利用が円滑に進むよう、法律の周知等に努めます。

⑤情報のバリアフリー（再掲）

誰もが必要な情報を得られるよう、情報伝達手段のユニバーサルデザイン化を推進します。

⑥心のバリアフリー（再掲）

小中学校等における福祉教育の充実を図ります。
保育園、幼稚園等における障害児の受け入れを進めます。

（４）環境美化や防犯活動を通じて地域のつながりをつくります

①環境に関わる自治会や地域の取り組み支援

ゴミの減量化や環境美化に関わる住民活動を地域福祉についての取り組みを関連づけて、環境に関わる自治会や地域の取り組みを支援します。

②地域における防犯対策の推進

市防犯協会や地域の自主防犯団体等と協力して、防犯意識の高揚に努めるとともに、市内各所への防犯灯の新設や維持管理などを通じて、地域における防犯体制の強化を推進します。

さらに、地域ぐるみの防犯対策として、スクールガードによる登下校の時間帯に交差点箇所にて見守り活動を推進します。

（５）悪徳商法等から高齢者や障害者を守ります

①消費者啓発活動

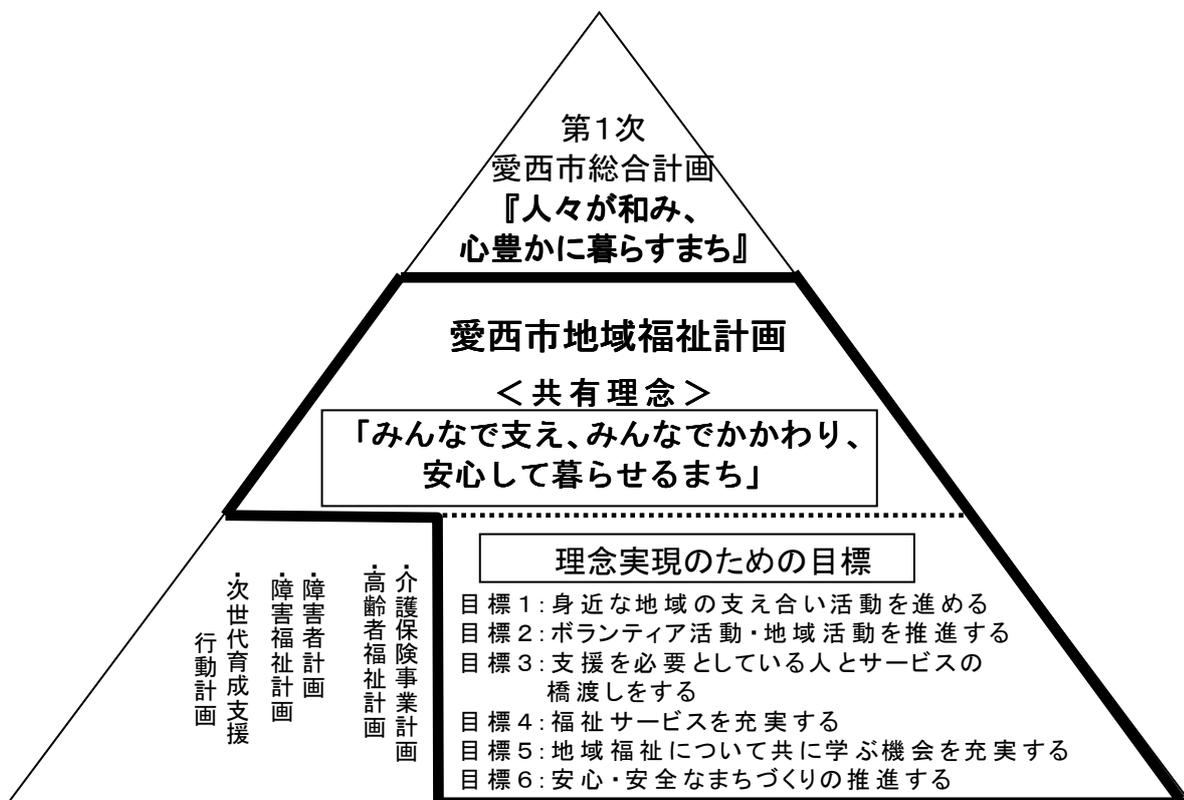
高齢者等を狙った悪徳商法や振り込め詐欺等の消費者被害を防止するため、情報提供及び消費者相談・消費者教育の強化を図ります

V 計画推進のために

1 総合的な地域福祉の展開

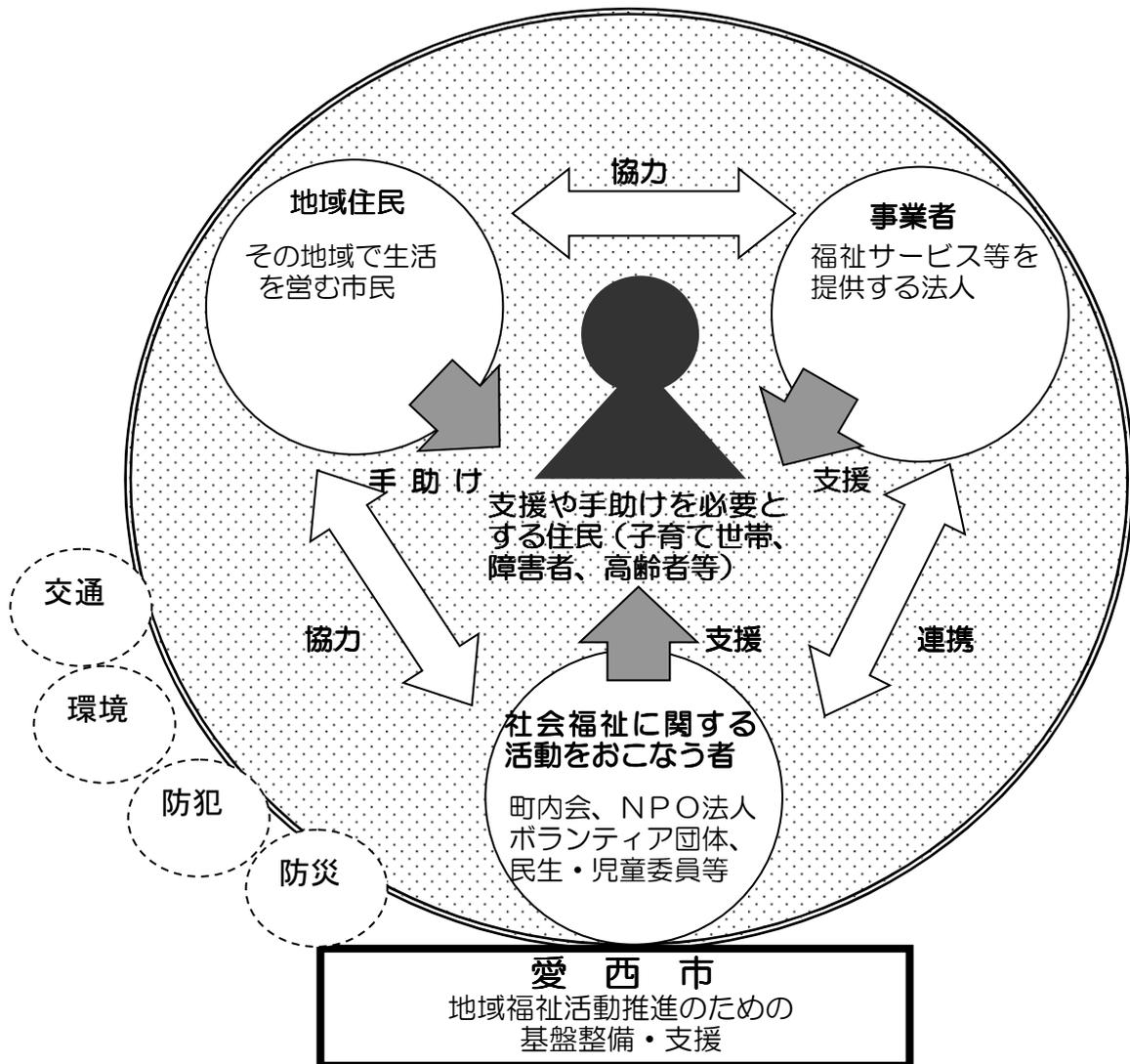
(1) 理念の実現に向けた地域福祉の展開

基本理念の実現に向け、横断的（児童福祉施策、障害者福祉施策、高齢者施策、健康づくり施策など）に施策を推進します。



(2) 市民と連携による地域福祉の推進

市民の様々な生活課題に対し、「地域」で対応（発見・予防、橋渡し）できるように、市民（地域住民・NPO法人・ボランティア団体・事業者等）と連携を図りながら、社会の変化に対応した施策を推進します。



2 市民や地域ができること

以下は、市民懇談会の意見等をもとに、市民や地域ができることを6つの目標別に整理をしたものです。

目標1 身近な地域の支え合い活動を進める

■ご近所同士の見守り活動を進めるための行動

○良いご近所づきあいを守り続けるために取り組むこと

- ・あいさつ運動をする。
- ・子どもへの声かけをする。
- ・積極的にご近所づきあいする。

○独居高齢者等に対してできること

- ・見守りをしたり、話し相手になる。

○自分や家族のためにすべきこと

- ・困った時に助けてもらえる人脈（ネットワーク）をつくっておく
- ・家族内でのコミュニケーションを図る。

■お茶のみ話ができる場を増やすための行動

○近所で茶話会・サロンを実施する

○高齢者の知識や経験を活用した集いを開く

○地域に関心をもってもらうためのきっかけをつくる

○地域の輪を広げるきっかけをつくる

- ・子どもと高齢者が一緒になって楽しめる行事を開催する。

目標2 ボランティア活動・地域活動を推進する

■地域活動・ボランティア活動を推進するための行動

○婦人会活動の活性化

- ・婦人会活動の魅力を伝えたり、参加のきっかけづくりとして、食事会や郷土料理（蓮根料理）を教えてもらう場など、小さな活動から輪を広げる。
- ・会員を増やす工夫をする。例えば、「私もやるから手伝って」を合い言葉に声をかけあう。

○リーダーの育成

目標3 支援を必要としている人とサービスの橋渡しをする

■相談しやすい環境を整えるための行動

○家族や近所の人のお話を傾ける

- ・身近な人の相談にのってあげ、分からないことがあれば市や専門機関につなげる。

■その人らしく生活する権利を守るための行動

○関係機関への相談

- ・判断能力の低下により日常生活に支障がある人、虐待を受けている人、消費者被害に遭っている人を発見した場合は、相談支援機関等に連絡する。
- ・その人への支援にあたっては、関係機関と協力し、可能な範囲で支援する。

目標4 福祉サービスを充実する

■福祉サービスをより使いやすくし、質を高めるための行動

○家族介護者は積極的に関係機関を活用する

- ・困った時は、積極的に相談の場を利用する。
- ・セミナー等に参加し、介護に関する知識を得る。食事会など、小さな活動から輪を広げる。

目標5 福祉について共に学ぶ機会を充実する

■福祉を学び、知る機会を充実するための行動

○マナーを守る

- ・学校教育に頼らずに、家庭や地域でマナーを伝える。

目標6 安心・安全なまちづくりを推進する

■市民と一緒に災害時の支援体制を強化するための行動

○地域における防災対応

- ・地域自主防災・町内会等における要援護者に対する避難訓練を行う。

○災害時の対応

- ・非常時に安否確認しあう仲間やグループをつくる。
- ・声かけ、連絡体制の構築、日頃から防災について話し合う。

○自分自身の身を守る

- ・各戸で避難袋を備える。
- ・救助を求められる様に一人ひとりがSOS用の笛をもつ。
- ・自分が住んでいる場所の避難場所の確認をする。

■日常生活の足を確保するための行動

○隣近所で足を確保する、隣近所の足となる

- ・移動が困難な人は、近所の人に頼んで乗せてもらう。
- ・運転ができる人、買い物や通院のついでに乗せてあげる。

■環境美化や防犯活動を通じて地域のつながりをつくるための行動

○ゴミゼロ運動、清掃活動

- ・ゴミゼロ運動の開催回数を増やす。
- ・ゴミゼロ運動に親子で参加し、親子や地域のつながりをつくる。
- ・ゴミステーションの清掃を通して近所の会話のきっかけをつくる。

○いろいろな機会をつくり、地域のつながりを深める

- ・地域パトロール、青少年の非行防止活動をする。
- ・緑化運動（花植え、草取り）をする。

○運転マナーを守る

- ・高齢者、障害者、子ども等に危険を感じさせない様に、歩行者の立場になって運転をする。

■悪徳商法等から高齢者や障害者を守るための行動

○被害に遭わない様に自分にあつた対策をする

- ・消費者被害に関して学び、被害に遭わないよう自分に合った対策をする。
- ・地域で見守り、不信を感じるケースがあつた場合に消費生活センター、行政、地域包括支援センター等の相談機関に連絡をする。

3 計画の進行管理

(1) 評価・検証

専門部会を中心に全庁的な連携のもと、毎年度その進捗状況を把握するとともに、常に住民の視点から地域福祉を推進するために、地域福祉計画の評価を行うため、「(仮称)地域福祉計画評価委員会」の設置を検討し、適切な事業の推進に努めます。

●年度毎実績の取りまとめにかかる項目

- ・その年度でどんな取り組みをどの様に行ったか
- ・前年度と比べて何がどう変わったか

●評価にかかる項目

- ・課題が解決されているか
- ・実施している施策は適切だったか、見直す必要はないか
- ・財源や資材、人材は適切に活用されているか
- ・新たな課題はないか

資料編

目次

1	市民アンケート調査結果	47
(1)	回答者及び家族の属性	47
(2)	ボランティアや地域活動について	50
(3)	地域の支え合いについて	56
(4)	日常の悩みや不安について	59
(5)	民生委員・児童委員や社会福祉協議会について	63
(6)	福祉全般について	67
2	地域福祉活動者アンケート調査結果	72
(1)	回答者の属性	72
(2)	地域福祉に関する活動について	74
(3)	地域福祉の充実について	80
3	市民懇談会の概要	86
4	市役所窓口での相談対応状況	90
5	計画策定までの取り組み（経過）	91
6	愛西市地域福祉計画策定委員会設置要綱	92

1 市民アンケート調査結果

(1) 回答者及び家族の属性

● 問1 あなたの性別は、どちらですか。(1つに○)

● 問2 あなたの年齢はおいくつですか。(1つに○)

- ・男女比はほぼ同じ割合となっています。年齢別に男女比をみると、70歳代で男性の割合が高く、10歳代、50歳代で男性の割合が低くなっています。
- ・60歳代が24.6%、70歳代が17.9%となっており、回答者の半数が60歳以上となっています。

図19 回答者の性別

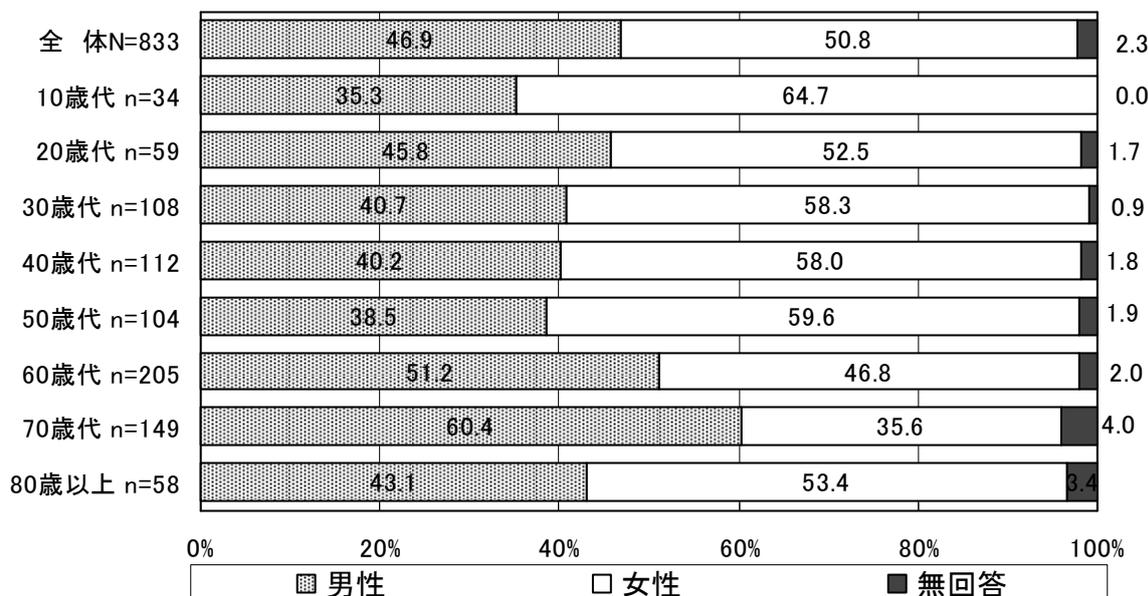
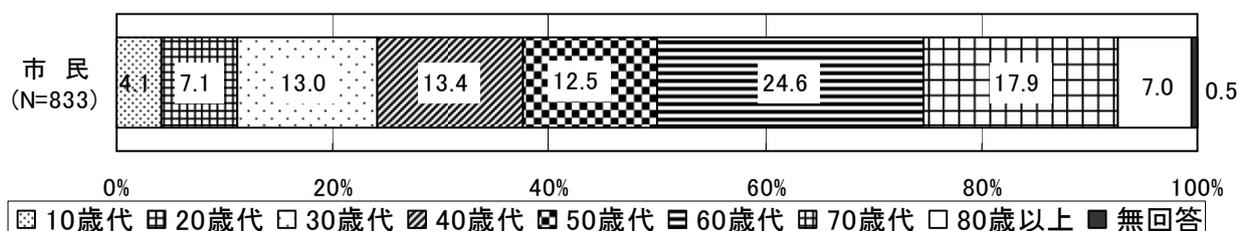


図20 回答者の年齢

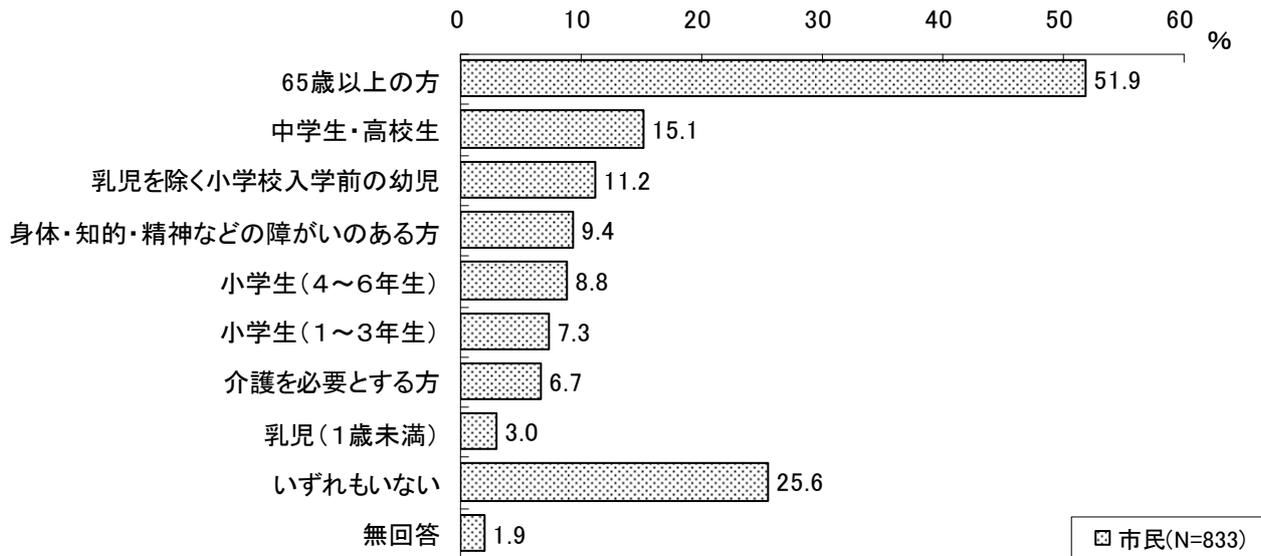


- ・グラフの「N (n)」は質問に対する無回答を含む集計対象総数で、割合算出の基準となる票数 (件数) です。
- ・「N」は全体 (有効票数) で、「n」は限定設問やクロス集計等で、対象者を条件設定して集計した母数 (基準となる票数) です。
- ・少数第2位以下で四捨五入しているため、合計値が100%とならない場合があります。

● 問3 現在、あなた自身、もしくはあなたが同居している家族の中に、次の方はいますか。(あてはまるものすべてに○)

- ・半数強が「65歳以上の高齢者がいる」と回答しています。
- ・「乳児を除く小学校入学前の幼児」が11.2%、「身体・知的・精神などの障がいのある方」が9.4%、「介護を必要とする方」が6.7%となっています。

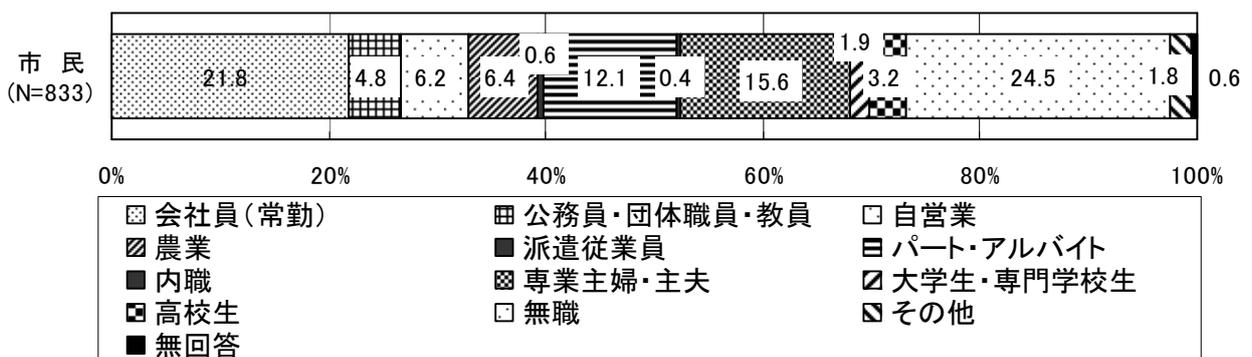
図21 同居家族の状況



● 問4 あなたの職業は何ですか。兼業等の場合は主なもの1つをお答えください。(1つに○)

- ・「無職」が24.5%、「会社員(常勤)」が21.8%、「専業主婦・主夫」が15.6%、「パート・アルバイト」が12.1%となっています。

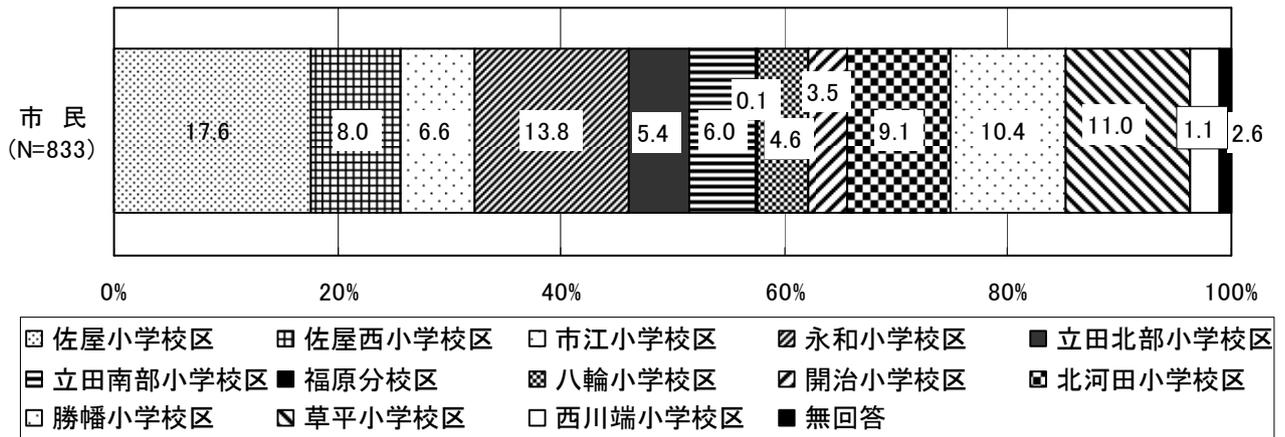
図22 回答者の職業



● 問5 お住まいの地区（小学校の通学区域）はどちらですか。（1つに○）

- ・「佐屋小学校区」が17.6%、「永和小学校」が13.8%、「草平小学校区」が11.0%となっています。
- ・また、旧町村別にみると、「佐屋地区」が46.0%、「立田地区」11.5%、「八開地区」が8.1%、「佐織地区」が31.6%と、佐屋地区が半数弱を占めています。

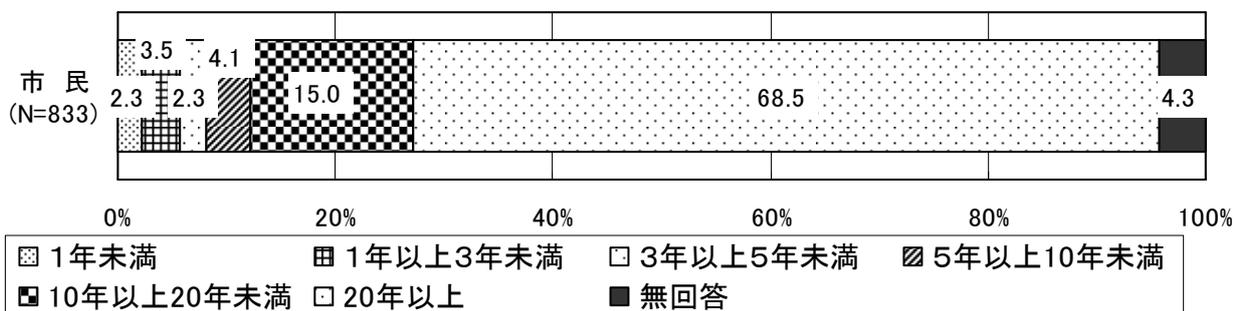
図23 お住まいの地区（小学校の通学区域）



● 問6 愛西市に居住して（一度離れた場合は、延べ）何年になりますか。（1つに○）

- ・「20年以上」が68.5%、「10年以上20年未満」が15.0%と、10年以上が8割以上を占めています。

図24 愛西市の居住歴

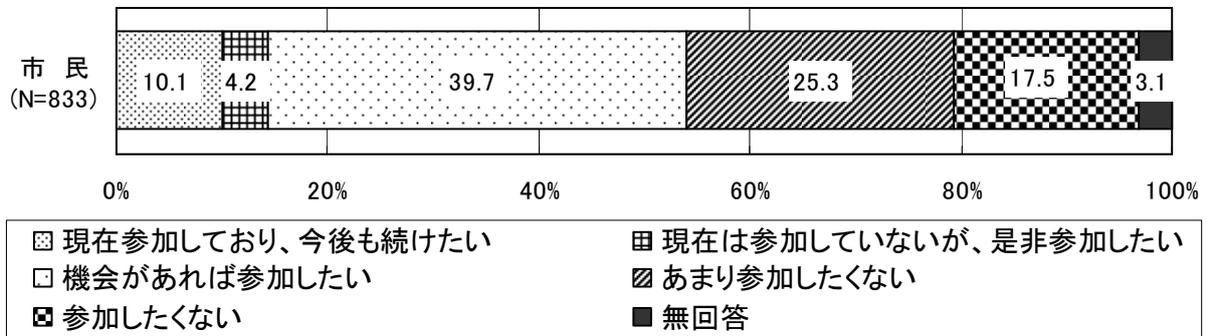


(2) ボランティアや地域活動について

● 問7 あなたは、ボランティアや地域活動に参加していますか。また、したいと思っていますか。(1つに○)(1つに○)

- ・「機会があれば参加したい」が39.7%、「現在参加しており、今後も続けたい」が10.1%、「現在は参加していないが、是非参加したい」をあわせると、半数以上が参加したいと思っています。
- ・一方、「あまり参加したくない」が25.3%、「参加したくない」が17.5%と、4割以上が参加したくないと思っています。

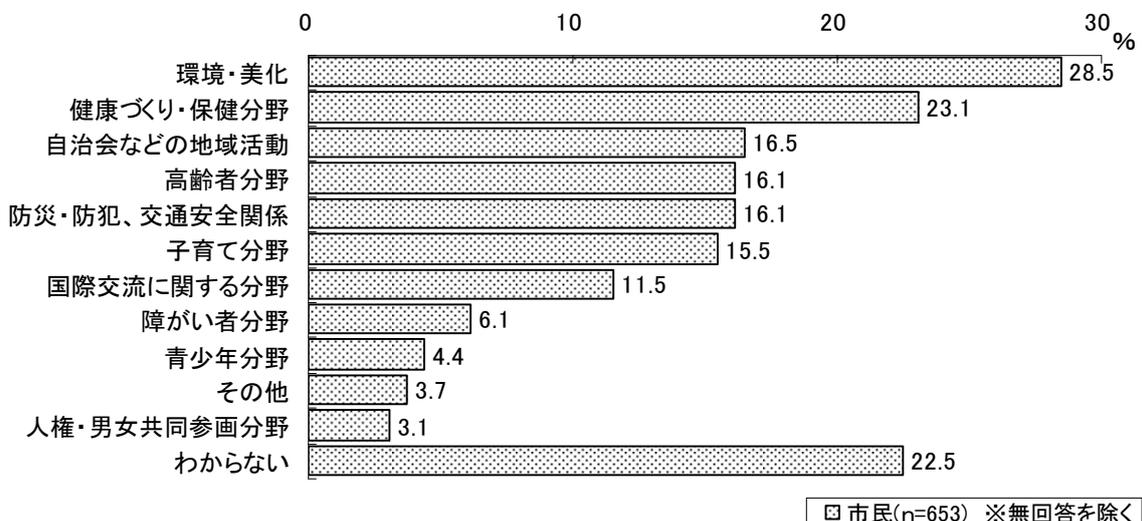
図25 ボランティアや地域活動に参加について



● 問8 参加したい(続けたい)ボランティアや地域活動は次のどの分野ですか。(あてはまるものすべてに○)

- ・「環境・美化」が28.5%「健康づくり・保健分野」が23.1%となっています。

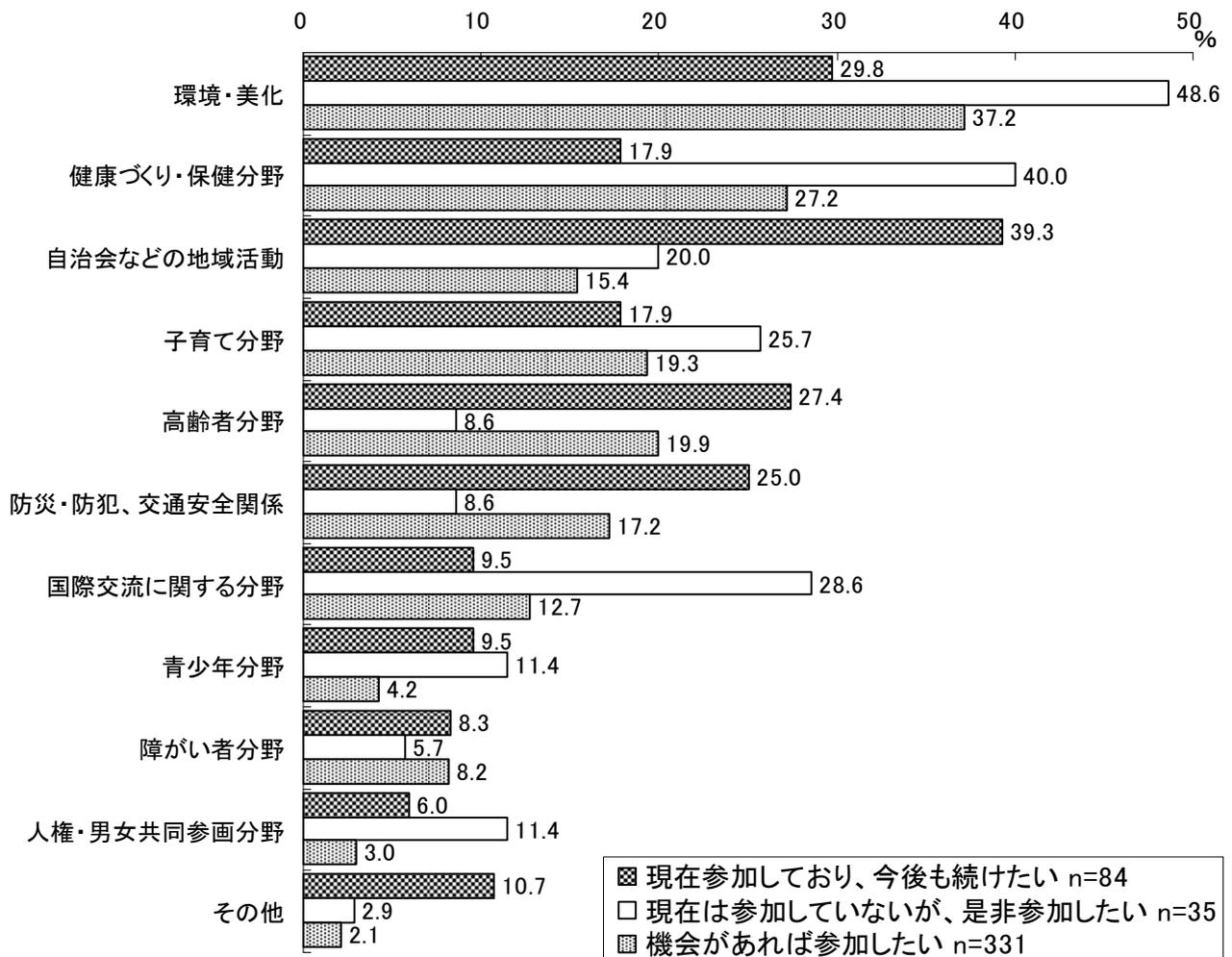
図26 ボランティアや地域活動の参加したい分野



■ 市民(n=653) ※無回答を除く

- ・参加意向別にみると、『現在参加しており、今後も続けたい』と回答した人は、「自治会などの地域活動」が39.3%と、最も多くなっています。
- ・『現在は参加していないが、是非参加したい』と回答した人は、「環境・美化活動」が48.6%、「健康づくり・保健分野」が40.0%となっています。『機会があれば参加したい』と回答した人は、「環境・美化活動」が37.2%、「健康づくり・保健分野」が27.2%となっています。
- ・また、『現在は参加していないが、是非参加したい』と回答した人は、「環境美化」「健康づくり・保健分野」以外の「国際交流に関する分野」や「子育て分野」「男女・共同参画分野」などの分野でも、『現在参加しており、今後も続けたい』『機会があれば参加したい』と回答した人よりも参加意向が高くなっています。
- ・一方、「自治会などの地域活動」については、『現在参加しており、今後も続けたい』と回答した人に比べ、『現在は参加していないが、是非参加したい』『機会があれば参加したい』と回答した人の参加意向が低くなっています。

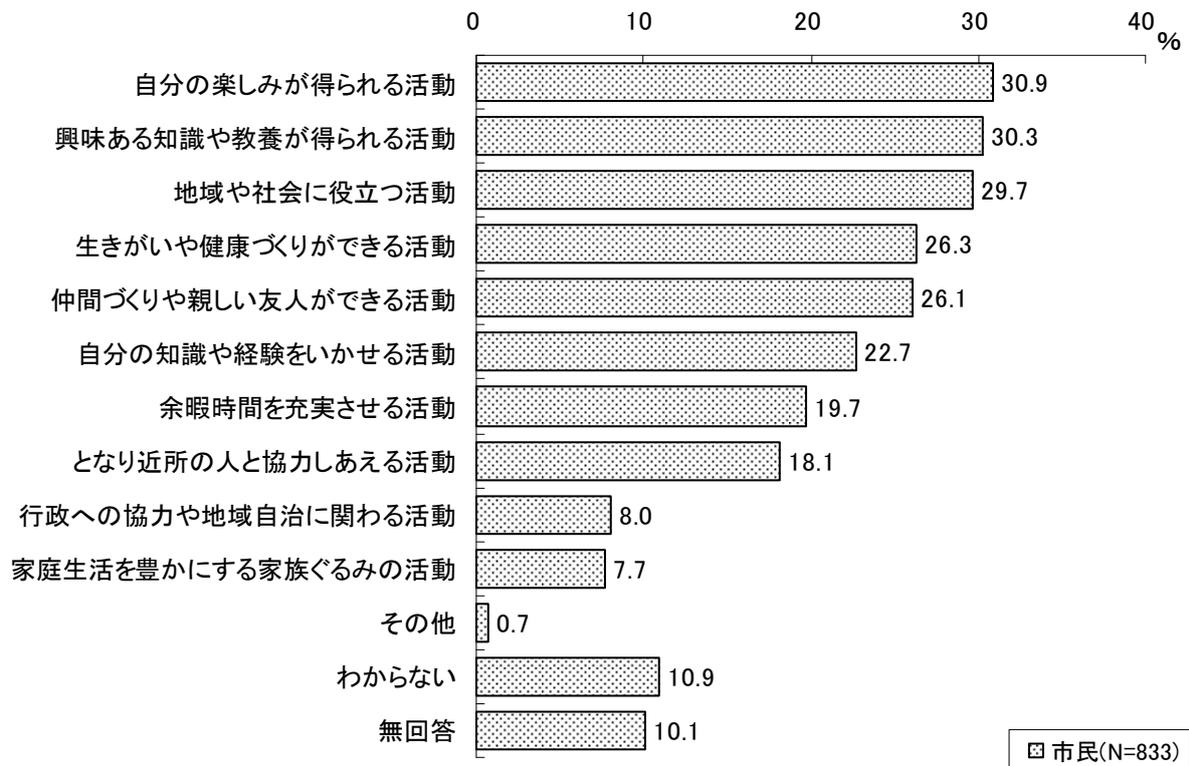
図 27 参加意向別ボランティアや地域活動の参加したい分野



● 問9 ボランティアや地域活動をする場合、どのような活動に参加したいと思いますか。(あてはまるものすべてに○)

・「自分の楽しみが得られる活動」が 30.9%、「興味ある知識や教養が得られる活動」が 30.3%、「地域や社会に役立つ活動」が 29.7%、「生きがいや健康づくりができる活動」が 26.3%、「仲間づくりや親しい友人ができる活動」が 26.1%、「自分の知識や経験をいかせる活動」が 22.7%となっています。

図 28 ボランティアや地域活動の活動内容

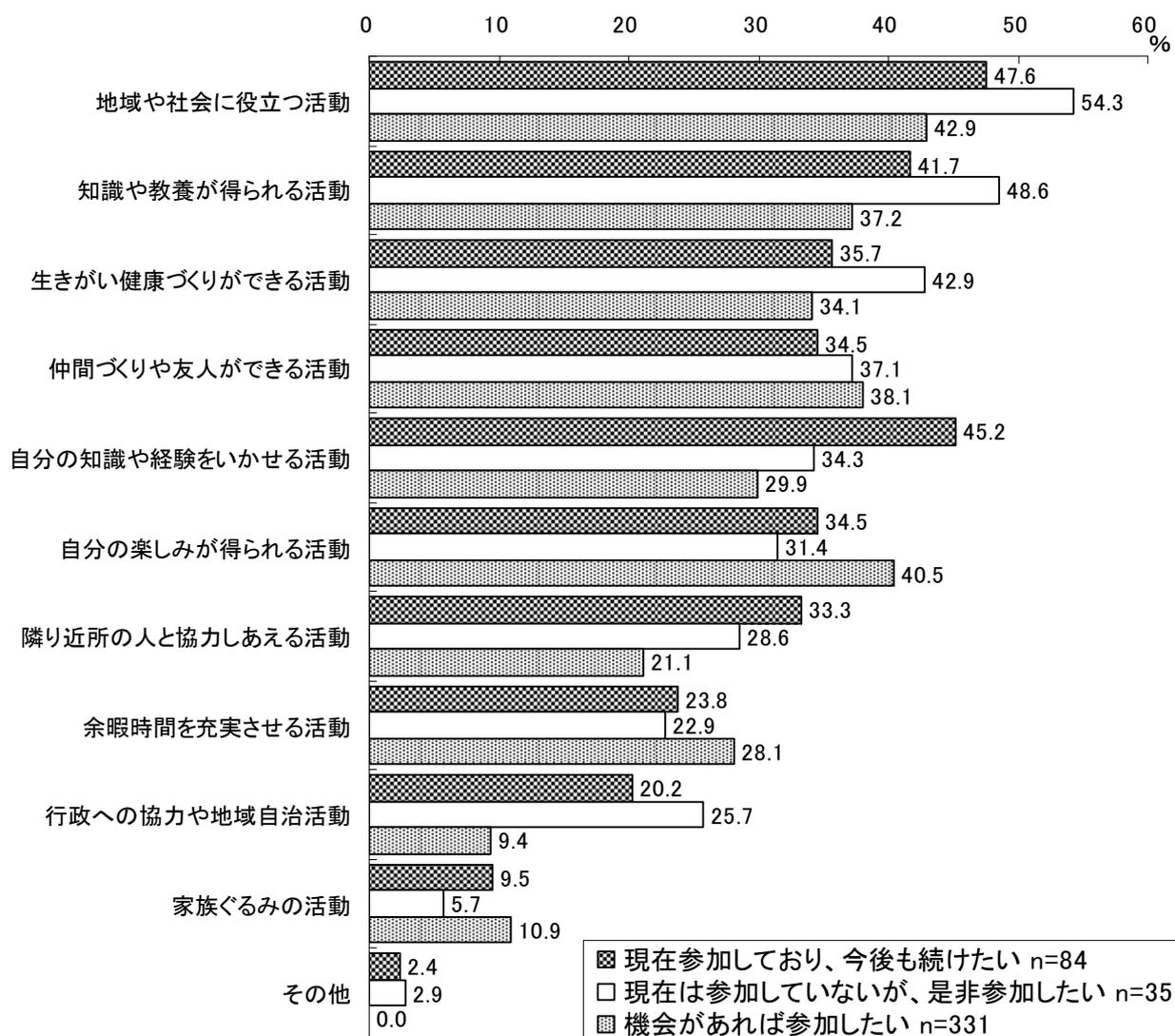


- 参加意向別にみると、『現在参加しており、今後も続けたい』『現在は参加していないが、是非参加したい』『機会があれば参加したい』ともに、「地域や社会に役立つ活動」が最も多くなっています。

※全体集計では、『あまり参加したくない』『参加したくない』を含めた集計であるため、「自分の楽しみが得られる活動」が最も高くなっています。

- 『現在参加しており、今後も続けたい』と回答した人は、「自分の知識や経験をいかせる活動」が45.2%と、「地域や社会に役立つ活動」（47.6%）と同様に高い割合となっています。
- 『現在は参加していないが、是非参加したい』と回答した人は、「興味ある知識や教養が得られる活動」や「行政への協力や地域自治に関わる活動」が他と比べて高くなっています。また、『機会があれば参加したい』と回答した人は、「自分の楽しみが得られる活動」が他と比べて高くなっています。

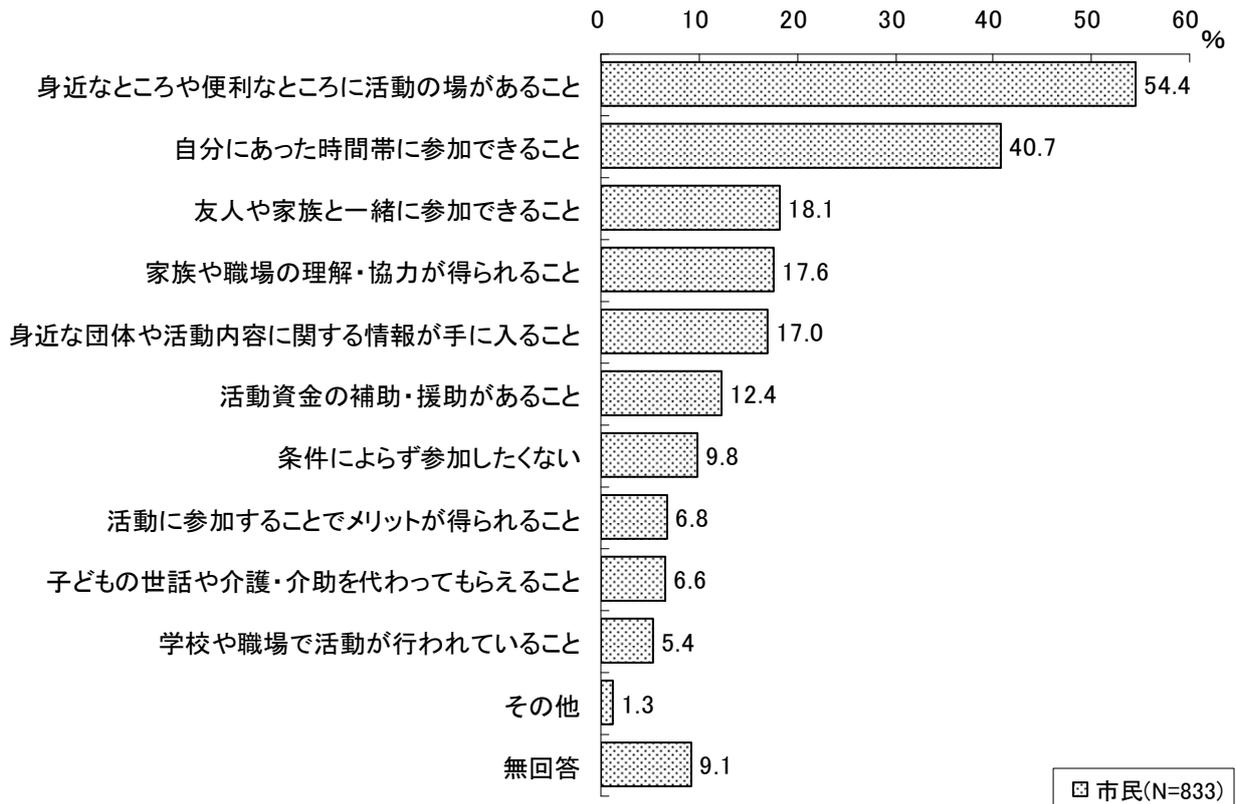
図 29 参加意向別ボランティアや地域活動の活動内容



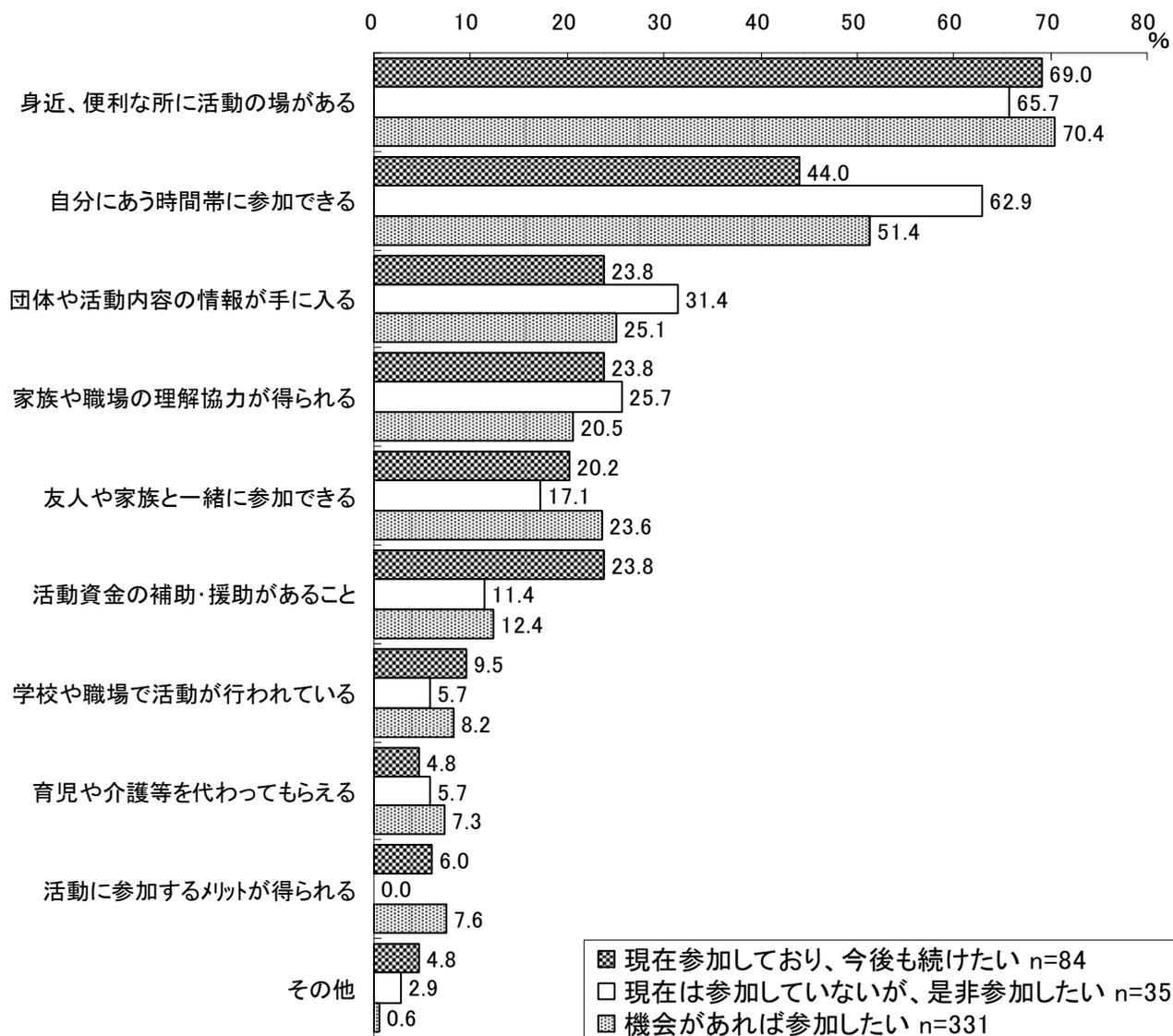
● 問 10 ボランティアや地域活動をする場合、どのような環境や条件が必要だと思いますか。(〇は3つまで)

・「身近なところや便利なところに活動の場があること」が54.4%、「自分にあった時間帯に参加できること」が40.7%となっています。

図 30 ボランティアや地域活動をするための条件



- 参加意向別にみると、『現在参加しており、今後も続けたい』『現在は参加していないが、是非参加したい』『機会があれば参加したい』ともに「身近なところや便利なところに活動の場があること」が最も多くなっています。次いで「自分にあう時間帯に参加できること」が多く、特に『現在は参加していないが、是非参加したい』と回答した人は62.9%と高い割合となっています。



(3) 地域の支え合いについて

● 問 11 あなたにとって「地域」とは、どういった範囲のことだと思いますか。あなたの感じに近いものを選んでください。(1つに○)

- ・「町内会・自治会」が 38.4%と最も多くなっています。次いで、「小学校区」が 18.6%となっています。
- ・旧町村別にみると、それぞれ「町内会・自治会」が最も多くなっていますが、立田地区・八開地区では、佐屋地区・佐織地区と比べて低い割合となっています。

図 31 地域の範囲

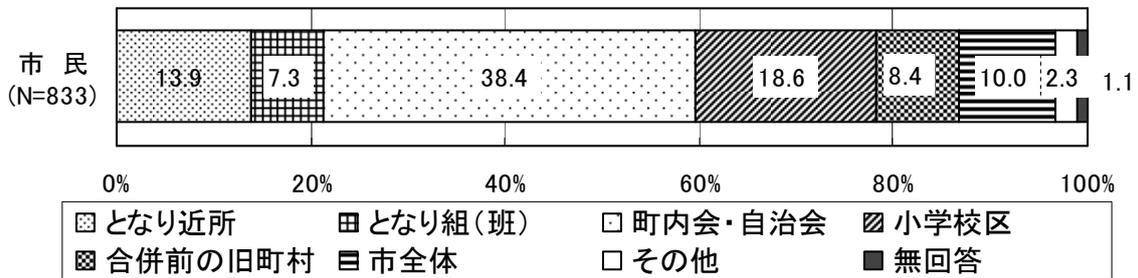
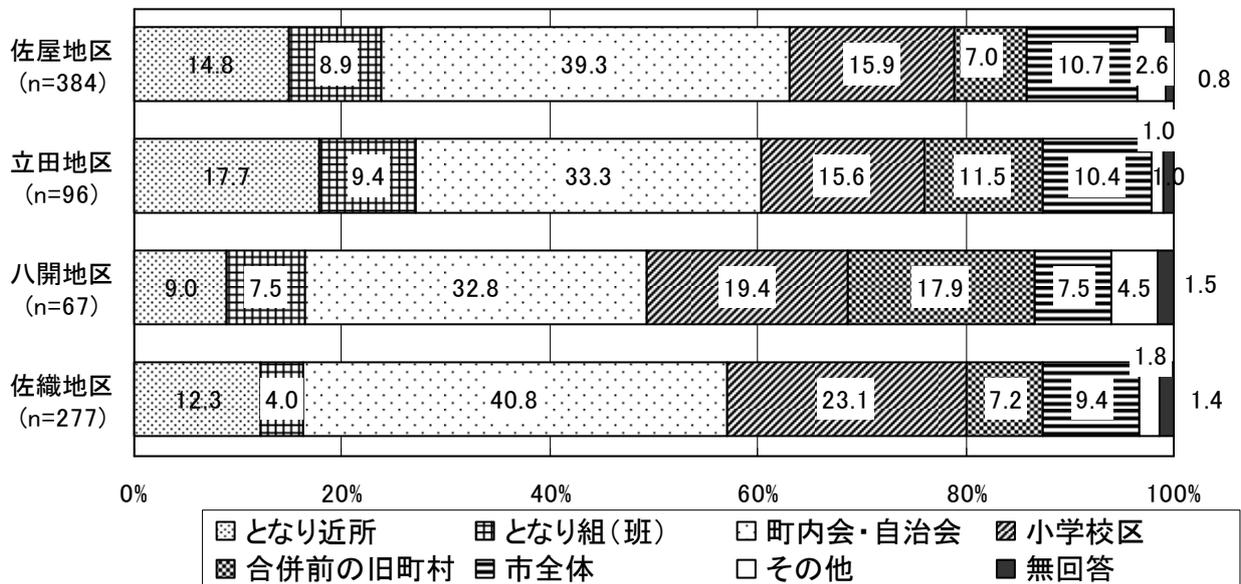


図 32 旧町村別地域の範囲



● 問 12 あなたは、ふだん近所の人と、どの程度のつきあいをしていますか。(あてはまるものすべてに○)

- ・「あいさつをする」が 86.9%と、最も多くなっています。次いで、「立ち話をする」が 54.0%、「何か困った時に助け合う」が 27.6%、「家を行き来する、お茶のみ話をする」「留守の時に声をかける」がそれぞれ 20.5%となっています。
- ・旧町村別にみると、八開地区で「何か困った時に助け合う」が、他地区に比べて割合が高く、「留守の時に声をかける」が低くなっています。

図 33 近所づきあいの程度

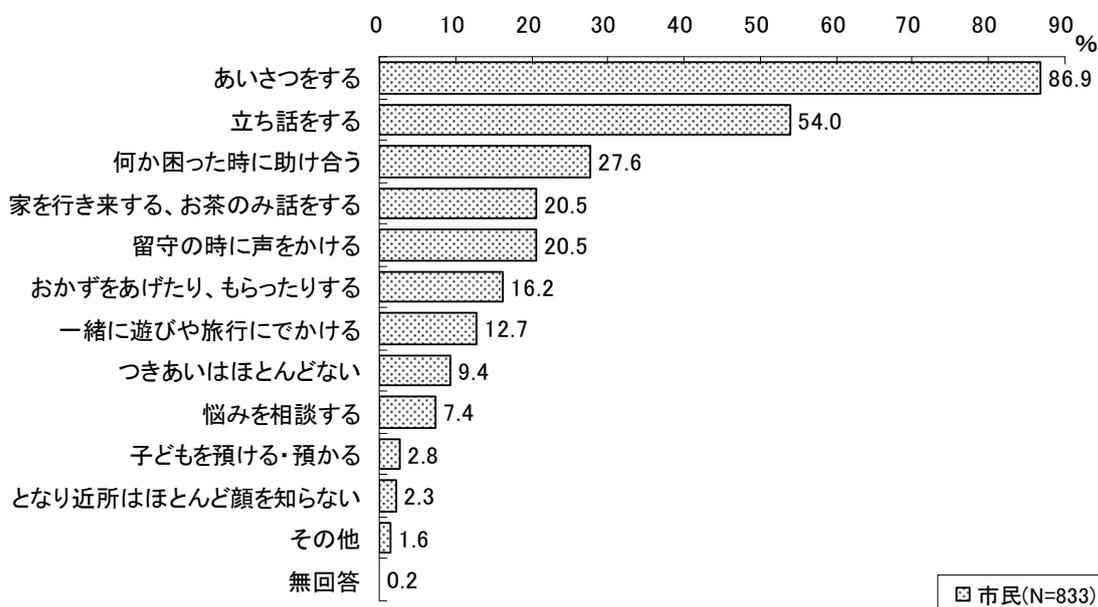
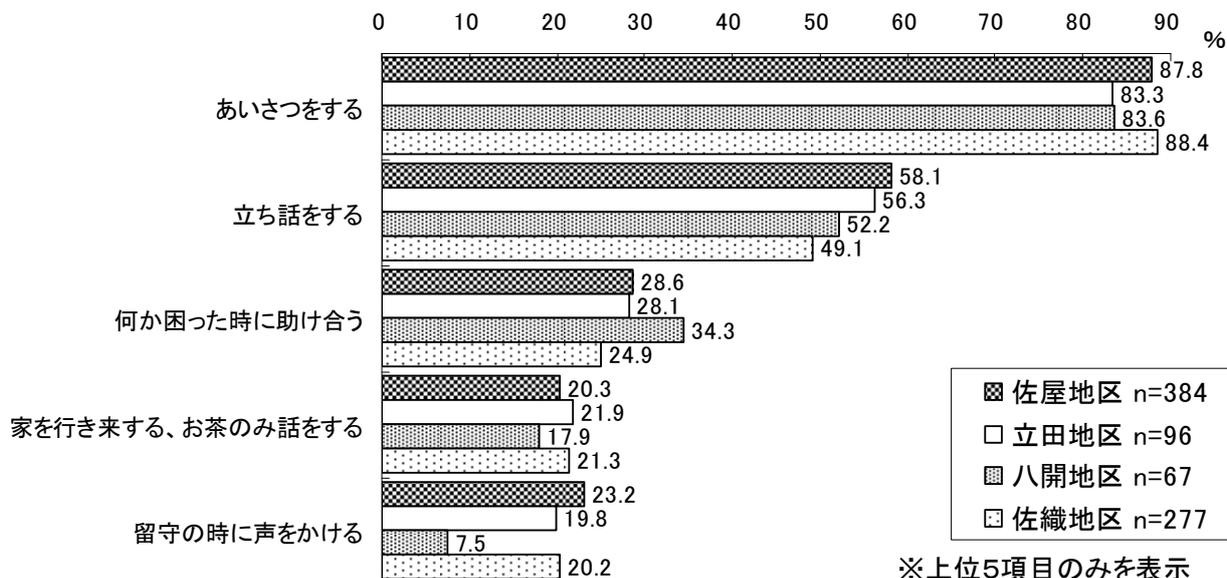


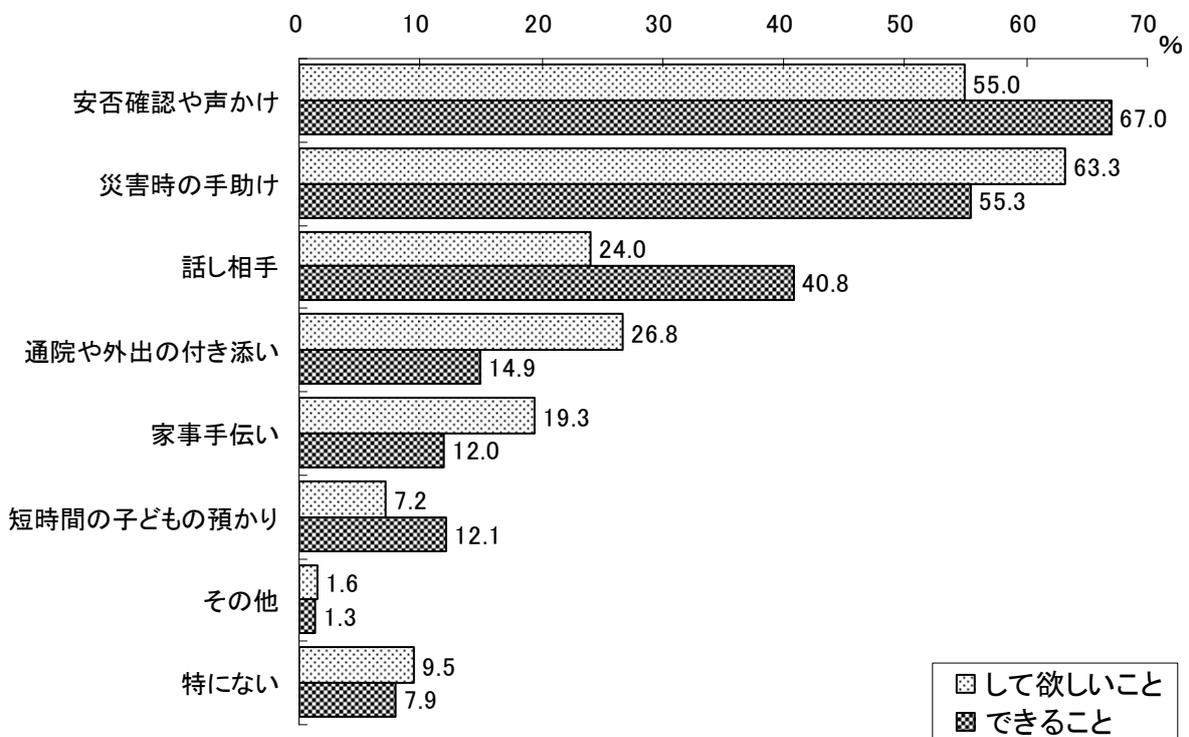
図 34 旧町村別にみた近所づきあいの程度



- 問 13 あなたやご家族の日常生活が不自由になった時、地域に何をして欲しいですか。(あてはまるものすべてに○)
- 問 14 反対に、地域で困っている人や家庭に、あなたができることは何ですか。(あてはまるものすべてに○)

- ・『地域にして欲しいこと』『地域でできること』ともに「安否確認や声かけ」や「災害時の手助け」の割合が高くなっています。
- ・次いで、『地域でできること』では、「話し相手」が 40.8%と高く、『地域にして欲しいこと』では、「通院や外出の付き添い」が 26.8%、「話し相手」が 24.0%となっています。

図 35 地域にして欲しいこと・できること



(4) 日常の悩みや不安について

● 問 15 地域で困ったことが生じたら、あなたはどの様にしますか。(1つに○)

- ・「お互いに話し合って解決する」が32.3%、「総代・班長に相談し、解決してもらう」が25.7%、「昔からのしきたりにしたがって協力する」が19.6%となっています。
- ・旧町村別にみると、八開地区で「昔からのしきたりにしたがって協力する」が最も多く34.3%となっています。

図 36 困った時の対応方法

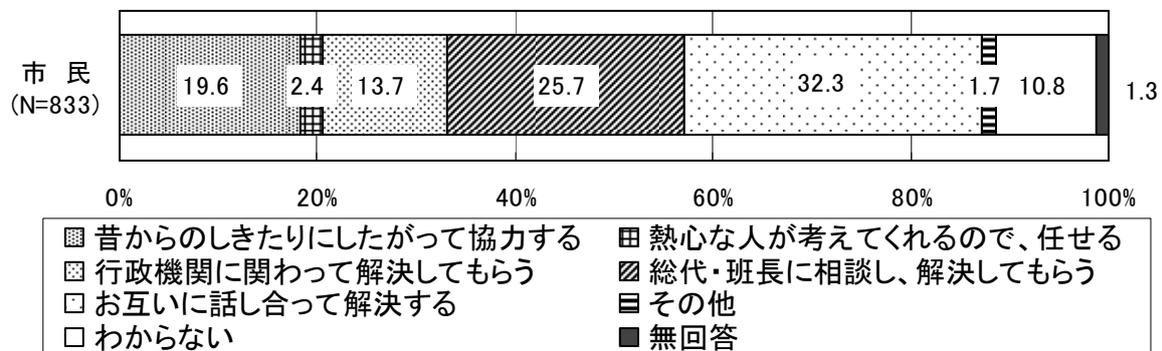
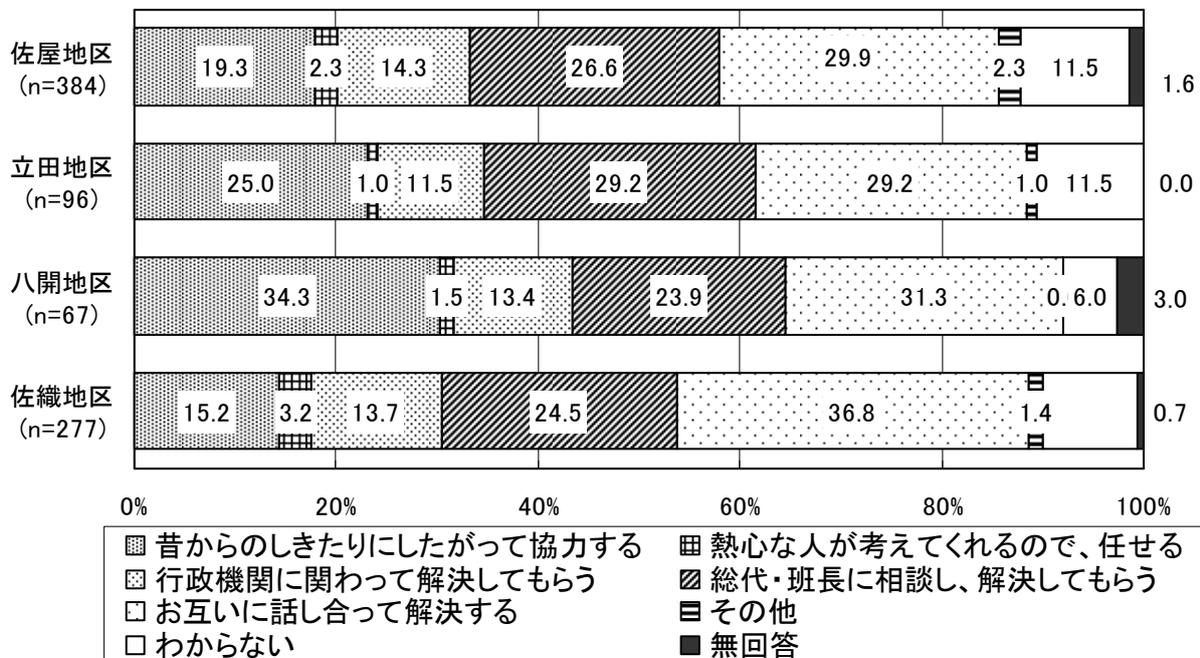


図 37 旧町村別・困った時の対応方法



● 問 16 日々の生活でどのような悩みや不安を感じていますか。（あてはまるものすべてに○）

- ・「家族の健康」「自分の健康」が最も多く、次いで「地震や台風などの災害」が 40.5%、「犯罪など治安」が 30.9%、「生活費」が 20.0%となっています。
- ・年齢が高くなる程「家族の健康」「自分の健康」や「地震や台風などの災害」に関する不安や悩みが多くなっています。また、「生活費」や「仕事（就労・経営）」に関しては 20 歳代～40 歳代での割合が高くなっています。

図 38 日常の不安

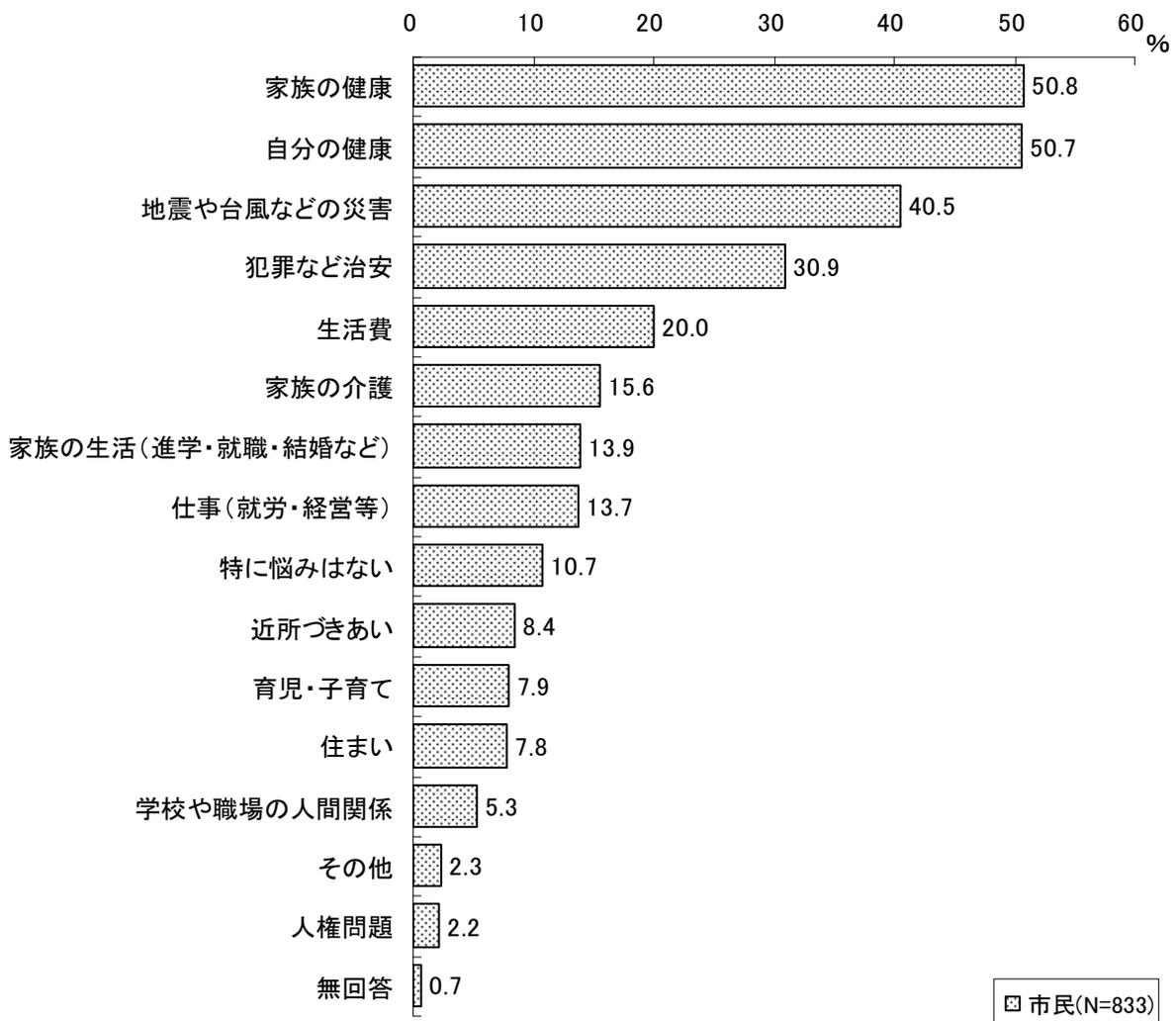
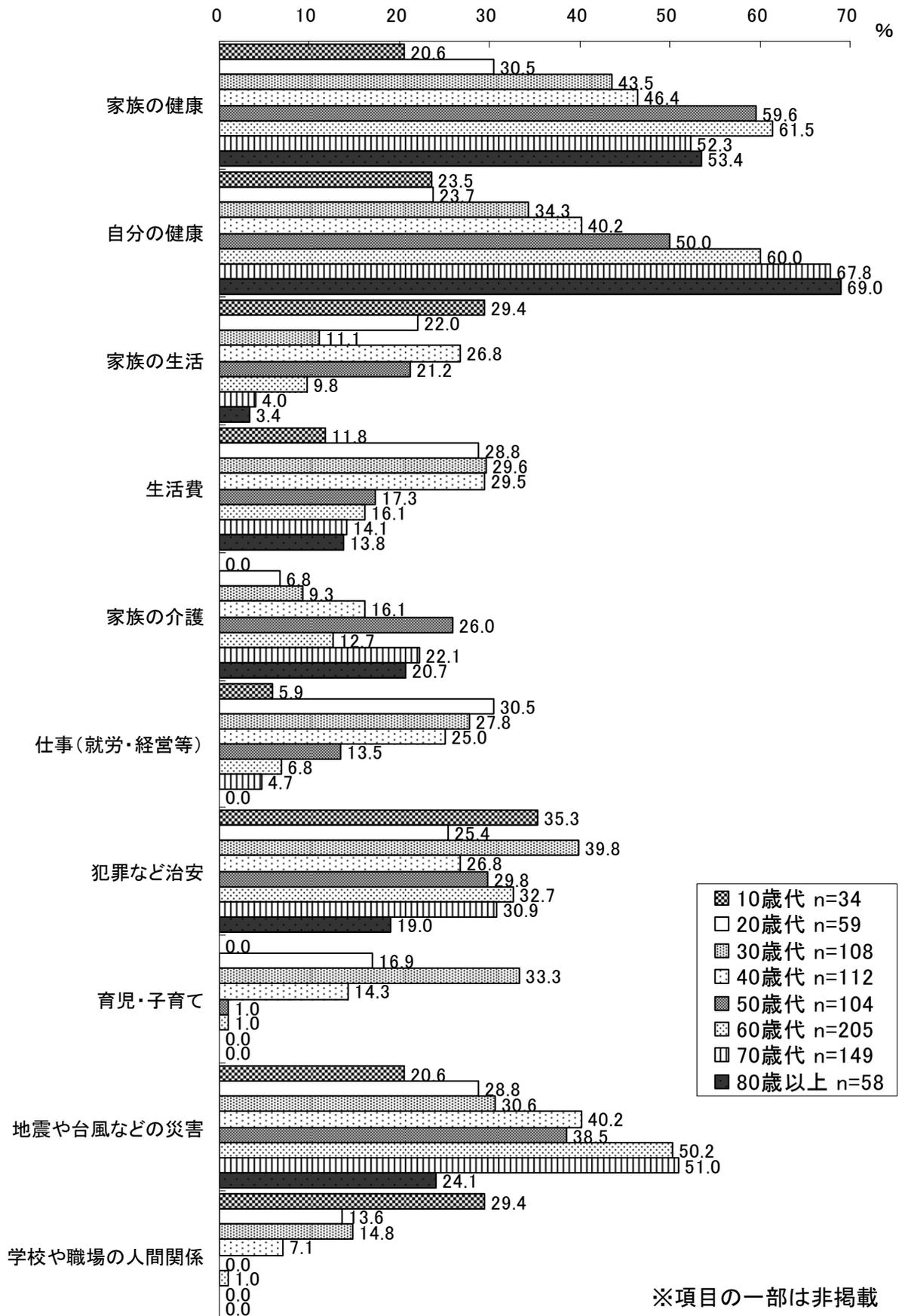


図 39 年齢別・日常の不安

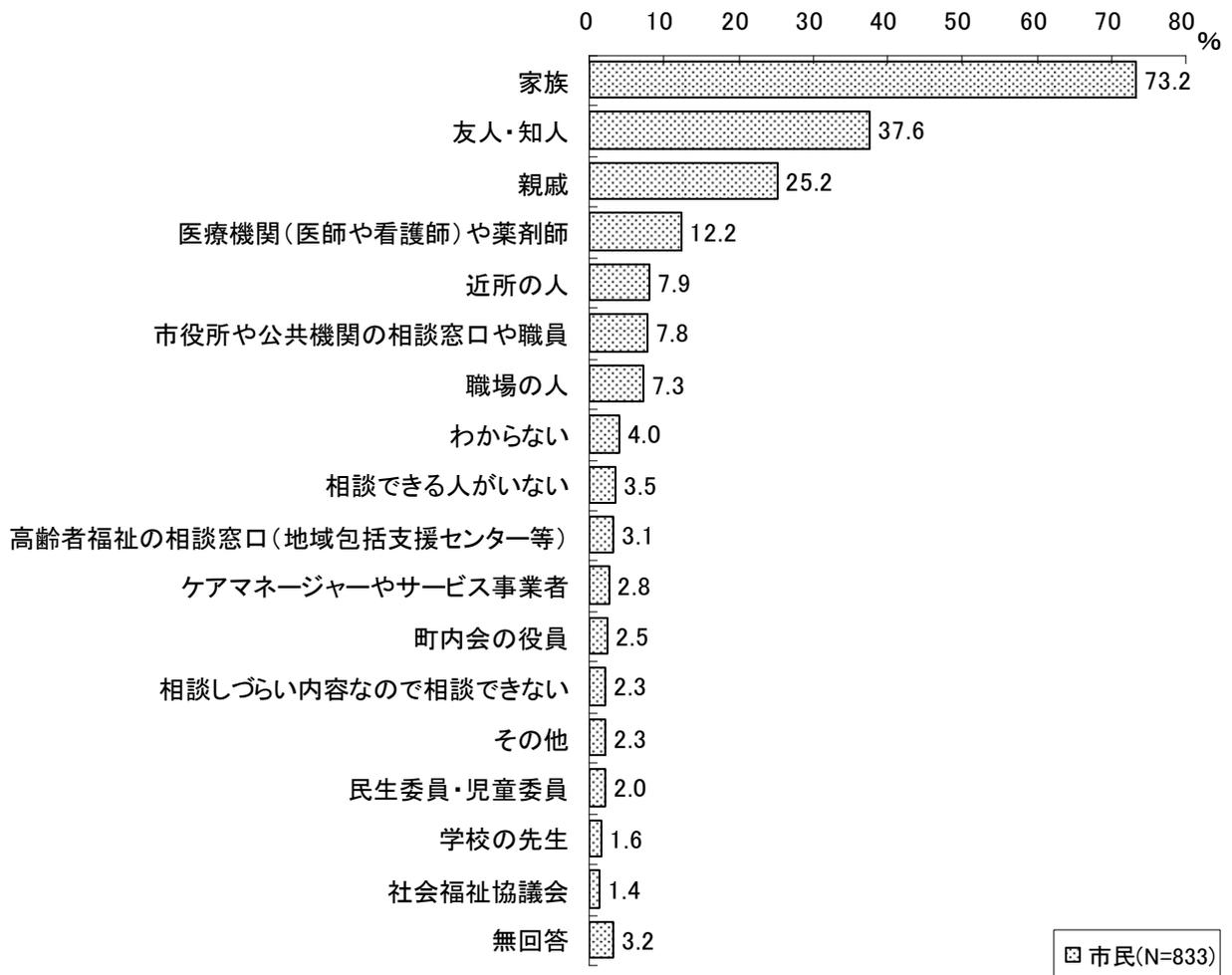


※項目の一部は非掲載

● 問 17 悩みや不安を、「だれに」又は「どこ」に相談していますか。(あてはまるものすべてに○)

- ・「家族」が73.2%、「友人・知人」が37.6%、「親戚」が25.2%となっています。
- ・一方、絶対数は多くないものの、「相談できる人がいない」が3.5%、「相談しづらい内容なので相談できない」が2.3%となっています。

図 40 悩み事の相談相手

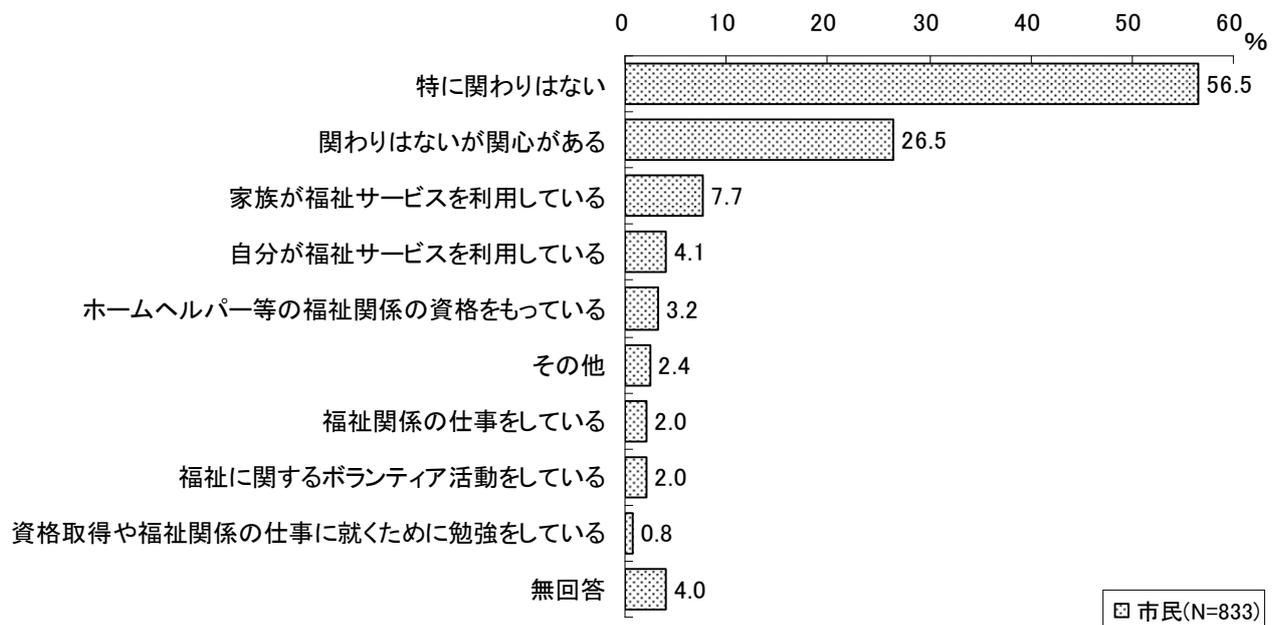


(5) 民生委員・児童委員や社会福祉協議会について

● 問 18 あなたと福祉の関わりについて教えてください。(あてはまるものすべてに○)

・「特に関わりはない」が 56.5%、「関わりはないが関心がある」が 26.5%となっています。

図 41 福祉との関わり



- 問 19 民生委員・児童委員が、地域福祉に関する下記の活動を行っていることをご存じですか。(あてはまるものすべてに○)
- 問 20 あなたがお住まいの地区の担当民生委員・児童委員をご存じですか。(1つに○)

- ・民生委員・児童委員の活動については、「いずれも知らない」が37.5%となっています。一方、「いずれも知らない」と「無回答」以外の58.4%が、何らかの活動を知っているといえます。
- ・「高齢者など支援が必要な人への訪問」が40.0%と最も多く、「日常生活の悩みや心配ごとの相談」が22.6%、「関係行政機関の依頼による事実確認」が21.2%、「子どもに関する相談」が20.8%、「福祉に関する情報の提供」が18.4%となっています。
- ・また、住んでいる地区の担当民生委員・児童委員を知っているのは34.6%となっています。

図 42 民生委員・児童委員について

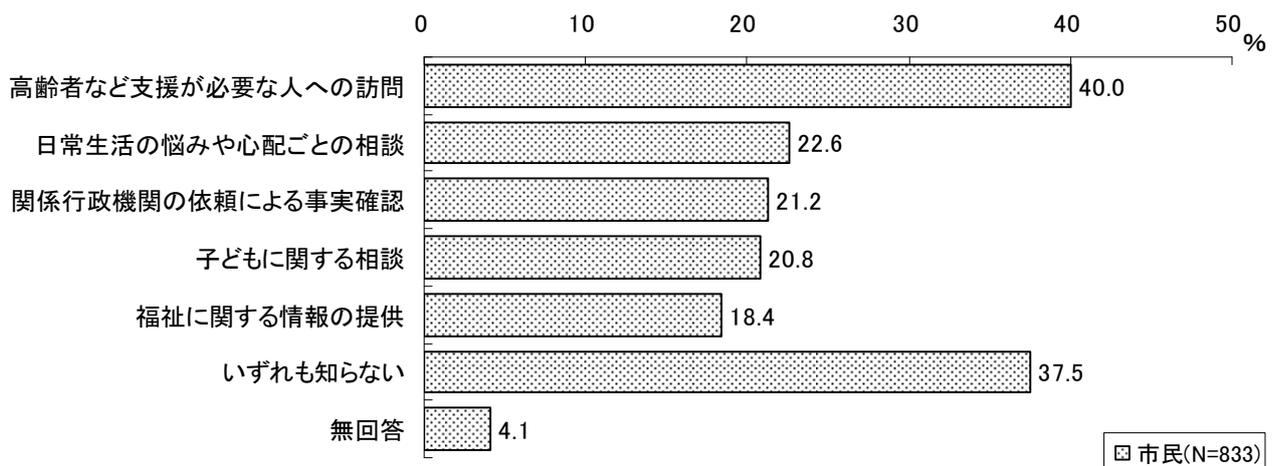
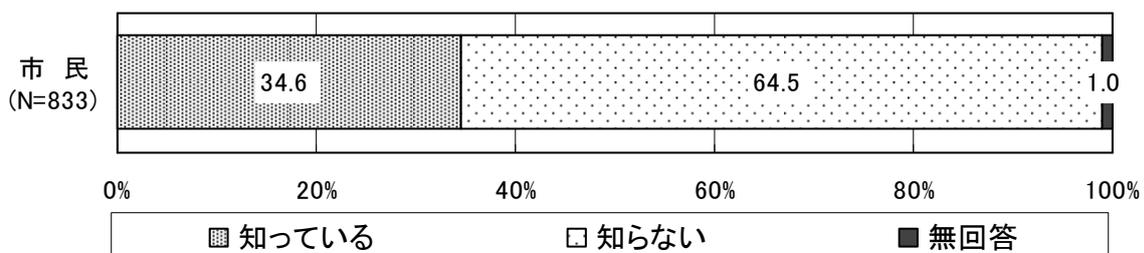


図 43 居住地区の民生委員・児童委員の周知



● 問 21 社会福祉協議会の存在や活動を知っていますか。(1つに○)

● 問 22 あなたは、社会福祉協議会にどのようなことを期待しますか。(○は3つまで)

- 社会福祉協議会の存在については、「知っている」「名前を聞いたことがある」「知らない」が同程度となっています。
- 社会福祉協議会に対する期待については、「介護保険や障害者自立支援法サービスの充実」が 41.4%、「介護保険や自立支援法以外の在宅福祉サービスの充実」が 33.3%、「福祉に関する情報提供の充実」が 28.6%となっています。

図 44 社会福祉協議会の周知状況

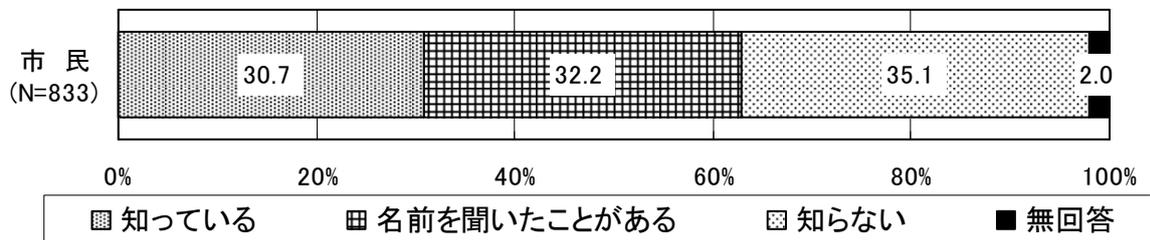
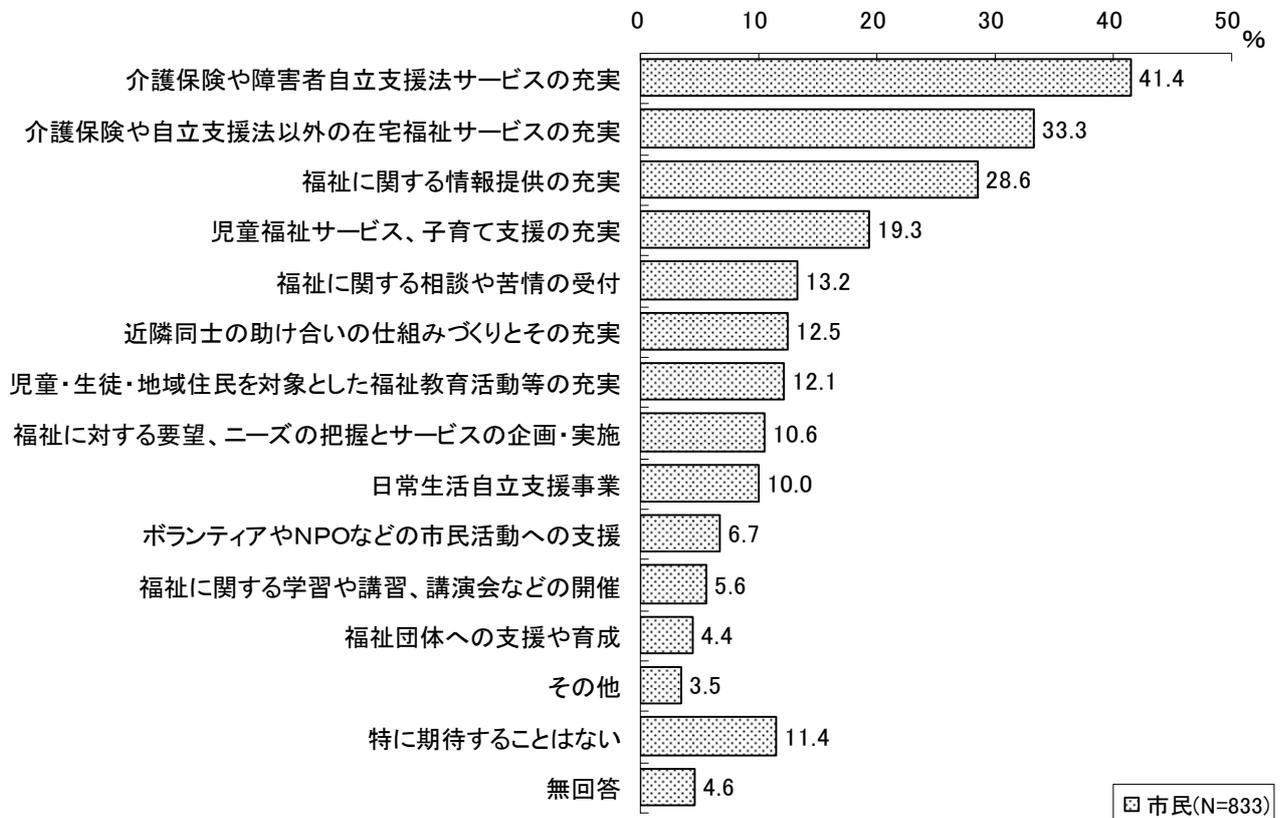
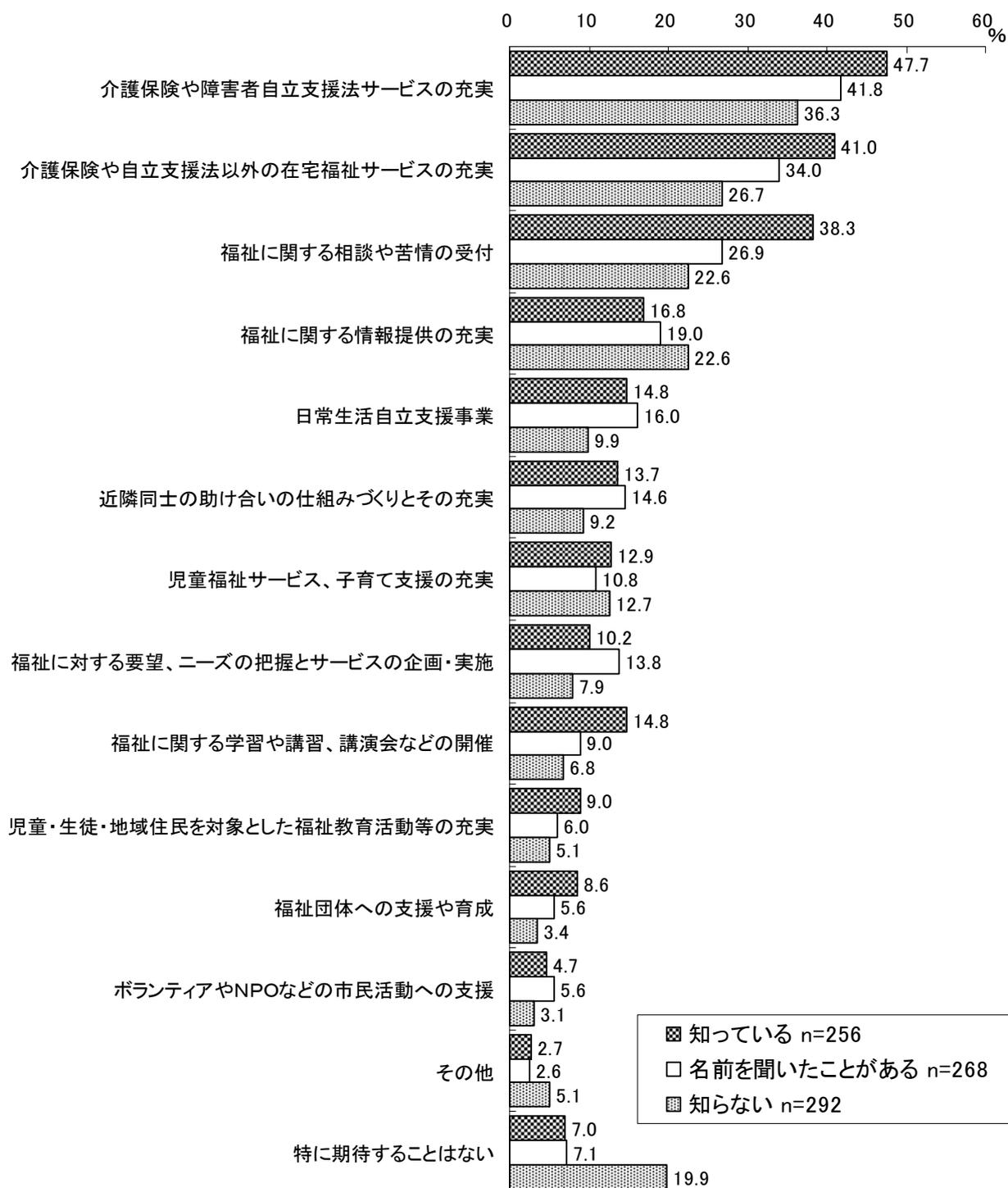


図 45 社会福祉協議会に対する期待



- 社会福祉協議会の認知状況別にみると、「介護保険や障害者自立支援法サービスの充実」「介護保険や自立支援法以外の在宅福祉サービスの充実」「福祉に関する情報提供の充実」については、社会福祉協議会を知っている人程、期待が高くなっています。
- 一方、「福祉に関する情報提供の充実」については、社会福祉協議会を知らない人の期待が高くなっています。

図 46 社会福祉協議会の周知状況別・期待



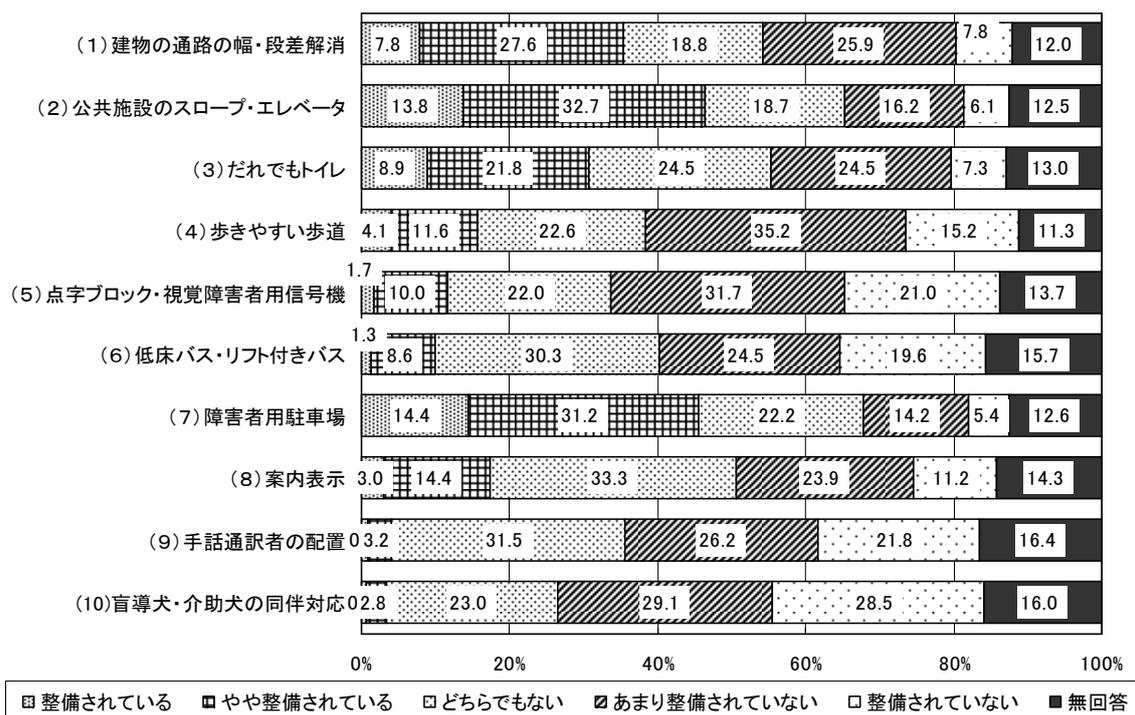
(6) 福祉全般について

● 問 23 愛西市の建築物や公共交通機関、情報案内、公園や道路などについて、障がいのある人や妊婦、子どもづれ、高齢者等が利用しやすいように整備されていると思いますか。(1)～(10)について、それぞれ1つに○をつけてください。

- (1) 車いすの方やだれもが安全に通れる建物の出入口や通路(段差をなくす、幅を広げる)
- (2) 公共施設や病院等のスロープ、エレベーターやエスカレーター
- (3) 車いすの方、乳幼児を連れた方などだれもが使いやすいトイレ
- (4) 歩きやすいように、障害物(商品や看板、放置自転車、電柱等)が取り除かれた歩道や道路
- (5) 点字ブロックや視覚障がい者用の信号機
- (6) 車いすやベビーカーで乗降しやすい超低床バスやリフト付バス
- (7) 障がい者用の駐車場
- (8) 大きな文字、絵、複数の言語を用いただれもが分かりやすい案内標示
- (9) 手話のできる職員が配置されていたり、音声ガイドがある施設
- (10) 盲導犬や補助犬と同伴での入室が配慮された店・レストランなど

- ・整備されていると思う割合が高い(「整備されていると「やや整備されている」の合計が45%以上)のは、『公共施設や病院等のスロープ、エレベーターやエスカレーター』『障害者用の駐車場』などとなっています。
- ・一方、整備されていないと思う割合が高い(「あまり整備されていない」と「整備されていない」の合計が50%以上)のは、『盲導犬や補助犬と同伴での入室が配慮された店・レストランなど』『歩きやすいように、障害物(商品や看板、放置自転車、電柱等)が取り除かれた歩道や道路』『点字ブロックや視覚障がい者用の信号機』となっています。

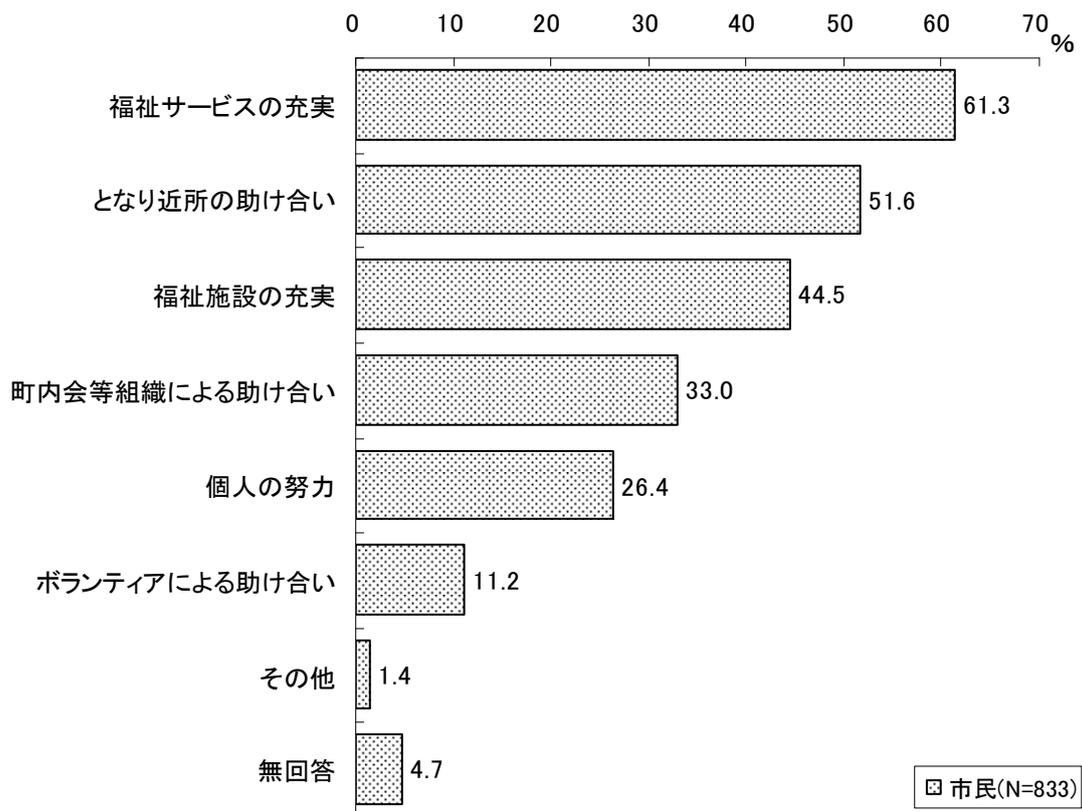
図 47 建築物や公共交通機関の整備の状況



● 問 24 地域で安心して暮らしていくためには、何が大切だと思いますか。(〇は3つまで)

- 「福祉サービスの充実」が61.3%、「となり近所の助け合い」が51.6%、「福祉施設の充実」が44.5%、「町内会等組織による助け合い」が33.0%となっています。
- 一方、「個人の努力」が26.4%となっています。

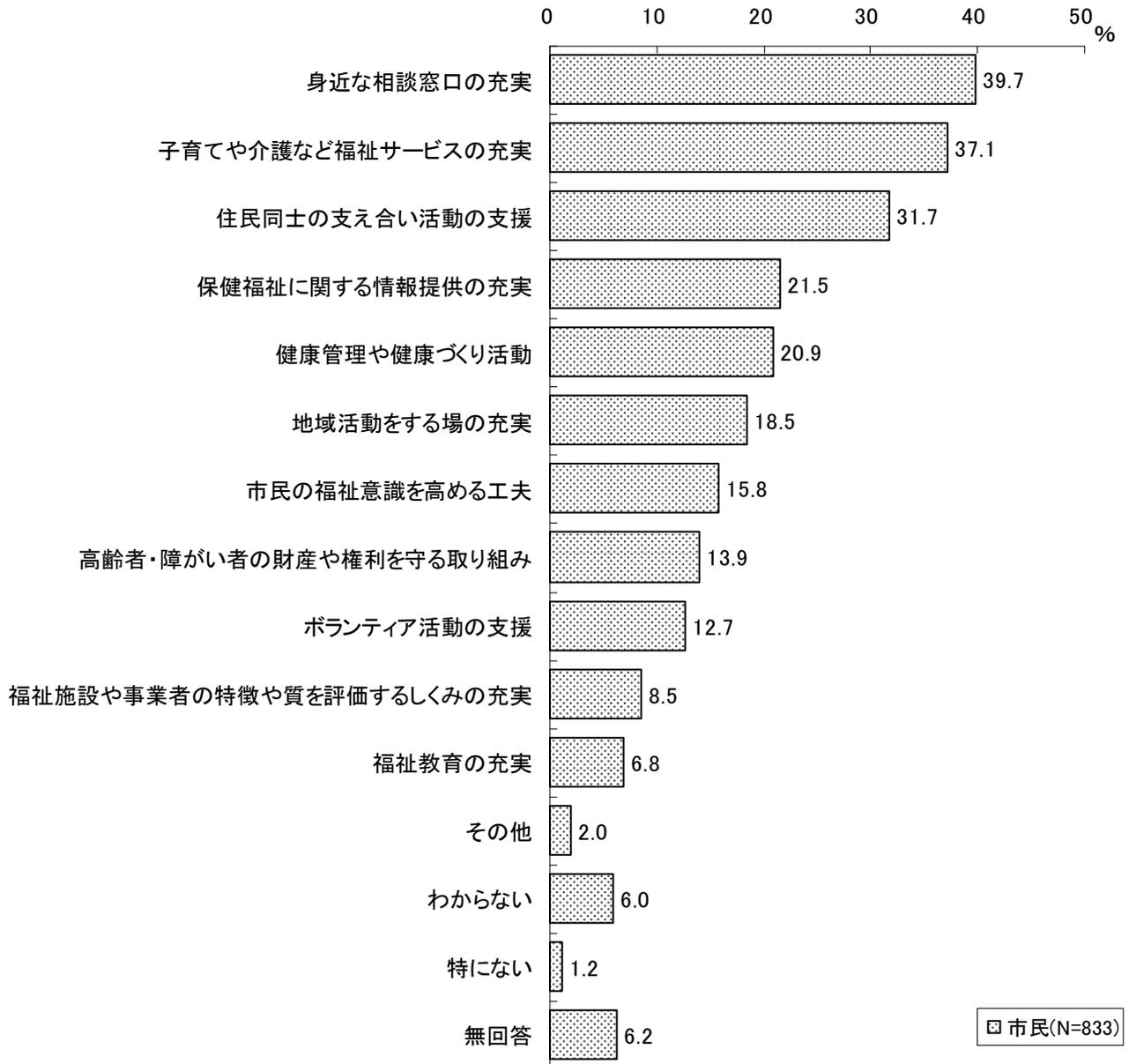
図 48 安心して暮らすために大切なこと



● 問 25 今後、地域福祉の充実のために市が積極的に取り組むべきことは何だと思えますか。(〇は3つまで)

・「身近な相談窓口の充実」が39.7%、「子育てや介護など福祉サービスの充実」が37.1%、「住民同士の支え合い活動の支援」が31.7%となっています。

図 49 地域福祉の充実のために市が取り組むべきこと



● 問 26 地域福祉の推進についてご意見やご要望がありましたら、ご自由にお書きください。

・主な意見は下記のとおりです。

■項目 □主な意見（小分類）	
■地域（福祉）活動・交流について 44 件	
<input type="checkbox"/> 地域・福祉活動、ボランティア等へ参加しやすい環境の整備（活動の多様化、情報発信等）	8 件
<input type="checkbox"/> 隣近所の連携・助け合い	7 件
<input type="checkbox"/> 交流・活動拠点の整備（地域毎、小規模、高齢者、育児世代、子供、世代間交流、等）	6 件
<input type="checkbox"/> 消極的な市民への参加の呼びかけ（市、自治体等）	5 件
<input type="checkbox"/> 今後の活動参加に積極的な意思表示	5 件
<input type="checkbox"/> 多文化交流（在住外国人との交流等）	2 件
<input type="checkbox"/> 地域での情報共有（地域情報、子供達の状況、等）	2 件
<input type="checkbox"/> 近隣関係の希薄化（あいさつ、総代を知らない、地域組織が機能していない等）	2 件
<input type="checkbox"/> 地域住民の生活マナートラブル（バットの鳴き詰め、犬のフン、交通ルール無視、ゴミ捨て、公共空間での喫煙マナー、等）	2 件
<input type="checkbox"/> 高齢者が活躍する場の創出	1 件
<input type="checkbox"/> 地域総代・班長と市役所の中間の存在となるような地域福祉活動	1 件
<input type="checkbox"/> 教育機関から地域住民への情報発信（小学校、中学校等の状況や学校見学など）	1 件
<input type="checkbox"/> 地域福祉の担い手としてのNPOの育成・支援・推進	1 件
<input type="checkbox"/> ボランティア活動の強要に反対	1 件
■福祉サービスについて 80 件	
<input type="checkbox"/> 分かりやすい福祉関連情報が必要	21 件
<input type="checkbox"/> 福祉サービスに関する認知不足（よく分からない、具体的に知らない）	11 件
<input type="checkbox"/> 福祉・ボランティア等に無関心な市民への働きかけ	5 件
<input type="checkbox"/> 福祉の平等（家族状況に係わらない）・公平性	5 件
<input type="checkbox"/> 現状ではサービス不要	4 件
<input type="checkbox"/> 福祉サービス全般の充実	4 件
<input type="checkbox"/> サービス利用者の謝辞	4 件
<input type="checkbox"/> 福祉サービスについての疑問・質問（サービスの種類、無料利用券が届かない、等）	3 件
<input type="checkbox"/> 合併前の原点に戻った地域福祉への期待	3 件
<input type="checkbox"/> 福祉サービス充実より市民税値下げを希望	3 件
<input type="checkbox"/> 民生委員・児童委員に関する認知不足（よく分からない、具体的に知らない）	3 件
<input type="checkbox"/> 民生委員への希望（訪問してもらいたい、専門職の配置、市専門職との連携、等）	3 件
<input type="checkbox"/> 市の福祉サービス・事業を利用中	3 件
<input type="checkbox"/> 社会福祉協議会の活動が不透明	1 件
<input type="checkbox"/> 介護支援、自立支援等は市の役目（家族内だけの問題ではない）	1 件
<input type="checkbox"/> 本当に困っている人達に、福祉の手が届く仕組み作り	1 件
<input type="checkbox"/> 役場による福祉関連整備状況(問23)の確認	1 件
<input type="checkbox"/> 介護に携わる人の待遇改善（賃金を上げる、等）	1 件
<input type="checkbox"/> 介護者の非常・緊急時におけるサポートの充実	1 件
<input type="checkbox"/> 民生委員のサポートへの謝辞	1 件
<input type="checkbox"/> 気軽に相談出来るシステム作り（電話相談、等）	1 件
■高齢者福祉について 32 件	
<input type="checkbox"/> 住民それぞれの自己管理による健康な生活	10 件
<input type="checkbox"/> 独居老人のサポート（定期的訪問、連絡推進、日常の見守り等）	7 件
<input type="checkbox"/> 低料金で利用できる老人関連施設の充実（市営等）	6 件
<input type="checkbox"/> 介護利用の省略化（最低限のサービスで良い）	4 件
<input type="checkbox"/> 独居老人のサポートに対する返礼システムの構築	3 件
<input type="checkbox"/> 高齢者が安心して住めるまちづくり	2 件

■項目 □主な意見（小分類）	
■育児支援、教育環境整備について	39 件
□ 福祉教育、啓発活動、生涯学習の推進・充実	18 件
□ 育児支援の充実（情報発信、親子イベント、児童送迎活動、地域交流の場所・機会等）	12 件
□ 子供の遊び場の充実（公園、屋内施設など）	6 件
□ 教育環境の整備、拡充（通学路、通学補助、等）	3 件
■生活環境整備について	25 件
□ 予防医療の促進（健康体操、予防接種への補助、等）	5 件
□ 公共施設等のバリアフリー化（市役所、病院）	4 件
□ 公共施設の利活用の促進（公園地域、体育館、庁舎空室部分等）	3 件
□ 下水道整備に関する記述（期間延長、早急な完成、相談、等）	3 件
□ その他（空家対策（雑草、防犯、等）、用水路整備、防犯対策・指導、等）	3 件
□ 農業（者）への要望（トラクターのタイヤの土、野焼き等への対策）	3 件
□ 生活環境全般の整備・拡充	2 件
□ 市域を超えた救急サービスの連携（救急、消防、等）	1 件
□ 地域医療の充実	1 件
■交通環境について	27 件
□ 地域巡回バスの充実（公共施設へのアクセス、津島市との連携等）	10 件
□ 歩行者に配慮した道路整備・拡充（特に高齢者、障がい者、車イスへの対応）	6 件
□ 道路整備の促進（アスファルト化推進、看板整備、違法駐車取締、等）	4 件
□ 巡回バスの経費節減（小型化、効率化、廃止、等）、タクシー券補助の拡充、等	3 件
□ 公共交通機関のバリアフリー化	3 件
□ 交通手段の充実	1 件
■市政への要望等について	32 件
□ 市職員の現場対応能力の向上、市民意見の把握と市政への反映、等	12 件
□ 市政への要望（全般的な市・地域の発展、長く広い視野に立った計画づくり、ハード面の無駄を省き人づくり・組織づくりに力を入れる、等）	7 件
□ 市政への不満（動きが遅い、縦割り行政である、合併後の市政に不満、等）	4 件
□ 地域住民と市政の連携、相互理解・親密化	3 件
□ その他（愛西葬祭場の完成、市長の公約実行）	2 件
□ 市内各地域における公共サービスの不平等、不公平の解消	2 件
□ 各庁舎の多機能化（一庁舎で用事を済ませたい）	1 件
□ 市発行物の改善（分かりやすく、読みやすくする）	1 件
■アンケートについて	10 件
□ アンケート調査結果の公開、計画への反映	4 件
□ アンケート調査は無意味、不要	3 件
□ アンケートの説明が不明確（回答しにくい）	3 件
■その他	7 件
□ 未婚者への出会いの場の提供	2 件
□ 就職活動支援の場の提供（若者、障がい者、等）	2 件
□ その他（母子家庭住宅補助、等）	3 件

2 地域福祉活動者アンケート調査結果

(1) 回答者の属性

● 問1 あなたの性別は、どちらですか。(1つに○)

● 問2 あなたの年齢はおいくつですか。(1つに○)

・男性が63.8%、女性が32.4%となっています。

・70歳代が44.0%、60歳代が33.3%と、60歳以上が9割弱を占めています。

図50 性別

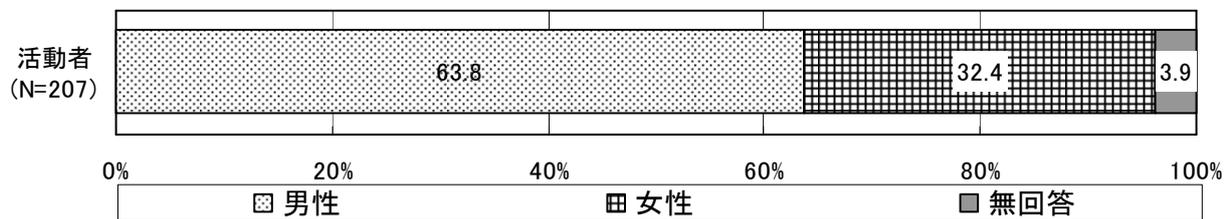
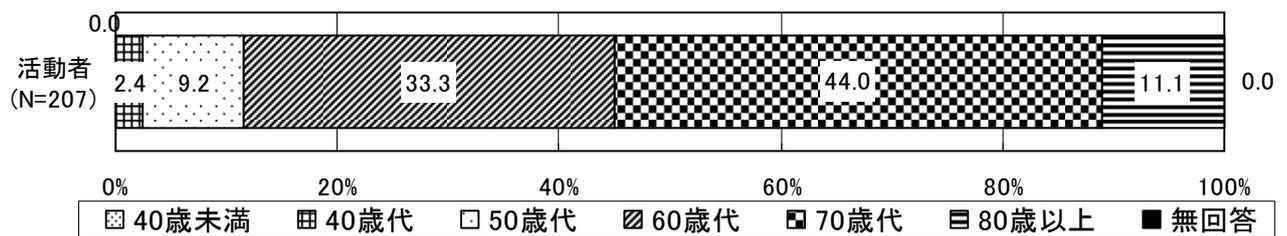


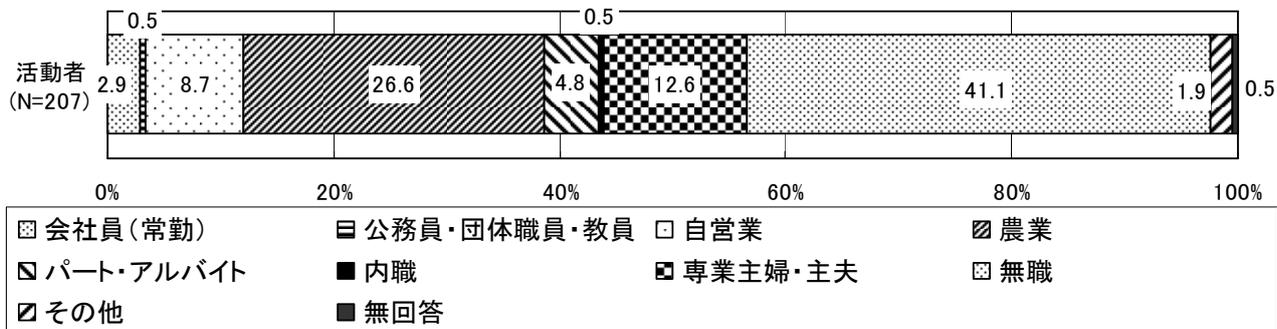
図51 年齢



● 問3 あなたの職業は何ですか。兼業等の場合は主なもの1つをお答えください。
(1つに○)

・「無職」が41.4%、「農業」が26.6%となっています。

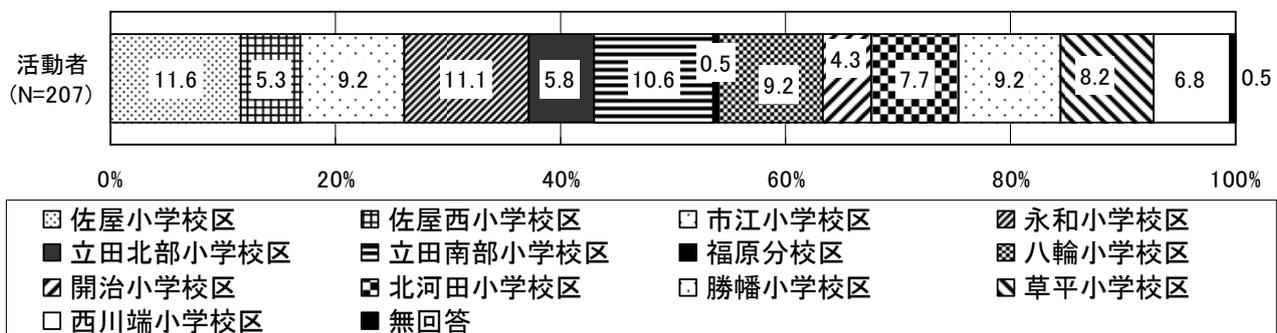
図52 職業



● 問4 お住まいの地区（小学校の通学区域）はどちらですか。（1つに○）

・「佐屋小学校区」「永和小学校区」「立田南部小学校区」がそれぞれ10%強となっています。
・旧町村別では、「佐屋地区」が37.2%、「立田地区」が16.9%、「八開地区」が13.5%、「佐織地区」が31.9%となっています。

図53 地区



(2) 地域福祉に関する活動について

- 問5 あなたが主に活動している団体や組織は、どれですか。(複数の活動をしている場合は、主なもの1つに○)
- 問6 あなたは上記の団体に関わる活動日数はどのくらいですか。(1つに○)

- ・「老人クラブ」が39.6%を占めています。次いで「民生委員・児童委員」が12.6%、「ボランティア団体」が10.6%となっています。
- ・「その他」(19.8%)の回答の多くが、複数の団体や組織で活動している方です。
- ・活動日数は、「月に1～2日」が39.6%、「週1～2日」が27.5%となっています。

図54 主に活動している組織

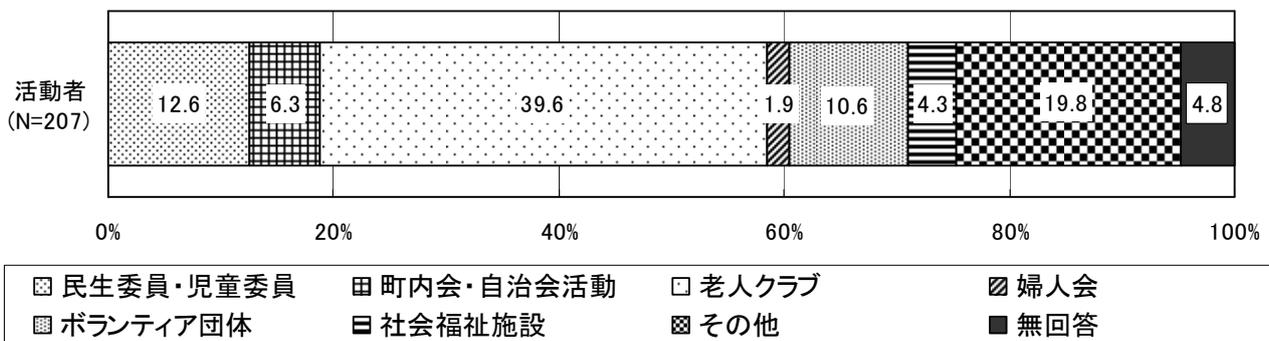
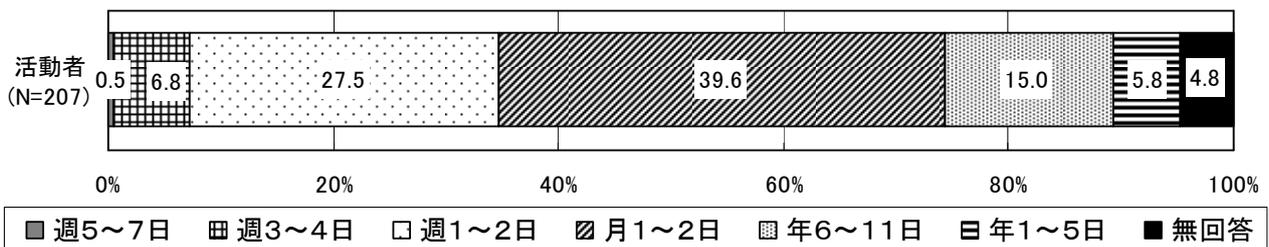


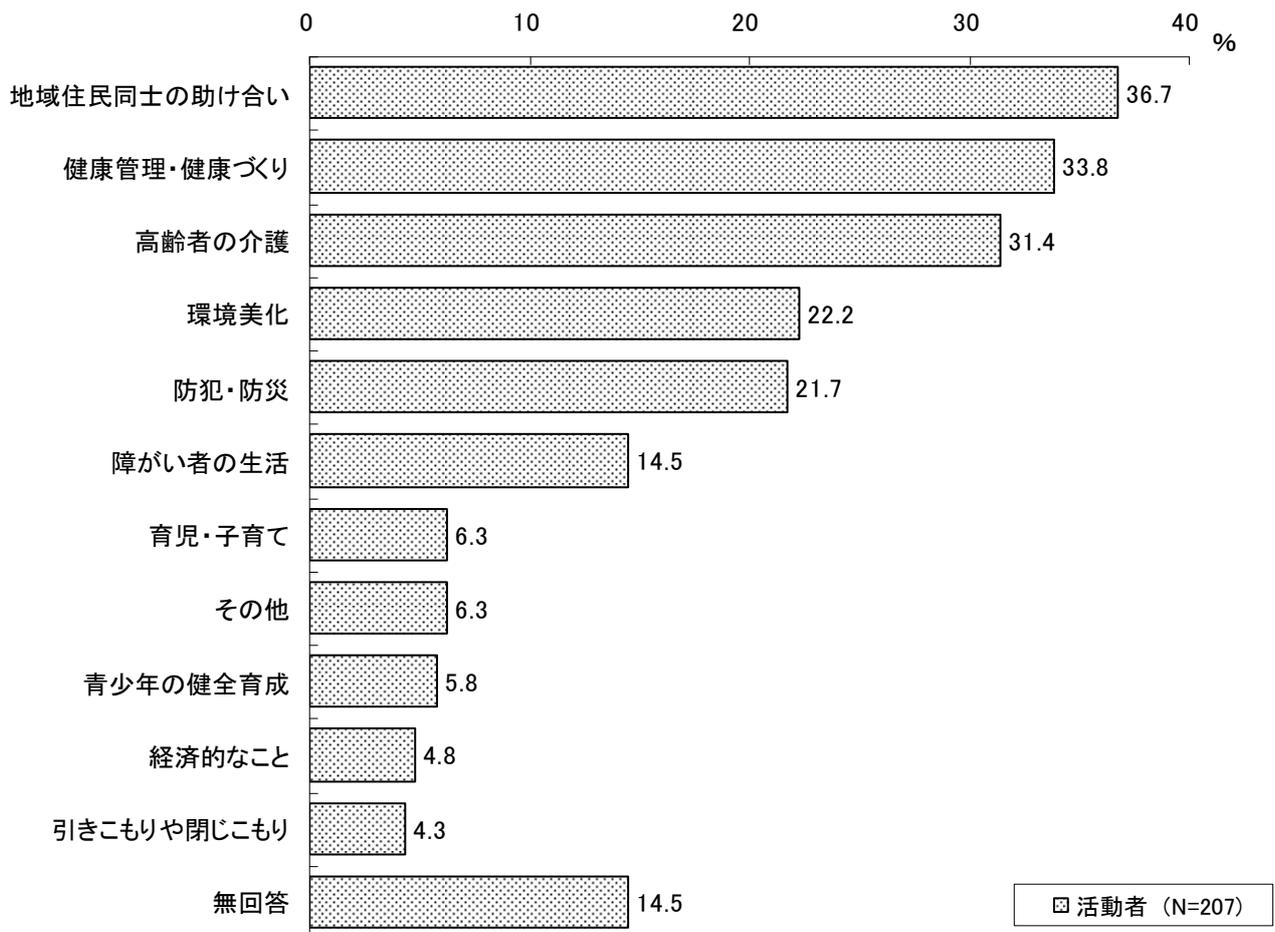
図55 主に活動している日数



● 問7 (あなたが主に活動している団体や組織の) 活動を通じて住民から相談を受けることはどんなことですか。(あてはまるものすべてに○)

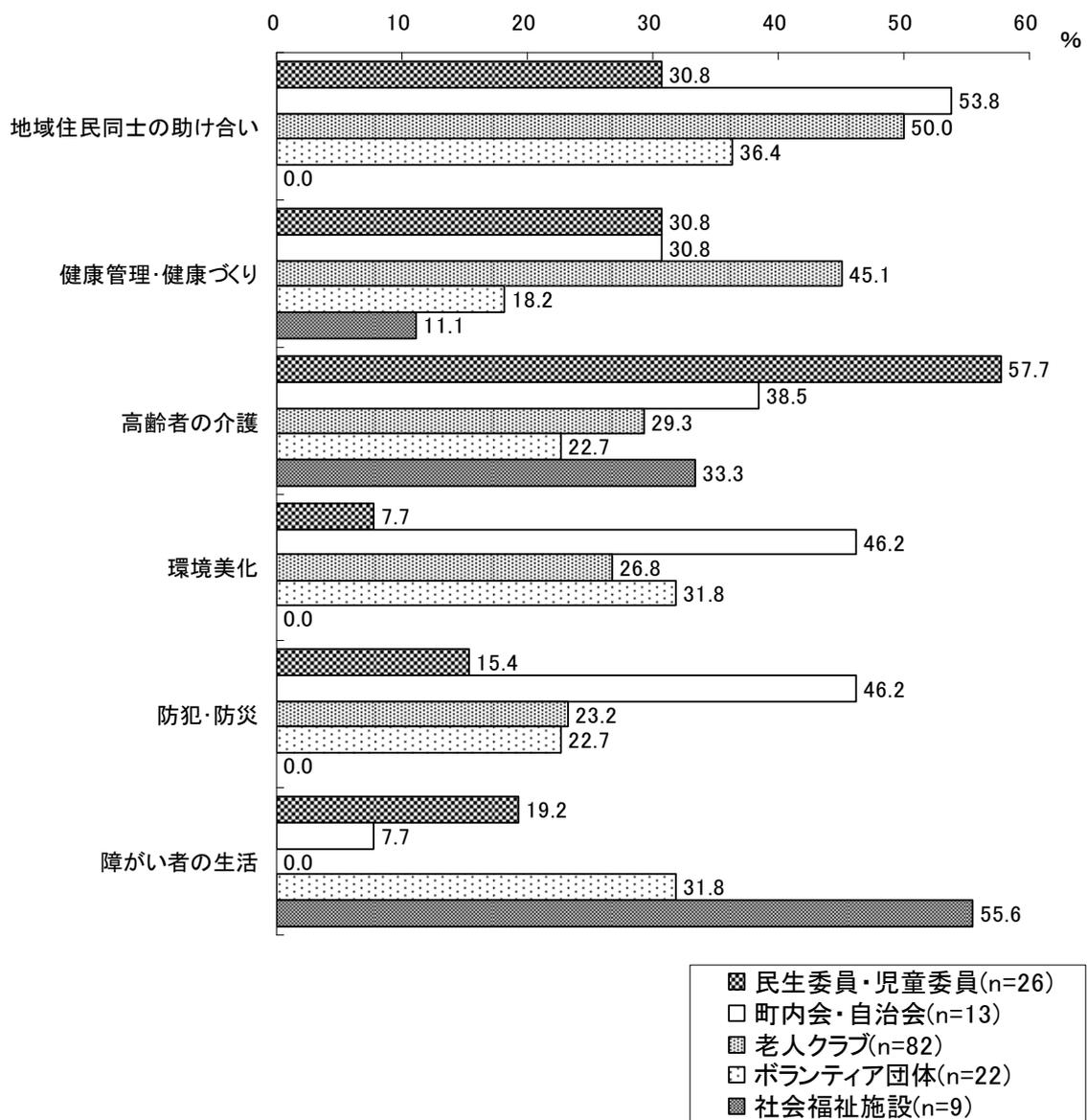
・「地域住民同士の助け合い」が36.7%、「健康管理・健康づくり」が33.8%、「高齢者の介護」が31.4%、「環境美化」が22.2%、「防犯・防災」が21.7%となっています。

図 56 住民からの相談内容



- 活動組織別にみると、『民生委員・児童委員』では、「高齢者の介護」が57.7%と最も多くなっています。次いで、「住民同士の助け合い」「健康管理・健康づくり」がそれぞれ30.8%となっています。
- 『町内会・自治会』では、「住民同士の助け合い」が53.8%と最も多く、次いで、「環境美化」「防犯・防災」がそれぞれ46.2%、「高齢者の介護」が38.5%となっています。
- 『老人クラブ』では、「住民同士の助け合い」が50.0%、「健康管理・健康づくり」が45.1%となっています。
- 『ボランティア団体』では、「住民同士の助け合い」が36.4%、「環境美化」「障害者の生活」がそれぞれ31.8%となっています。
- 『社会福祉施設』では、「障害者の生活」が55.6%となっています。

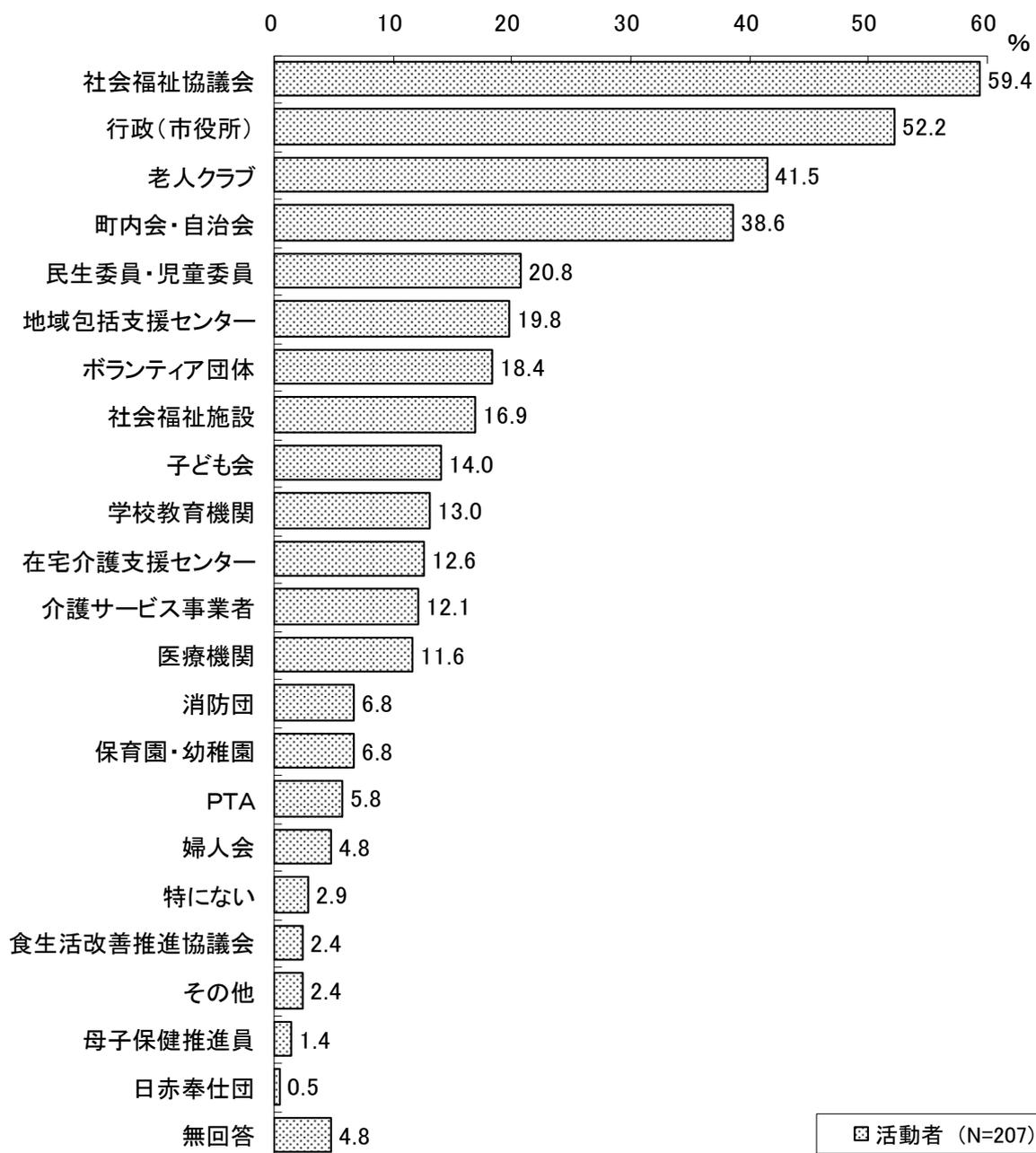
図 57 活動組織別・住民からの相談内容



● 問8 問5の活動と連携が必要と思われるものは何ですか。(あてはまるものすべてに○)

- ・「社会福祉協議会」が59.4%、「行政（市役所）」が52.2%、「老人クラブ」が41.5%、「町内会・自治会」が38.6%となっています。
- ・次いで、「民生委員・児童委員」が20.8%、「地域包括支援センター」が19.8%、「ボランティア団体」18.4%、「特別養護老人ホーム等の社会福祉施設」16.9%となっています。

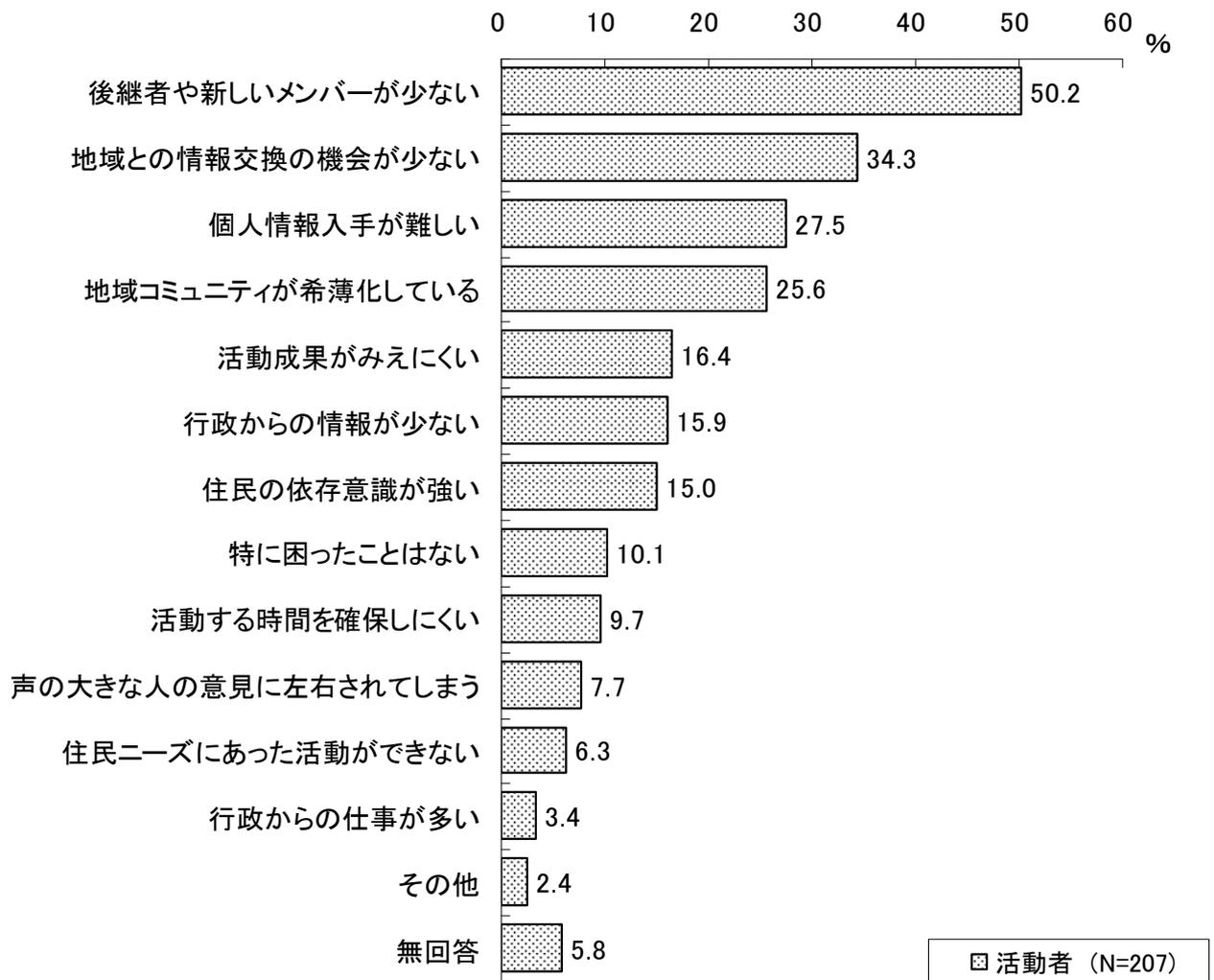
図58 連携が必要な組織や団体



● 問9 問5の活動を進めるうえでの課題はどんなことですか。(あてはまるものすべてに○)

- ・「後継者や新しいメンバーが少ない」が50.2%と最も多くなっています。次いで、「地域との情報交換の機会が少ない」が34.3%、「個人情報入手が難しい」が27.5%、「地域コミュニティが希薄化している」が25.6%となっています。

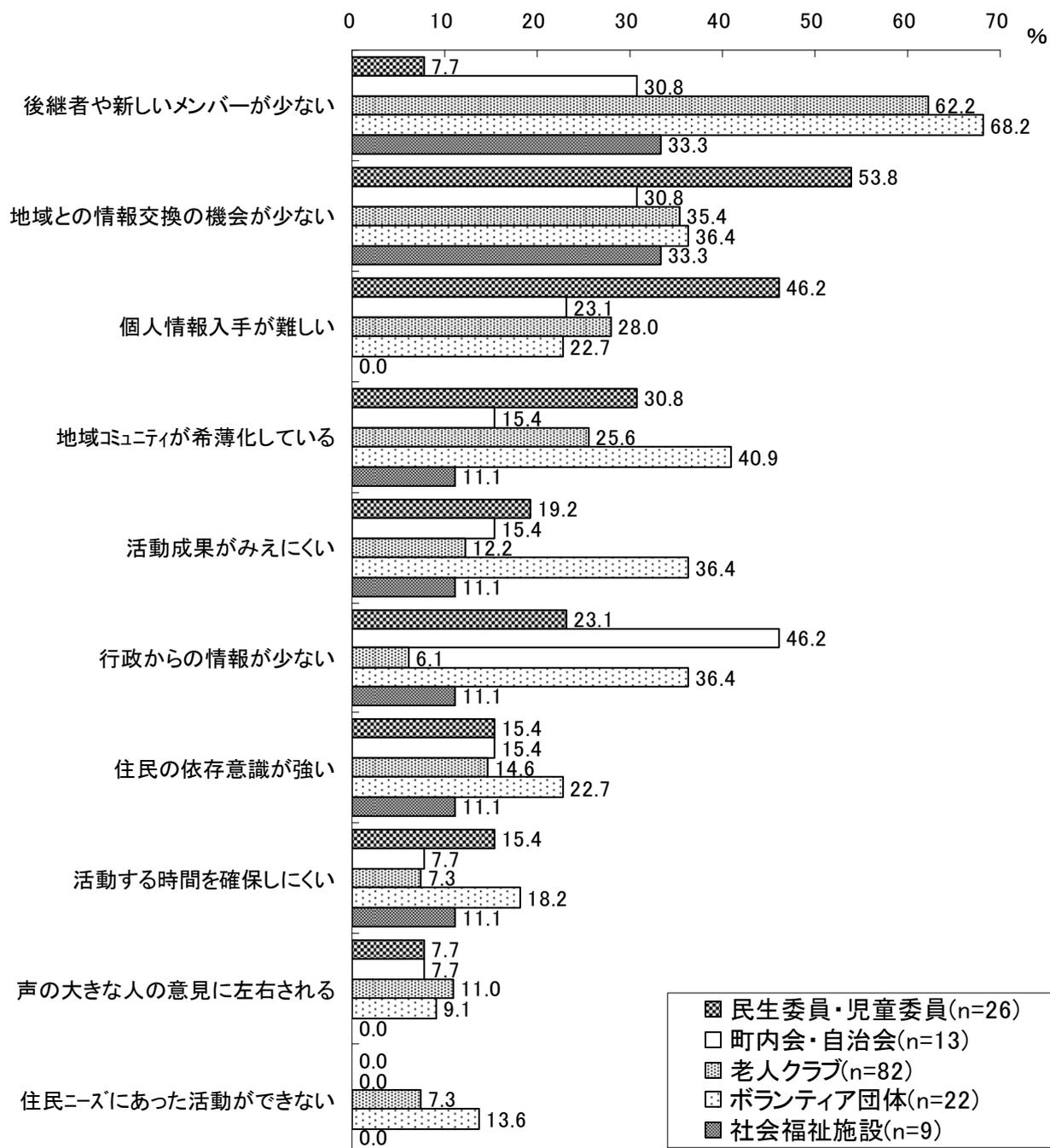
図59 活動を進めるうえでの課題



- ・活動組織別にみると、『民生委員・児童委員』では、「地域との情報交換の機会が少ない」が53.8%、「個人情報入手が難しい」が46.2%となっています。
- ・『町会・自治会』では、「行政からの情報が少ない」が46.2%と最も多くなっています。次いで、「後継者や新しいメンバーが少ない」「地域との情報交換の機会が少ない」がそれぞれ30.8%、「個人情報入手が難しい」が23.1%となっています。
- ・『老人クラブ』では、「後継者や新しいメンバーが少ない」が62.2%と、最も多くなっています。

- ・『ボランティア団体』では、「後継者や新しいメンバーが少ない」が68.2%と、最も多くなっています。次いで、「地域コミュニティが希薄化している」が40.9%、「地域との情報交換の機会が少ない」「活動成果が見えにくい」「行政からの情報が少ない」がそれぞれ36.4%となっています。
- ・『社会福祉施設』では、「後継者や新しいメンバーが少ない」「地域との情報交換の機会が少ない」がそれぞれ33.3%となっています。

図 60 活動組織別活動を進めるうえでの課題



(3) 地域福祉の充実について

● 問 10 地域福祉を充実させていくうえで、地域住民と行政の関係について、あなたの考えに最も近いものは何ですか。(1つに○)

- ・「行政と住民が協力しあいながら共に取り組むべき」が 64.3%と、最も多くなっています。次いで、「地域や家庭で助け合い、できない場合に行政が援助すべき」が 21.3%となっています。
- ・年齢別にみると、50歳代で「地域や家庭で助け合い、できない場合に行政が援助すべき」が、他の年代と比べて高い割合となっています。

図 61 地域住民と行政の関係

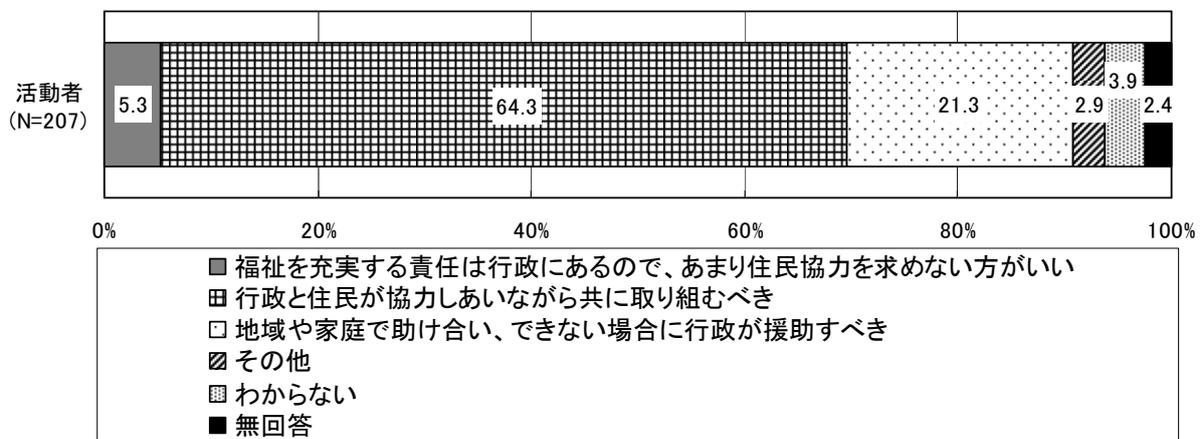
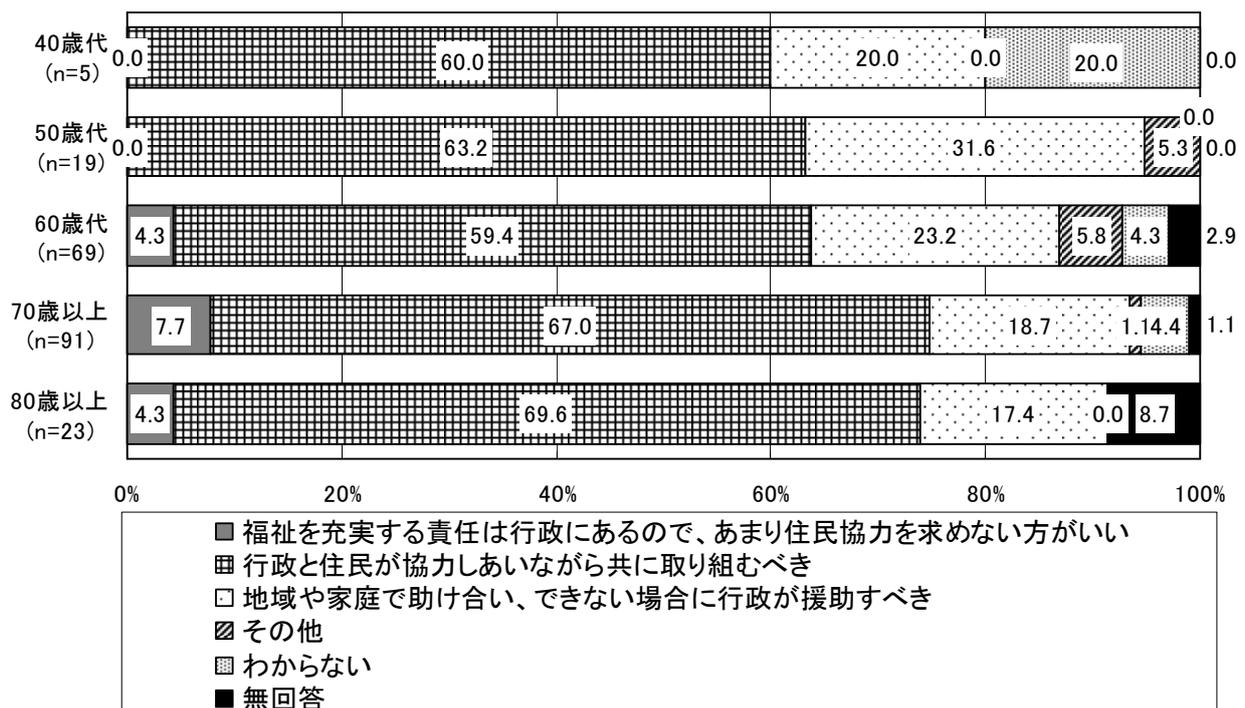


図 62 年齢別地域住民と行政の関係



● 問 11 住民同士の支え合い活動として、あなたが活動している地域ではどのようなことが可能だと思いますか。（あてはまるものすべてに○）

- ・「安否確認や声かけ」が 67.1%と最も多くなっています。次いで、「話し相手」が 51.2%、「災害時の手助け」が 48.3%となっています。
- ・市民アンケートと同様に、「安否確認や声かけ」や「災害時の手助け」は、高い割合となっています。

図 63 住民同士の支え合い活動に対してできること

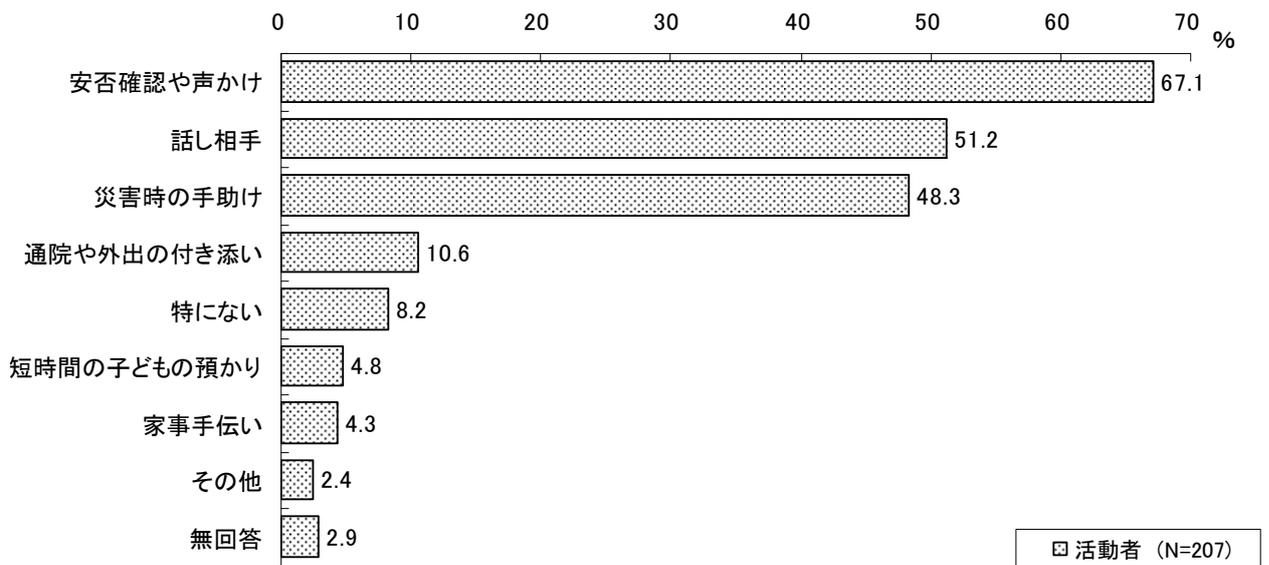
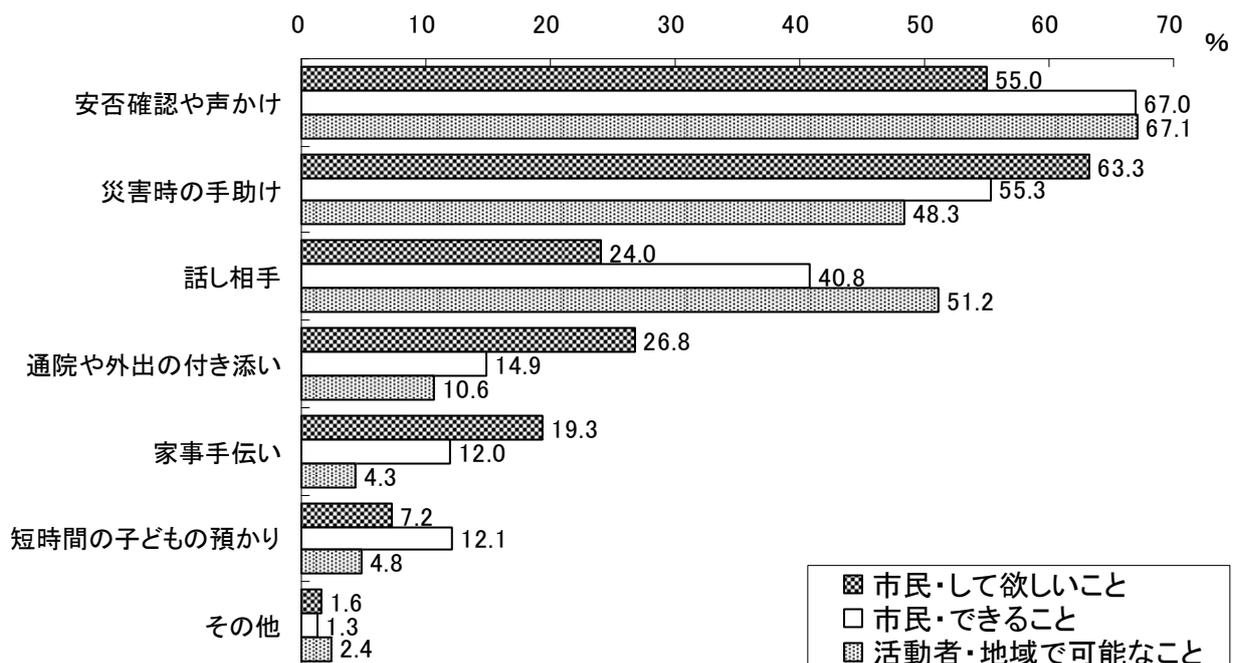


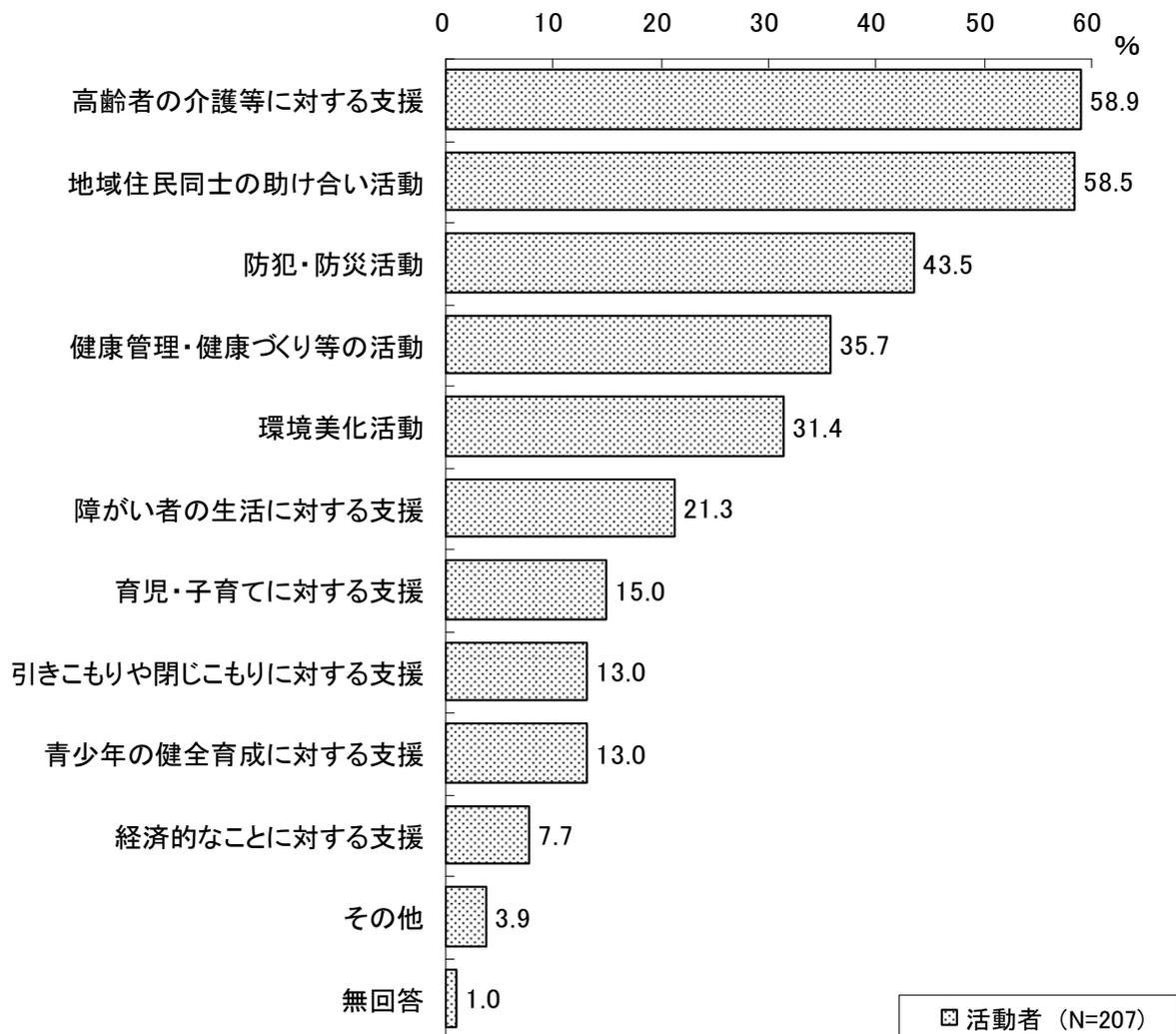
図 64 住民同士の支え合い活動に対してできること（市民・活動者）



● 問 12 今後、地域福祉の充実のために、あなたの地域で積極的な取り組みが必要と感じることはどんなことですか。(あてはまるものすべてに○)

- ・「高齢者の介護等に対する支援」が 58.9%、「地域住民同士の助け合い活動」が 58.5%と多くなっています。
- ・次いで、「防犯・防災活動」が 43.5%、「健康管理・健康づくり等の活動」が 35.7%、「環境美化活動」が 31.4%となっています。

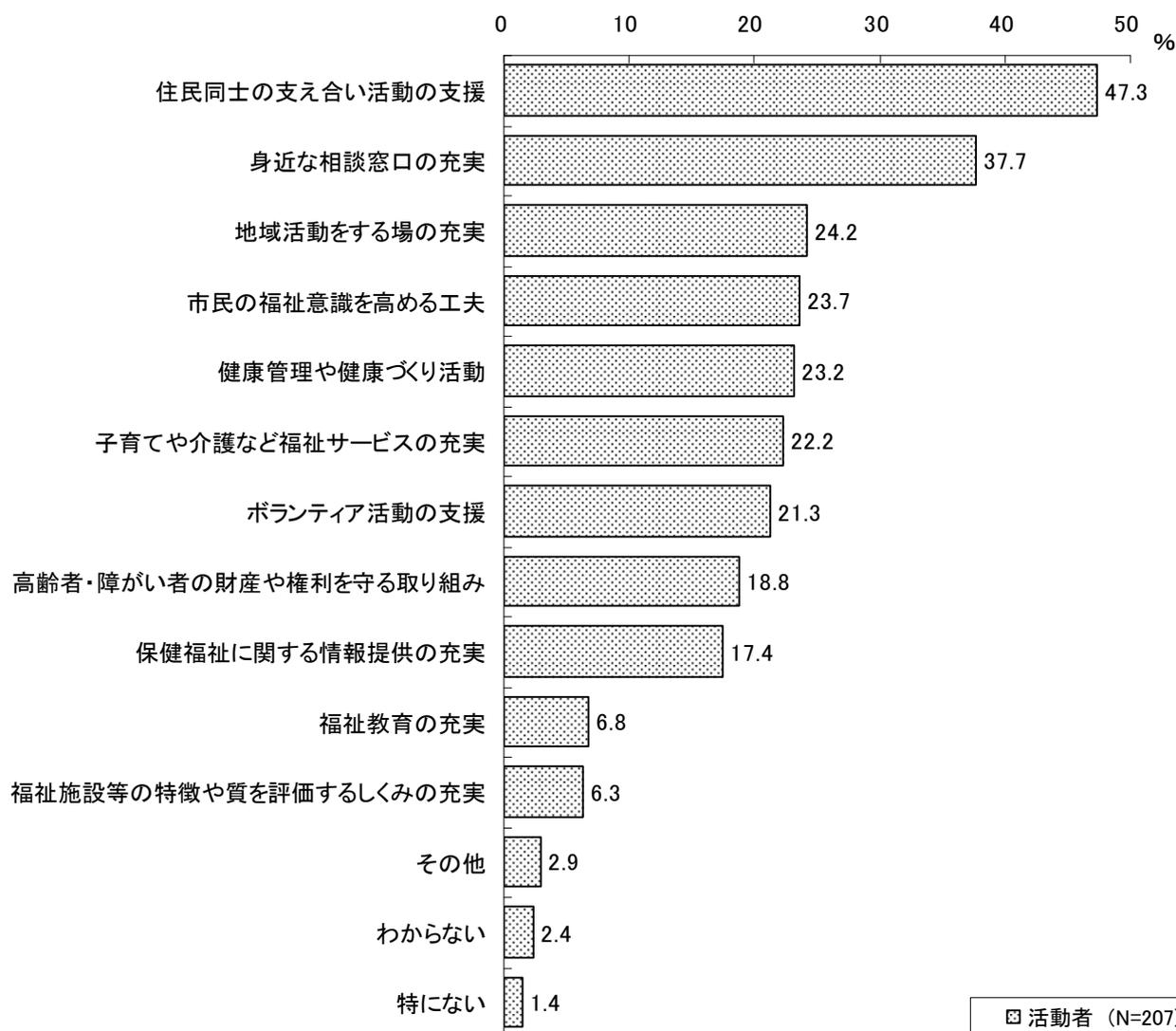
図 65 地域福祉の充実のために積極的な取り組みが必要なこと



● 問 13 今後、地域福祉の充実のために行政が優先的に取り組むべきと思うことは何ですか。(〇は3つまで)

- ・「住民同士の支え合い活動の支援」が47.3%と、最も多くなっています。次いで、「身近な相談窓口の充実」が37.7%となっています。
- ・「地域活動をする場の充実」が24.2%、「市民の福祉意識を高める工夫」が23.7%、「健康管理や健康づくり活動」が23.2%、「子育てや介護など福祉サービスの充実」が22.2%、「ボランティア活動の支援」が21.3%となっています。

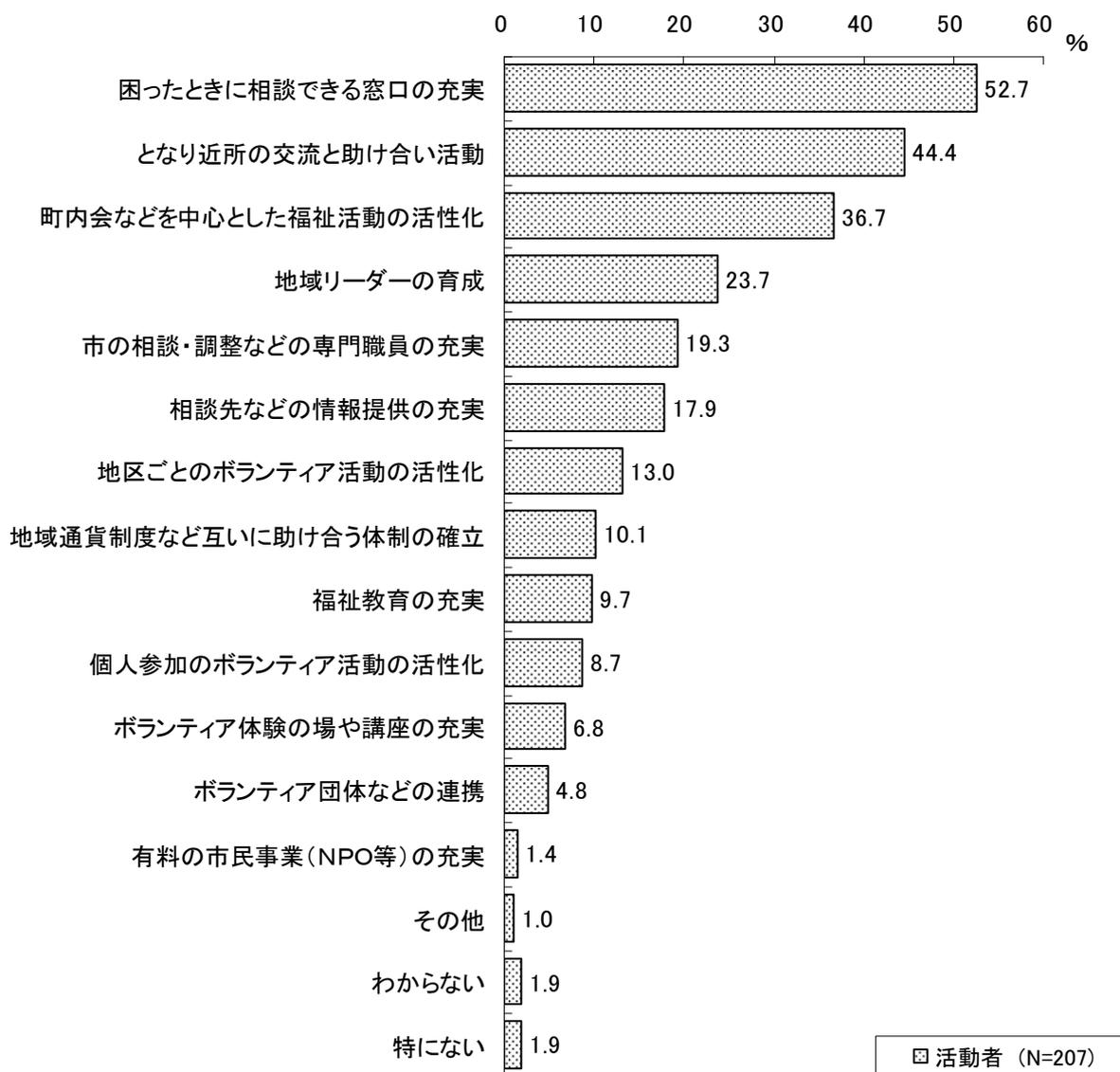
図 66 地域福祉の充実のために行政が取り組むべきこと



● 問 14 市民同士が助け合うまちづくりに向けて、どのような取り組みが必要と思いますか。(〇は3つまで)

- ・「困った時に相談できる窓口の充実」が52.7%と、最も多くなっています。
- ・次いで、「となり近所の交流と助け合い活動」が44.4%、「町内会などを中心とした福祉活動の活性化」が36.7%、「地域リーダーの育成」が23.7%となっています。

図 67 市民同士が助け合うまちづくりに向けて取り組みが必要なこと



● 問 15 地域福祉の推進についてご意見やご要望がありましたら、ご自由にお書きください。

・主な意見は下記のとおりです。

■項目	□主な意見（小分類）	
■地域（福祉）活動・交流について		46 件
<input type="checkbox"/>	地域における交流・相互扶助の仕組みづくり（地域自治、隣近所の連携、等）	8 件
<input type="checkbox"/>	地域交流・活動の拠点となる場の設置（コミュニティセンター、公共施設の空き室、等）	5 件
<input type="checkbox"/>	地域・福祉活動の具体的な提案（芝居小屋立上げ、遺族会支援、地域通貨、等）	4 件
<input type="checkbox"/>	高齢者の活躍の場づくり（地域福祉、子供たちに知恵・知識・特技を伝える等）	3 件
<input type="checkbox"/>	地域・福祉活動、ボランティア等へ参加しやすい環境づくり（活動の多様化、情報発信、多忙な者でも可能な参加形態・システム、等）	3 件
<input type="checkbox"/>	地域福祉活動に必要な情報の提供（個人情報保護法が活動の障害となっている）	4 件
<input type="checkbox"/>	地域・福祉活動の担い手・後継者不足	3 件
<input type="checkbox"/>	行政のリーダーシップによる地域活動への参加推進（より多くの人に積極的に地域活動・行事に参加してほしい）	2 件
<input type="checkbox"/>	各組織・活動間の連携・相互関連強化	2 件
<input type="checkbox"/>	地域活動団体（者）間の交流・連携の推進と、行政による管理	2 件
<input type="checkbox"/>	地域・近隣関係の希薄化	2 件
<input type="checkbox"/>	地域活動の形骸化	2 件
<input type="checkbox"/>	地域・地区（小単位）での情報交換機会の設置	1 件
<input type="checkbox"/>	活動に関する行政からのPR	1 件
<input type="checkbox"/>	地域福祉推進への協力	1 件
<input type="checkbox"/>	地域イベントによる住民同士の連携強化	1 件
<input type="checkbox"/>	高齢・体調不良による地域活動への不参加	1 件
<input type="checkbox"/>	民生委員の活動状況に対する不満（ほとんど活動していない）	1 件
■福祉サービスについて		27 件
<input type="checkbox"/>	独居老人のサポート（定期的訪問、連絡推進、日常の見守り、民生委員訪問、等）	6 件
<input type="checkbox"/>	障がい者（児）支援の充実（24時間体制ショートステイ、手話通訳者育成や公共施設への配置、グループホーム、等）	5 件
<input type="checkbox"/>	社会福祉協議会による地域活動のサポート（情報提供、各組織との連携、等）	4 件
<input type="checkbox"/>	行政・福祉サービス関連情報発信の拡充（もっと広く、易しく、詳しく、的確に、等）	3 件
<input type="checkbox"/>	無料サービスの見直し、再検討	2 件
<input type="checkbox"/>	先進事例等の視察及び計画への反映	1 件
<input type="checkbox"/>	子育て支援の充実（病児保育、子育てヘルパー、等）	1 件
<input type="checkbox"/>	介護者へのサポート	1 件
<input type="checkbox"/>	市による他地域・近隣地域（市外部）との連携・コーディネート	1 件
<input type="checkbox"/>	公共サービスについての要望（温泉利用時間、等）	1 件
<input type="checkbox"/>	福祉サービス利用状況の不公平さ	1 件
<input type="checkbox"/>	福祉に関する認知不足（よく分からない、具体的に知らない）	1 件
■行政への要望等について		19 件
<input type="checkbox"/>	市職員による現場把握、市民意見の市政への反映、柔軟な対応、等	7 件
<input type="checkbox"/>	福祉教育、啓発活動、生涯学習の推進・充実	3 件
<input type="checkbox"/>	専門家のいる相談窓口の設置（個人的な相談も出来る、等）	2 件
<input type="checkbox"/>	片寄る危険のある「市民の声」より、行政による的確な判断と実施	1 件
<input type="checkbox"/>	国と自治体による安心安全な市民生活の保障	1 件
<input type="checkbox"/>	地域住民と行政の信頼関係、連携、相互理解・親密化	1 件
<input type="checkbox"/>	生活保護費と年金支給額に関する不平等さ	1 件
<input type="checkbox"/>	窓口対応職員の教育（やさしく親切な対応、たらい回ししない、等）	1 件
<input type="checkbox"/>	地域巡回バスの充実（商業施設へのアクセス、等）	1 件
<input type="checkbox"/>	下水設備に関する説明・情報提供（浄化槽設置の義務化、等）	1 件
■アンケートについて		2 件
<input type="checkbox"/>	アンケートの説明が不明確（回答しにくい）	1 件
<input type="checkbox"/>	アンケート調査結果の公開、計画への反映	1 件
■その他		6 件
<input type="checkbox"/>	日頃の行政サービスへの謝辞	2 件
<input type="checkbox"/>	住み続けたいまちづくり	1 件
<input type="checkbox"/>	多世代居住の良さの見直し（祖父母・老人達の力をかりた子育てを推進）	1 件
<input type="checkbox"/>	未婚率の増加による地域の将来への不安	1 件
<input type="checkbox"/>	その他	1 件

3 市民懇談会の概要

地域福祉計画の策定にあたって、平成22年11月から12月にかけて市民懇談会を開催しました。市民懇談会開催にあたって、参加者を募集したところ、高校生から70歳代まで、34名の市民からの応募がありました。「佐屋・立田地区」「佐織・八開地区」の2地区で、それぞれ3日間ずつ、愛西市の地域福祉について、グループで語り合いました。

① 開催地区：2地区（「佐屋・立田地区」「佐織・八開地区」）

② 参加人数・場所

○佐屋・立田地区：17名（3回の延べ人数：40名）／各回佐屋公民館

○佐織・八開地区：17名（ // 41名）／各回佐織公民館

③ プログラムの概要

		開催日時	
		佐屋・立田	佐織・八開
第1回	地域の課題について 「愛西のまちのいいところ」「身近で困っていること」	11月10日(水)	11月12日(金)
第2回	「愛西のまちのいいところ」を地域で守っていくための検討	11月30日(火)	12月1日(水)
第3回	「身近で困っていること」を地域で解決していくための検討 ～身近な地域でできる助け合いについて～	12月8日(水)	12月9日(木)



①カードを使い、お互いの意見を出し合っている様子



②個々の意見の集約作業の様子



③発表

1) 第1回:地域の課題について「愛西のまちのいいところ」「身近で困っていること」

第1回の市民懇談会では、「愛西市のいいところ」「身近で困っていること」について、参加者一人ひとりが意見を小カードに書き込み、グループで意見交換を行いました。話し合いでは、同様な意見をグループ化しながら、テーマの設定作業を行いました。

「コミュニティ」や「市民活動」など、直接地域福祉に関わることから、「交通安全」や「防犯」「災害対策」など、生活全般に関わることなど、様々な意見が集まりました。また、地域の支えが残っているという意見がある一方で、コミュニティの低下を指摘する意見もあるなど、地域や一人ひとりの感じ方の違いもみられました。主な意見は、下表のとおりです。

<主な意見>

愛西市のいいところ	身近で困っていること
○コミュニティ ・良いおつきあいが残っている、親切で助け合いがある、近所のつながりがある(6)	○コミュニティ力の低下 ・地域の助け合いが乏しい(2)
	○マナー ・マナー・配慮が欠けている、若者のマナー(2) ・ゴミのポイ捨て(3)
○市民活動・地域活動 ・地域活動が充実している ・行事が残っている	○地域活動 ・ボランティア活動の活性化(1) ・コミュニティセンターの改善・有効利用 ・盛り上がり欠ける地域行事
○安心・安全 ・見守り制度がある(1) ・充実した福祉 ・AEDの設置、盲人用信号機安全に配慮 ・防災訓練の実施 ・犯罪が少ない ・防災無線が充実している	○安心・安全 ・災害が心配(1)
	○高齢化対策 ・高齢化による地域組織力の低下(1) ・老後の不安(2) ・市の福祉対策
	○子育て支援 ・学童保育の充実、子育て支援(2) ・安全な遊び場(2)
	○病院・施設不足 ○防犯対策
○環境・美化 ・自然環境が良い(5) ・美化に努めている	○環境問題 ○農家の将来
○交通の利便性 ・コミュニティバス、巡回バスがある(4) ・生活に便利	○生活利便・地域格差 ・買い物等、公共交通が不便・格差の解消(4) ・公園や遊び場等地域格差 ・公共施設の配置や管理 ・下水道整備の遅れ
	○交通安全 ・安全な交通が確保されていない(2)

※(数値)は、同様な意見の数

2) 第2回:「愛西のまちのいいところ」を地域で守っていくための検討

第2回市民懇談会では、第1回懇談会で出された意見のうち、「愛西のまちのいいところ」について、地域でどの様に守っていけるかについて話し合いました。なお、各グループで「特にいいところ」を2～3テーマに絞り、「地域でできること」と「社協や行政の手助けが必要なことと一緒に取り組めること等」について、具体的な検討を行いました。主な意見は下記のとおりです。

	テーマ	地域でできること	社協や行政の手助けが必要なこと
コミュニティ	良いおつきあい	<ul style="list-style-type: none"> 声かけ、あいさつ運動 近所づきあい 	<ul style="list-style-type: none"> 民生委員・児童委員との共（協）同 見守り制度
	地域のコミュニケーション	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者の知識の活用 助け合いのネットワークづくり 地域の茶話会の実施 子どもへの声かけ 	<ul style="list-style-type: none"> 本当に困っている人の救済 家族介護者等のケア
	人とのコミュニケーション	<ul style="list-style-type: none"> 安否確認、声かけ 災害時等の対応 	<ul style="list-style-type: none"> 安否確認の方法の検討 非常時対応の指導 地域福祉に関する講習会
市民活動・地域活動	地域の輪	<ul style="list-style-type: none"> 独居老人の見守り あいさつ運動 	<ul style="list-style-type: none"> 安否確認
	地域でネットワークをつくる	<ul style="list-style-type: none"> 防災ネットワーク あいさつ運動 手助けが必要な人の情報共有 	<ul style="list-style-type: none"> ボランティアコーディネーターの育成 子どもと高齢者が一緒になって楽しめる行事
	婦人会の活性化	<ul style="list-style-type: none"> 食事会等小さな活動から リーダーの育成 郷土料理（蓮根料理）を教えてもらう 	<ul style="list-style-type: none"> 行政支援の情報提供 自主活動組織のPR
安心・安全	年をとっても、いつまでも元気であり続ける	<ul style="list-style-type: none"> 自分でできることは、自分でやる 地域行事の活性化 	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者の就労の場・機会 男性の地域活動の支援
	障がいがあっても地域で生活できる		<ul style="list-style-type: none"> 軽度障害等に対する市独自の支援
環境・美化	美しい町づくり	<ul style="list-style-type: none"> 花植え、草取り、ゴミ集積所の片付け 親子でゴミ拾いに参加 	<ul style="list-style-type: none"> ゴミゼロ運動 イベントの開催
	環境	<ul style="list-style-type: none"> ゴミのポイ捨てをやめる 	<ul style="list-style-type: none"> 不法投棄等の監視
	空気や水のおいしい環境の維持	<ul style="list-style-type: none"> ゴミのポイ捨てを無くす 清掃活動の活性化 	<ul style="list-style-type: none"> 荒れた田畑を無くすため、田畑の貸し出しの斡旋 JA・商工会との連携
交通	地域の足となる交通手段	<ul style="list-style-type: none"> 近所の人に頼んで乗せてもらう アッシーをやってあげる 買い物に付き合う 	<ul style="list-style-type: none"> 巡回バスのルートの見直し 巡回バス利用の拡大

※(数値)は、同様な意見の数

3) 第3回:「身近で困っていること」を地域で解決していくための検討

第3回市民懇談会では、「身近で困っていること」について、「地域でできること」と「社協や行政の手助けが必要なこと一緒に取り組めること等」について話し合いました。

テーマ	地域でできること	社協や行政の手助けが必要なこと	
コミュニティ	地域の助け合い(一人暮らし高齢者)	<ul style="list-style-type: none"> ・声かけ ・お茶のみ話 ・病院、買い物などの足 ・ちょい助け合い活動 	<ul style="list-style-type: none"> ・集まる近所の場所の確保、宣伝 ・民生委員との協力 ・やさしい相談窓口(なんでも相談)
	地域の助け合い(災害時)	<ul style="list-style-type: none"> ・声かけ、連絡、広報 ・お助けマン(組) ・SOS用の笛をもつ ・非常時避難袋を備える ・避難場所の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ・ご近所情報の共有 ・非常時、食料・水を身近に貯える
	助け合いのできるコミュニティ	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時に助け合える組織 ・老人会、婦人会、親子会の人数増 ・リーダーの育成 	<ul style="list-style-type: none"> ・事例等の情報提供 ・組織づくりの指導
市民活動	マナーに欠けている	<ul style="list-style-type: none"> ・声かけ ・家庭教育 ・コミュニティ活動に参加 	<ul style="list-style-type: none"> ・美化条例 ・学校教育
	地域行事の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・伝統行事の推進 ・地域行事のPR 	<ul style="list-style-type: none"> ・名所・旧跡のイメージアップ
安心・安全	老後が不安	<ul style="list-style-type: none"> ・話し相手になる ・高齢者向けの健康体操 ・高齢者サロン 	<ul style="list-style-type: none"> ・公民館等のたまり場の整備 ・講演会、出前セミナーの開催 ・見守り活動を前提として老人クラブへの補助
	高齢者・子どもの見守り	<ul style="list-style-type: none"> ・生きがいづくりのアドバイス ・高齢者、子どもへの声かけ 	<ul style="list-style-type: none"> ・活動の場の提供 ・家族介護者への支援
	学童保育(子育て支援)	<ul style="list-style-type: none"> ・ご近所同士の子どもを見守る ・ご近所で子どもに声をかけあう 	<ul style="list-style-type: none"> ・広報でPR
環境・美化	ゴミ問題	<ul style="list-style-type: none"> ・マナーを守る ・ゴミゼロ運動の回数を増やす 	<ul style="list-style-type: none"> ・市道の清掃
	環境美化	<ul style="list-style-type: none"> ・緑化運動 ・ポイ捨て禁止 ・ゴミゼロ運動に参加 	<ul style="list-style-type: none"> ・ゴミ集積所の場所の検討 ・リサイクルボックスの設置
	環境整備の遅れ	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時要援護者の把握 ・台風時の補強の支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・カラス対策 ・ゴミゼロ運動の推進
	環境問題	<ul style="list-style-type: none"> ・地域パトロール 	<ul style="list-style-type: none"> ・市民農園の整備
交通の利便性	道路が危ない	<ul style="list-style-type: none"> ・歩く人の視点で運転する 	<ul style="list-style-type: none"> ・自転車道の整備 ・路肩の整備 ・通行を妨げる樹木の伐採
	公共機関の不備	<ul style="list-style-type: none"> ・巡回バスの積極的利用 ・買い物支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・有料運転ボランティア ・巡回バスルートの見直し
	公共交通		<ul style="list-style-type: none"> ・ドア・トゥー・ドアのバス

4 市役所窓口での相談対応状況

各担当課における平成 22年度（1年間）における相談内容と対応の状況は、以下のとおりです。

相談等内容	実件数	延件数	対応状況担当課
■児童福祉課			
離婚にともなう子ども手当の申請方法について	-	約 40 件	・電話及び窓口で説明した
母子家庭等の自立支援に関する相談（技能や資格の取得について）	53 件	-	・窓口等で情報提供した
母子家庭等の自立支援に関する相談（就業支援について）	33 件	-	・県就業相談員と連携し、求人情報提供した
虐待に関する相談	23 世帯 (37 人)	-	・関係機関と連携し、見守り、面接、家庭訪問等継続的な支援した
ひとり親家庭等、養育の整わない家庭への支援	48 世帯	-	・関係機関と連携し、見守り、面接、家庭訪問等継続的な支援した
■社会福祉課			
障害者の就労相談、生活相談（障害者相談支援センターより）	96 件	525 件	・来所時に説明した ・就労先で相談した ・電話・窓口・訪問で説明した ・関係機関と連携し、就労につなげた
DV・虐待に関する相談 生活習慣における悩み相談	10 件	10 件	・女性相談センターへつなげた ・窓口で説明をした ・窓口で話を聞いた
生活保護の相談	55 件	62 件	・窓口で説明した
障害者家庭等の自立支援に関する相談（障害者相談支援事業所より）	128 件	916 件	・各施設と連携・相談し、福祉サービスの利用支援、家族を含め本人の経過観察や施設入所につなげた
■地域包括支援センター			
総合相談	208 件	290 件	・電話、窓口、訪問による相談に応じ、担当課や関係機関へつなげたり、申請援助を行った
権利擁護の相談	14 件	80 件	・電話、窓口、訪問による相談に応じ、必要に応じて成年後見制度等の手続きを開始した
高齢者虐待への相談	12 件	29 件	・関係機関と連携し、見守り、面接、家庭訪問等継続的な支援をした
介護支援相談員の困難事例への指導助言	51 件	170 件	・電話、窓口、訪問等で対応をした
■健康推進課			
精神に関する相談	68 件	316 件	・相談 ・医療機関へ受診勧奨
子どもの発達に関する相談	118 件	125 件	・事後指導教室に勧奨・相談 ・専門機関に受診勧奨・相談 ・就学に向けて学校と連携・相談
■社会福祉協議会			
独居で認知症のため、銀行でお金が下ろせない	3 件	-	・日常生活自立支援事業につなげた

5 計画策定までの取り組み（経過）

時 期	内 容	備 考
平成 22 年 6 月	事務局・委託業者打ち合わせ	<検討事項> ・計画策定の進め方について ・アンケート調査について
7 月	先進地視察 (半田市社会福祉協議会)	<参加者> ・福祉部長、社会福祉課、社会福祉協議会
	専門部会（2回開催）	<検討事項> ・アンケートについて等
8 月	策定委員会	
8～9 月	アンケート調査	・市民アンケート ・地域福祉活動者アンケート
11 月	事務局・委託業者打ち合わせ	<検討事項> ・市民懇談会の進め方について
11～12 月	市民懇談会	佐屋・立田地区 3回 八開・佐織地区 3回
平成 23 年 2 月	専門部会	<検討事項>
	策定委員会	アンケート調査結果について等
3 月	事務局・委託業者打ち合わせ	<検討事項> ・課題の取りまとめ ・計画の策定について
6 月	専門部会	<検討事項>
	策定委員会	・計画骨子案について
7 月	事務局・委託業者打ち合わせ	<検討事項> ・計画骨子案の取りまとめについて
8 月	専門部会	<検討事項> ・計画骨子案について
9 月	事務局・委託業者打ち合わせ	<検討事項> ・計画骨子案の取りまとめについて
	専門部会	<検討事項> ・計画骨子案について
10 月	策定委員会	<検討事項> ・パブリックコメントに向けた計画案について
11 月	事務局・委託業者打ち合わせ	<検討事項> ・計画案について
1 2 月	パブリックコメント	
平成 24 年 2 月	専門部会	<検討事項> ・パブリックコメントの意見の反映について
2 月	策定委員会	<検討事項> ・最終計画案について

6 愛西市地域福祉計画策定委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この訓令は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条に規定する地域福祉に関する計画（以下「地域福祉計画」という。）を策定するため、愛西市地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置し、その組織及び運営等について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 地域福祉計画の策定に関する事項
- (2) その他地域福祉計画の策定に関する必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内をもって組織し、次に掲げる者の中から市長が委嘱する。

- (1) 保健・医療関係者
- (2) 社会福祉関係者
- (3) 高齢福祉関係者
- (4) 児童福祉関係者
- (5) 教育関係者
- (6) 学識経験者
- (7) その他市長が必要と認める者

2 委員の任期は、平成24年3月31日までとする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により選出し、副委員長は、委員長が委員の中から指名する。

3 委員長は、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集し、その会議の議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 委員会には、必要に応じて委員以外の者を出席させ、意見や説明を求めることができる。

(専門部会)

第6条 委員会は、地域福祉に関する専門事項を調査審議する必要があるときは、別表に掲げる者をもって愛西市地域福祉計画専門部会(以下「部会」という。)を設置することができる。

- 2 部会は、委員会に提案する事項について協議又は調整する。
- 3 部会には部会長、副部会長を置く。
- 4 部会長は、部会員の互選により選出し、副部会長は部会長が部会員の中から指名する。
- 5 部会長は、部会を総括し、部会を代表する。
- 6 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 7 部会の会議は、部会長が必要に応じて招集し、部会長が議長となる。
- 8 部会長は会議において、必要な職員の出席を求めることができる。
- 9 部会は、当該事項に関する調査審議が終了したときは、解散されるものとする。

(協力)

第7条 各部課(局・園)長等は、委員会から要請があった場合は、積極的に協力するものとする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、福祉部社会福祉課において処理する。

(その他)

第9条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この訓令は、平成22年7月1日から施行する。

(第3条関係) 愛西市地域福祉計画策定委員名簿

所 属 名 ・ 職 名	氏 名	備 考
愛西市議会文教福祉委員長	真 野 和 久	委員長
愛西市社会福祉協議会長	浅 井 實	副委員長
医師	佐 藤 誠	
歯科医師	奥 田 悦 司	
薬剤師	前 田 芙 美 子	
津島保健所 健康支援課長	足 立 究	
愛西市身体障害者福祉会長	飯 田 春 夫	
愛西市心身障害児(者)保護者会長	土 方 君 春	
愛西市民生児童委員協議会長	山 内 幹 雄	
愛西市老人クラブ連合会長	後 藤 芳 徳	
愛西市子ども会連絡協議会長	名 倉 亨	
愛西市家庭相談員代表	加 藤 あ ゆ 美	
愛西市教育委員会委員長	中 野 良 一 郎	
愛知県立大学教育福祉学部教授	中 西 良 雄	
愛西市商工会長	青 山 幹 雄	
愛西市婦人会長	服 部 愛 子	
愛西市ボランティア連絡協議会長	畑 朝 子	
障害福祉施設(れいんぼうワークス所長)	葛 原 成 美	
老人福祉施設(愛厚ホーム佐屋苑長)	酒 向 英 夫	
愛西市副市長	山 田 信 行	

愛西市地域福祉計画

発行日 平成24年3月

発行 愛西市

〒496-8555 愛知県愛西市稲葉町米野 308 番地

TEL 0567-26-8111

企画・編集 福祉部社会福祉課 (愛西市役所佐織庁舎)

〒496-8601 愛知県愛西市諏訪町池埋 500 番地 1

TEL 0567-25-1111
